

平成30年 第1回定例会

青木村議会会議録

平成30年3月6日 開会

平成30年3月16日 閉会

青木村議会

平成30年第1回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

○議事日程	1
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議事録署名議員の指名	5
○会期決定	5
○村長挨拶	6
○議案第1号の上程、説明	14
○議案第2号の上程、説明	15
○議案第3号の上程、説明	16
○議案第4号の上程、説明	17
○議案第5号の上程、説明	18
○議案第6号の上程、説明	19
○議案第7号の上程、説明	20
○議案第8号の上程、説明	21
○議案第9号の上程、説明	22
○議案第10号の上程、説明	24
○議案第11号の上程、説明	25
○議案第12号の上程、説明	26
○議案第13号の上程、説明	26
○議案第14号の上程、説明	27
○議案第15号の上程、説明	28
○議案第16号の上程、説明	30
○議案第17号の上程、説明	31
○議案第18号の上程、説明	32

○議案第 19 号の上程、説明	3 3
○議案第 20 号の上程、説明	3 4
○議案第 21 号の上程、説明	3 4
○議案第 22 号の上程、説明	3 5
○議案第 23 号の上程、説明	3 5
○議案第 24 号の上程、説明	3 7
○議案第 25 号の上程、説明	4 6
○議案第 26 号の上程、説明	4 7
○議案第 27 号の上程、説明	4 8
○議案第 28 号の上程、説明	4 9
○議案第 29 号の上程、説明	7 7
○議案第 30 号の上程、説明	7 9
○議案第 31 号の上程、説明	8 3
○議案第 32 号の上程、説明	8 5
○議案第 33 号の上程、説明	8 7
○議案第 34 号の上程、説明	9 0
○請願第 1 号の上程、説明	9 1
○平成 30 年度青木村社会福祉協議会会計予算の説明	9 4
○散会の宣告	9 5

第 2 号 (3月8日)

○議事日程	9 7
○出席議員	9 7
○欠席議員	9 7
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 7
○事務局職員出席者	9 8
○開議の宣告	9 9
○議事日程の報告	9 9
○一般質問	9 9
山 本 悟 君	1 0 0

宮下 壽章 君	1 1 1
居 鶴 貞 美 君	1 2 4
松 澤 正 登 君	1 3 6
堀 内 富 治 君	1 4 6
宮 入 隆 通 君	1 6 3
坂 井 弘 君	1 7 9
○総括質疑	2 0 0
○委員会付託	2 0 1
○散会の宣告	2 0 2

第 3 号 (3月16日)

○議事日程	2 0 3
○出席議員	2 0 4
○欠席議員	2 0 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 0 5
○事務局職員出席者	2 0 5
○開議の宣告	2 0 6
○議事日程の報告	2 0 6
○委員長審査報告	2 0 6
○議案第1号の質疑、討論、採決	2 0 9
○議案第2号の質疑、討論、採決	2 1 1
○議案第3号の質疑、討論、採決	2 1 2
○議案第4号の質疑、討論、採決	2 1 3
○議案第5号の質疑、討論、採決	2 1 4
○議案第6号の質疑、討論、採決	2 1 5
○議案第7号の質疑、討論、採決	2 1 5
○議案第8号の質疑、討論、採決	2 1 6
○議案第9号の質疑、討論、採決	2 1 8
○議案第10号の質疑、討論、採決	2 2 4
○議案第11号の質疑、討論、採決	2 2 5

○議案第12号の質疑、討論、採決	225
○議案第13号の質疑、討論、採決	227
○議案第14号の質疑、討論、採決	227
○議案第15号の質疑、討論、採決	230
○議案第16号の質疑、討論、採決	230
○議案第17号の質疑、討論、採決	231
○議案第18号の質疑、討論、採決	232
○議案第19号の質疑、討論、採決	233
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	234
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	236
○議案第22号の質疑、討論、採決	237
○議案第23号の質疑、討論、採決	238
○議案第24号の質疑、討論、採決	241
○議案第25号の質疑、討論、採決	250
○議案第26号の質疑、討論、採決	251
○議案第27号の質疑、討論、採決	251
○議案第28号の質疑、討論、採決	252
○議案第29号の質疑、討論、採決	254
○議案第30号の質疑、討論、採決	254
○議案第31号の質疑、討論、採決	255
○議案第32号の質疑、討論、採決	256
○議案第33号の質疑、討論、採決	256
○議案第34号の質疑、討論、採決	257
○請願第1号の質疑、討論、採決	258
○閉会の宣告	258
○署名議員	261

平成 3 0 年 3 月 6 日 (火曜日)

(第 1 号)

平成30年第1回青木村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成30年3月6日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議案第 1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 青木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従事者及び運営の基準に関する条例について
- 日程第11 議案第 9号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 青木村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた

めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例について

- 日程第16 議案第14号 青木村授産所利用料徴収条例等を廃止する条例について
- 日程第17 議案第15号 道の駅あおきの設置及び管理に関する条例について
- 日程第18 議案第16号 道の駅あおきの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第17号 青木村田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例について
- 日程第20 議案第18号 青木村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第21 議案第19号 寄附採納について
- 日程第22 議案第20号 教育長の任命について
- 日程第23 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について
- 日程第24 議案第22号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第25 議案第23号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄すること
について
- 日程第26 議案第24号 平成29年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第27 議案第25号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計会計補正予算について
- 日程第28 議案第26号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第29 議案第27号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予
算について
- 日程第30 議案第28号 平成30年度青木村一般会計予算について
- 日程第31 議案第29号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第30号 平成30年度青木村簡易水道特別会計予算について
- 日程第33 議案第31号 平成30年度青木村別荘事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第32号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算に
ついて
- 日程第35 議案第33号 平成30年度青木村介護保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第34号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第37 請願第1号 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准するこ
とを求める請願書について

出席議員（10名）

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務課長 兼 事業推進 室長	井古田嘉雄君	建設農林課長	片田幸男君
住民福祉課長 兼 保健衛生 係長	花見陽一君	教育次長兼 公民館長	横田孝君
保育園長	多田治由君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山俊樹君
建設農林課長 兼 建設係長	宮下剛男君	商工観光移住 課長	新津俊二君
住民福祉課長 兼 上下水道 係長	若林喜信君	住民福祉課長 兼 地域包括支援 センター長	宮澤章子君
住民福祉課長 兼 住民福祉係長	上原博信君	建設農林課長 兼 農業振興係長	奈良本安秀君
総務課長 兼 総務係長	稲垣和美君	総務企画課長 兼 企画財政係長	小林利行君
総務課長 兼 事業推進 室長	塩澤和宏君	総務企画課長 兼 庶務係長	小林宏記君
教育係長	横沢幸哉君	商工観光移住 課長 兼 商工観光移 住課長	上原信子君

建設農林課
国土調査係長

小林 義昌 君

代表監査委員

内藤 賢二 君

事務局職員出席者

事務局 長

井古田 嘉雄

事務局 員

稲垣 和美

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（沓掛計三君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成30年第1回青木村議会定例会を開催します。

◎議事録署名議員の指名

○議長（沓掛計三君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115号の規定により、5番、宮下壽章議員、10番、山本悟議員を指名します。

◎会期決定

○議長（沓掛計三君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。

去る3月1日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日6日から20日までの15日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月20日までの15日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙日程表をお配りいたします。

〔日程表配付〕

○議長（沓掛計三君） 日程について申し上げます。

本日6日開会、議案説明のみで散会といたします。7日は議案審議のため休会、8日木曜日は一般質問と平成30年度一般会計及び特別会計予算の総括質疑と委員会付託を行います。9日金曜日は社会文教委員会の委員会審議、10日土曜日と11日日曜日は休日のため休会、12日は議案審査のため休会といたします。13日火曜日は総務建設委員会の委員会審議を行います。14日と15日は議案審査のため休会、16日金曜日は委員長報告・審議・採決、17日

土曜日と18日日曜日は休日のため休会、19日は議案審査のため休会、20日は審議・採決といたします。

◎村長挨拶

○議長（沓掛計三君） ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。

本日、平成30年第1回青木村議会3月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろ議員の皆さんには、村政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもって御礼を申し上げます。

内閣府の2月21日付月例経済報告によりますと、「景気は緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」とのことです。

今回の予算は、昨年4月から始まりました新たな第5次青木村長期振興計画後期基本計画の1年目の予算編成であります。多くの村民の皆さんに参加をいただき、議会で議決をいただきましたこの新たな5カ年計画の推進、とりわけ4つの重点プロジェクト——1つ目は、道の駅あおき高機能化プロジェクト、2つ目は、国道143号青木峠新トンネル整備プロジェクト、3つ目といたしまして、あおきっ子 小・中学校全学年2クラス化プロジェクト、4つ目といたしまして、健康寿命延伸プロジェクト、につきましては、関連する事業をあわせまして、特段力を注ぎまして、村の活性化につなげてまいりたいと考えております。

半世紀に及びます村の願望でありました国道143号青木峠新トンネルは、県の次期5カ年計画の中で事業着手として位置づけられ、来年度はルート決定の予算化が予定され、村といたしましても、事業化に向けて県への協力や、これを活用する村づくり、環境対策に取り組んでまいります。

ことは1月下旬からたびたび日本列島を強い寒気が襲いました。日本海側、特に北陸地方福井県は、観測記録を塗りかえるほどの大雪に見舞われ、除雪作業による事故、あるいは

交通機関の乱れ、車の立ち往生など大きな影響を受けたところでございます。

県内では2月5日に5季ぶりの諏訪湖の御神渡りが観測されました。いつになく春のぬくもりが待ち遠しいきょうこのごろでございます。

ところで、超少子高齢化が進み、出生率の低下が叫ばれて久しい昨今ではありますが、青木村では、今年度の出産人数が3月6日現在19人と、昨年度の16人を上回っております。また、昨年度は第3子以降の出産をされる方はゼロ人でしたが、今年度は第3子が2人、第4子が1人、第5子が2人と、第3子以降の出産がふえて、大変喜ばしい状況となっております。

子は村の宝であるとの信念のもと、今後も出産祝い金、保育料の軽減など、子育て支援策を積極的に進めてまいりたいと思います。

2月8日から25日、平昌冬季オリンピックが開催されました。日本選手団、とりわけ長野県出身の選手の活躍に、私も元気と勇気をいただいたところでございます。金が4個、銀が5個、銅が4個と、通算13個のメダル獲得は、長野オリンピックを超え、冬季大会最多となったところでございます。2連覇を遂げましたフィギュアスケートの羽生結弦選手や、オリンピック新記録で金メダルを獲得した茅野市出身のスピードスケートの小平奈緒選手、チームワークで圧倒した団体パシュート、2人で5個のメダルを獲得いたしました高木姉妹を初め、惜しくもメダルに届かなかった選手の皆さんも、それぞれがこれまでの努力の成果を發揮し、戦った、その真摯でスポーツマンシップにあふれる姿に感銘を受けたところでございます。

さて、平成29年度最終の議会でありますので、この1年を振り返ってみたいと思います。

4月18日、村長選挙及び村議会議員選挙が告示されました。村長選挙は北村政夫の他に立候補者がなく、無投票という形で行われました。

4月23日、村議会議員選挙の投票が実施されまして、村民の皆さんの期待を受け、10名の議員皆さんが当選されました。

4月28日、新しい道の駅あおき農産物直売所がグランドオープンを迎え、ゴールデンウィークには大勢のお客様でにぎわいました。

6月17日、青木診療所長であります小川原辰雄先生の養子さんの小川原秀太郎先生の結婚式が行われました。秀太郎先生には、本年1月から週に2日勤務をしていただいております。4月からは、より多く診察をいただく予定でございます。

10月18日、地方創生交付金を活用し、村の企業など官民学金と連携しております青木村

地域自然エネルギー研究協議会が、リフレッシュパーク青木内に建設していた小水力と太陽光を組み合わせましたハイブリッド発電システム「ミライズあおき」が完成し、ラオス人民民主共和国在日大使ヴィロード・スンダーラー閣下をお迎えして、オープニングセレモニーを行いました。今後、量産化に向けた改良を進めてまいります。

11月10日、青木小学校では、関東甲信越地区小学校家庭科教育研究大会長野大会が行われ、県内外から200名を超える先生方が参加、高い評価をいただいたところでございます。

11月11日、文化会館において、9年ぶりの第15回全国義民顕彰集会in青木村が開催され、村内外から60名の方の参加をいただき、開催することができました。

11月30日、長年懸案となっております上田地域広域連合の資源循環型施設建設に係る説明会が、地元自治会を対象に開催され、活発な意見交換を行うことができました。まずは第一歩を踏み出すことができたと考えているところでございます。

続きまして、さきの12月定例議会閉会後から本日までの主な行政報告させていただきます。

平成29年11月30日に秋和児童センター、12月14日に下塩尻公民館、16日には塩尻地区公民館で、地元自治会を対象といたしました上田地域広域連合の資源循環型施設建設に係る説明会が開催されました。広域3施設の老朽化もありまして、ごみ処理施設問題は広域最大の懸案事項であります。参加者からは、専門家チームによる科学的データを示してほしい、地域の振興をどう考えるかなど、さまざまな要望・意見が出されました。

いずれにいたしましても、住民の皆さんの意向を最優先として合意形成を図っていくことが重要でございます。

12月22日、JA信州うへだ農業協同組合の組合長に対しまして、村から、新規就農者の確保、育成支援など、農業の活性化に関する5項目の要望をいたしました。特にタチアカネ蕎麦の乾燥調整施設の増設につきまして、次年度の特段の御配慮をお願いしたところでございます。

12月27日、青木村授産所閉所式が行われました。平成22年から生活保護施設、社会福祉施設として就労支援の役目を果たしてきた70年の歴史に幕を閉じたところでございます。この間、オルガン針株式会社さんには最優先で作業提供いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

平成30年1月2日、34名の新成人の皆さんが出席し、青木村成人式が開催されました。恩師やクラスメートとの久しぶりの再会を喜び、落ちついた和やかな雰囲気での式典となりました。自分の将来をしっかりと考えている若者の姿に、青木村教育の成果の一端をかいま見

ることができました。これからの青木村を、そして日本を背負ってくれる皆さんに、激励のエールを送るとともに、幸多かれと祈念いたしましたところでございます。

1月7日、快晴の中、青木村消防団出初め式が、盛大かつ厳粛に挙行されました。女性消防団と小学生によるあおきっ子消防応援団も参加しての行進・観閲には、沿道よりたくさんの方の声援をいただきました。引き続き行われました式典では、村の安全・安心のため、さらに活躍することを誓い合ったところでございます。

1月11日、地元区長さんなど関係者とともに上田建設事務所に行きまして、国道143号セブンイレブン付近（村松区内）の歩道設置に関して、早期の事業着手を要望してまいりました。

1月13日、道の駅あおき及びふるさと公園あおきで、「上田で進めるジビエの未来開拓事業」といたしまして、ふえる鳥獣被害防除やジビエ料理を身近に感じてもらうため、ジビエ試食会、そして移動式解体車による解体処理実演が行われました。

1月24日、750社参加という、東京圏でも有数のビジネスマッチングイベント「彩の国ビジネスアリーナ2018」がさいたまスーパーアリーナで開催されました。ことしも商工会工業部会の皆さんが参加し、幾つかの具体的な商談も行われたとのことでございます。

1月28日から2月1日、青木村地域自然エネルギー研究協議会による現地調査団が、ラオス人民民主共和国シエンクワン県を訪問いたしました。これは太陽光発電と小水力発電を組み合わせたハイブリッド発電システム「ミライズあおき」の、ラオス人民民主共和国での実証実験を開始するに当たりまして、必要な調査を行うためのものでございます。現地の皆さんの御協力もあり、順調に終わることができました。

2月3日、節分祭が例年どおり道の駅あおき、役場、JA青木支所で行われました。ことしは休日の開催となりまして、いつもと違った皆さんにも大勢参加をいただき、大変にぎわいました。

2月13日、東京農業大学信州・青木村セミナーがありました。中山間地域における杓掛地区の運営組織とその形態、有害鳥獣捕獲と猟友会の将来像、中山間地域の課題と展望、道の駅あおきアンケート結果と提案などにつきまして、学生さんたちの研究発表がありました。建設的な意見・提案をたくさんいただきまして、大変有意義なセミナーとなりました。今後の村づくりに生かしていきたいと考えております。

2月15日、青木村農業委員会などによりまして、竹チップ堆肥化プロジェクト竹粉碎機実演会が行われました。このプロジェクトは、荒廃した竹林を整備することによるタケノコの生

産増加、竹チップを堆肥にして、その堆肥で野菜栽培、家庭用生ごみを竹チップで処理して堆肥化などに取り組むものでございます。堆肥、野菜、タケノコは、いずれも道の駅あおきで販売する予定でございます。

2月16日、地方創生の実現に向けた連携協定締結後、初めて、上田信用金庫との連携協定情報交換会が行われました。上田信用金庫の小池理事長ほか11名の皆さんや、村商工会長等の参加をいただきまして、村内商工業の活性化、企業誘致、移住など、幅広い分野で情報交換を行うことができました。

2月21日、青木村青年農業者グループ若人の会懇談会が開催されました。第2回目となります今回は、JA信州うえだ西部営農センター、農業委員会、農業者年金推進協議会、県の農業改良普及センターなど、多くの皆さんの参加を得て、若い農業者の皆さんを激励する会となりました。

2月25日、道の駅あおき運営組合総会がありました。集客が期待されているマツタケの大作や、工事と並行しての営業で、駐車スペースも少なく、不便な中ではありましたが、農産物直売所、食堂ともに売り上げ、来客数が前年を上回るペースで伸びており、生まれ変わった道の駅の新たな取り組みが、一定の成果を見せております。今後もお客様の声を聞きながら創意工夫を凝らし、よりよい道の駅となっていくよう努めてまいります。

この席上で県の所長さんから、「青木村では松竹梅がうまくそろいましたね」とお話をいただきました。マツタケの松、竹チップの竹、みかえり漬の梅、おのおの村の看板として松竹梅のおめでたい村づくりに取り組んでまいります。

3月4日、宝暦義民祭に出席してまいりました。1761年の宝暦騒動から257年を経て、なお義民の徳をしのぶ地元の皆さんの高邁な精神に感動いたしました。

以上、主な行政報告をさせていただきました。

さて次に、今年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

総務企画課関係でございますが、公共用地整備工事費といたしまして、当郷第2集会所の駐車場舗装工事を達成いたしました。中挾防災研修センター駐車場舗装工事も達成いたしました。診療所西側小川原ドクターの旧宅の取り壊し工事、3月末の終了予定で50%の進捗でございます。空き家適正管理に関する計画策定、3月完了予定で90%の進捗でございます。消防団分団統合に伴う表示名称変更工事も終わりました。地区配置のAED自動体外式除細動器の屋外設置用格納庫の設置工事も達成済みであります。5地区から御要望をいただきました。情報通信センターの通話に係る設備のSIPサーバ更新工事は75%でございます。

地方創生プロジェクトといたしまして、自然エネルギー事業、90%、タチアカネ推進プロジェクト、90%。

税務会計課関係では、ふるさと応援寄附金収入は、マツタケや農産物の不作の影響から、2月末現在で835名、1,177万5,000円となっております。固定資産台帳等基礎資料整備業務、地目現地確認調査は達成、家屋課税客体調査、達成でございます。

次に、住民福祉課関係でございますが、第7期介護保険事業計画策定、95%、臨時福祉給付金支給事業、達成、授産所業務の廃止に伴う施設解体、95%、長和町と共同で進めますし尿前処理施設は最終工程に入っております、90%。

建設農林課関係、道の駅あおき高機能化拠点施設整備事業の農産物加工施設整備事業は達成、地域食材供給施設整備事業、達成、ふるさと体験館・農産物直売所の解体工事、達成、包括的情報提供施設建築工事、90%。

農地費では、平成25年から継続いたします当郷地区中村水路改修工事、90%。

林業振興費では、国庫補助事業松林健全化推進事業、90%、保全松林健全化整備事業、90%、間伐材施設設置事業、90%。

土木費では、橋梁修繕工事設計業務、2橋、90%、当郷室賀線のり面崩落復旧工事、90%。

商工観光移住課関係では、地域消費券事業補助金及びプレミアム特別地域消費券事業補助金、達成、消防法改正に伴います横手キャンプ場及び2地域居住コンパクト住宅の自動火災報知設備工事、達成でございます。

教育委員会では、小学校ランチルームICTネットワーク整備、達成、小学校児童昇降口のとい・軒修繕工事、達成でございます。

次に、平成29年度一般会計補正予算第5号の主なものを御説明申し上げます。

一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ4,086万2,000円を追加いたしまして、総額を31億3,699万4,000円とするもので、今回の補正でお認めいただく主なものといたしまして、まず歳入で、総務企画課関係でありますけれども、総務費国庫補助金公衆無線システム普及支援事業費等補助金500万円増、地方創生推進交付金事業は、今年度の取り組みの見直しによりまして350万円減、一般寄附金1,450万円の増。

住民福祉課関係、事業費の確定によりまして、民生費国庫負担金、児童福祉費負担金、児童手当負担金160万6,000円の減、社会福祉費、臨時福祉給付金支援事業補助金、事務費補助金283万3,000円の減、授産所の受託事業の精算に伴います事業収入187万6,000円ござ

います。

次に、建設農林課関係でございますが、農林水産業費県補助金、農業費補助金、農山漁村振興交付金の補助基本額の引き下げ等によりまして1,627万5,000円の減、土木費国庫補助金、防災・安全交付金、事業量の減と入札差金により107万8,000円の減。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務企画課関係で、企画費、災害時避難所での情報支援を行う公衆無線システム普及支援事業に1,900万8,000円の増、消防費、上田地域広域消防本部負担金は、消防救急デジタル無線の整備返還金等により627万3,000円の減、地方創生プロジェクト事業費、タッチアカネプロジェクトで平成29年度実施するものを平成30年度実施することにより700万円の減。

住民福祉課関係、社会福祉総務費繰出金、国民健康保険事業の安定を図るため国民健康保険特別会計予算への繰出金3,000万円の増、老人福祉費、くつろぎの湯燃料費増に伴いまして190万円の増、老人福祉措置費、1名増により扶助費243万4,000円の増、臨時福祉給付金支給事業費、事業の確定により国庫補助金返納金312万6,000円の増、児童措置費は児童手当241万円の減、上水道施設費、簡易水道の維持管理に特別会計への繰出金495万円の増でございます。

次に、建設農林課関係についてでございますが、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業の執行状況から交付金を349万円減、高機能拠点化施設費、道の駅関連施設の防犯機能の向上を図るための監視カメラの増設や、施設ごとの電気使用量を把握するための子メーターの設置、直売所から公園の様子を監視できるカメラや放送設備の設置工事等に500万円の増、土木費橋梁維持費、調査設計委託業務の入札差金によりまして176万円の減。

次に、商工観光移住課関係でございますが、住宅管理費、修繕料238万6,000円の減。

教育委員会でございますが、小学校学校管理費、給食調理室回転釜交換工事129万6,000円の増でございます。

さて、今議会では平成30年度予算を御審議いただくことになっております。

第5次青木村長期振興計画後期基本計画の2年目となります「日本一住みたい村づくり」の実現に向けまして、4つの重点推進プロジェクトと6つの施策分野の目標達成に向けて事業展開をしているところでございます。

一般会計当初予算は、前年度当初比6.3%減の歳入歳出総額で26億5,000万円。

歳入は、村税が同1.8%増の3億7,545万8,000円、地方交付税は、普通交付税の基礎算定数値の一つでございます人口の減少を考慮いたしまして、同1.8%減の11億5,700万円。

村債は、道の駅高機能化プロジェクトや、長和町との共同で整備を進めておりますし尿前処理施設等の大型事業が終了したことに伴いまして、同52.3%減の8,540万円を見込んでおります。

歳出の主な新規事業等につきましては、まず総務企画課関係でありますけれども、リフレッシュパークの修繕費118万8,000円、マイナンバー対応システム改修198万4,000円、役場庁舎空調設備改修設計648万円、役場庁舎電話設備機器等の更新759万7,000円、地域おこし協力隊の新規採用者の報償といたしまして399万8,000円、公共施設長寿命化個別計画の策定といたしまして129万8,000円、防犯灯の新規設置工事で86万4,000円、高齢者運転免許自主返納者補助金といたしまして10万円、消火栓の新設工事といたしまして100万円、Jアラート機器の更新といたしまして356万4,000円、消防団員の出勤手当といたしまして45万円、住宅・土地統計調査といたしまして19万1,000円、県知事選挙執行経費といたしまして568万1,000円、地方創生プロジェクト推進交付金採択2事業8,150万円。

税務会計課関係でございますが、固定資産台帳等基礎資料整備で1,502万3,000円。

住民福祉課関係で、健康寿命延伸プロジェクトの取り組みといたしまして、健康管理システム「健康かるて」更新といたしまして290万5,000円、健康寿命延伸計画策定といたしまして75万5,000円、佐久医療センター救命救急センター運営事業補助といたしまして44万4,000円、青木村診療所施設等整備基金3,250万円、長和町との共同処理によりますし尿前処理施設の経費の負担金といたしまして1,200万円。

建設農林課関係で、農業支援センターミニバックホーの購入300万5,000円、農業次世代人材投資事業補助金600万円、林地台帳システムの導入90万円、村道村松国道北2号線の道路改良工事2,300万円、田沢温泉バイパス道路新設工事324万円、中村区向山2号線、下奈区滝山1号橋橋梁修繕工事1,400万円。

商工観光移住課関係で、移住定住促進費の新設1,061万円、道の駅あおき関連施設運営費の新設1,659万1,000円。

教育委員会関係では、小学校費給食調理室ガス炊飯器の交換工事140万4,000円、中学校ICT教育設備整備といたしまして1,609万2,000円、遠距離の児童生徒の通学援助といたしまして27万4,000円、保育所給食調理室の回転釜交換工事といたしまして109万2,000円。

特別事業会計といたしまして、国民健康保険事業は4月から県と共同保険者となり、新制度がスタートいたします。財政運営主体が県に移行しますが、村では引き続き保険料率の決定、賦課徴収、給付等の事務を行います。

簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業は、維持管理などの運営経費に加え、平成32年からの公営企業会計の導入に向けて、資産台帳の整備を行う費用を見込みました。

また、簡易水道建設事業は、入奈良本市之沢浄水場の建設、配水池の新設等統合整備事業が完了したために、平成30年度の予算は計上せず、皆減といたしました。

以上、平成30年度当初予算の主な事業につきまして御説明をさせていただきました。

この予算編成作業を通しまして改めて強く感じましたことは、村財政の厳しさであります。その中で村の将来にわたります自主自立をした村づくりであります。先々を見据え、村を活性化させるため、住民や議会の皆さんの協力をいただきながら推進していかなければなりません。

いずれにいたしましても、平成30年度予算につきましては、村の脆弱な状況の中ではありますが、国からの補助を上手に受けまして、村の限られた財源を有効かつ合理的に活用いたしまして、住民の皆さんの声を反映し、また将来を見据え、職員の英知を結集した予算編成ができたと考えております。引き続き行財政改革をさらに推進いたしまして、効率的で安定的な行財政運営に努めてまいります。

本定例会に提出いたしました議案は、条例案件17件、予算案件11件、その他6件でございます。詳細につきましては、教育長並びに担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 村長の挨拶が終わりました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第3、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

お手元の資料、最後のページをごらんいただきたいと思います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要についてが記載されておりますので、これをもって御説明を申し上げます。

消防団では、平成30年4月より新たにポンプ車班を組織し、現在の組織の第2分団青木部で管理していますポンプ車の管理運営全般において、今後はポンプ車班について行うこと、そのために、下図にありますとおり、消防団組織構成図の中で、改正後におきまして、ポンプ車班を指揮する機関長、その者を補佐する副機関長を設けて報酬を支給いたします。

あわせて、今まで自動車第2分団青木部ポンプ班に支給しておりました班員手当を、ポンプ車班に改め支給するように条例を改正するものでございます。

なお、報酬額につきましては、機関長は本部役員の位置づけとなるため、水利救護長等と同じ7万6,400円、副機関長は本部役員を補佐する各班長と同額の2万5,000円といたします。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第4、議案第2号 課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第2号について御説明申し上げます。

課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例。

（課設置条例の一部改正）

第1条 課設置条例（昭和35年青木村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「授産所に関する事。」及び「上下水道に関する事。」を削り、同条第3号中「土木一般に関する事。」を「土木一般に関する事。上下水道に関する事。」に改める。

(青木村議会委員会条例の一部改正)

第2条 青木村議会委員会条例(昭和62年青木村条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「授産所に関する事務」、「簡易水道に関する事務」及び「下水道に関する事務」を削り、同条第1号中「建設に関する事務」を「建設に関する事務、簡易水道に関する事務、下水道に関する事務」に改めます。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

今回の条例の一部改正につきましては、平成30年3月31日をもちまして青木村授産所を廃止することに伴う一部改正、それから平成30年4月1日から新たに上下水道係を、これまでの住民福祉課から建設農林課の文書事務へ移行することに伴いましての一部改正の内容となっております。関連する条例が課設置条例と青木村議会委員会条例にありますので、あわせて一部改正するものでございます。

以上、議案第2号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第3号の上程、説明

○議長(沓掛計三君) 日程第5、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長(井古田嘉雄君) 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

次のページから改正の条文が記載されています。

最後のページのところに一部改正の概要をつけておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

思います。

今回の条例改正につきましては、平成29年人事院勧告及び県の人事委員会勧告に基づいて、国・県が平成29年4月にさかのぼって実施する給与制度の見直しを踏まえて、当村においても、民間の給与水準と均衡を維持しつつ実施するものでございます。

勤勉手当につきましては、平成29年12月の条例改正のときに既に支給月額が0.10月分、再任用職員については0.05月引き上げられておりますが、今回の改正では、6月分と12月分の支給月に、それぞれ同月分となるように改正するものでございます。

あわせて、扶養手当の額につきましては、県が他の都道府県の見直し動向や税制及び社会保障制度の見直し動向を踏まえまして、国家公務員の制度に準じて見直すこととされたものを受けまして、当村におきましても以下のとおり改正をし、平成30年4月1日から実施するものでございます。

勤勉手当の支給割合につきましては、再任用職員以外の職員は6月分が0.90月、12月分が同月分の0.90月となります。

また、再任用職員につきましては、6月分が0.425月、12月分が同じく0.425月となります。

扶養手当額につきましては、配偶者が1万円、子が8,000円、父母等が6,500円となります。ただし、配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額につきましては、子が1万円、父母等が9,000円となります。

以上、議案第3号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第6、議案第4号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第4号について御説明申し上げます。

青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

平成30年 3月 6日 提出、青木村長、北村政夫。

次のページには条文が記載されておりますが、最後のページに、やはり条例の概要についてのものをつけてありますので、ごらんをいただきたいと思います。

青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の概要について。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

内容につきましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額に扶養手当がある場合における加算額を改正するものとなります。

なお、昨年6月には同様の改正をお願いしたところでございますが、6月の条例改正については平成29年度分について、今回、上程をいたしました改正案は、平成30年度以降の内容となっております。そこにあります表のとおりになりますが、平成30年以降については、配偶者については217円、2号の子については333円、第3号から第6号までは217円とするものでございます。

以上、議案第4号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第7、議案第5号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第5号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成30年 3月 6日 提出、青木村長、北村政夫。

今回の改正は、2条の構成から成っております。

第1条でございますが、こちらは国民健康保険制度の運営主体が村から長野県に移ることにより、課税額の定義を変更するものでございます。

本条例の第2条第1項を第1号から第3号に分け、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税

額、介護納付金非課税保険者につき算定する介護納付金課税額それぞれを規定し、いずれも県に納めるべき事業納付金としての位置づけを定義しております。

改正条例の第2条は、青木村国民健康保険運営協議会の答申に基づく改正でございます。

答申において、資産割の廃止及び税率・税額の改正を求められましたことから、資産割の廃止につきましては、第2章第2項以降の文言の訂正、第4条、第7条、第9条を削る規定及びこれに伴う他の条例の番号変更等でございます。

また、税率・税額の改正につきましては、第3条、条番号改正後の第4・第5・第6・第7・第8・第9条及び第9条の2並びに第23条において、所定の数字に変更するものでございます。

なお、答申において、平成30年度に資産割の廃止及び所得割の改正、31年度に均等割の改正、32年度に平等割の改正を行うものとされたことから、附則の第2条、適用区分において、その旨の規定をさせていただきました。

改正後の税率・税額は、お配りした資料の最後のページに、現時点から平成32年度の各年度別に一覧としてお示ししてございますので、御確認のほうをお願いいたします。

以上、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第8、議案第6号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、議案第6号について御説明を申し上げます。

議案第6号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例

青木村国民健康保険条例（昭和34年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 村が行う国民健康保険（第1条）」を「第1章 村が行う国民健康保険

の事務（第1条）」に「国民健康保険運営協議会」を「村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 村が行う国民健康保険」を「第1章 村が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条の見出し及び同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条の見出し及び同条中「国民健康保険運営協議会」を「村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

概要につきましてでございますが、この国民健康保険制度は、これまで市町村単位で運営しておりましたが、平成30年度から都道府県単位で国保運営をすることとなりました。都道府県は財政運営や効率的な事業実施等の中心的な役割を担うこととなり、市町村は引き続き資格管理や保険給付、保健事業等を実施していきます。国民健康保険施行令の一部が改正され、平成30年度4月1日から施行されることとなっており、所要の改正を行うものです。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第9、議案第7号 青木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、議案第7号をお願いいたします。

議案第7号 青木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

青木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

青木村後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む）」を、「病院等」の次に「法第55条」を加え、「同」を「第1」に改め、「入院等」

の次に「法第55条」を加え、同項第3号中「第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第4号中「第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同」を「法第55条の2第2」に改め、同項に次の1号を加える。

（5）法第55条の2第1項の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらに規定により青木村に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者。

附則第2条から第3条までを次のように改める。

第2条から第3条まで削除。

附則第4条を附則第2条とする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

この趣旨につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、国保法第116条の2の規定により住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされるものが、75歳年齢到達により後期高齢者医療制度に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とする事となり、所要の改正を行うものです。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第10、議案第8号青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、議案第8号をお願いします。

議案第8号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例（案）平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

最後のページをお願いいたします。概要書がございます。

青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例につきまして説明

をさせていただきます。

制度の趣旨につきまして、地方分権一括法に関連し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成30年4月から指定居宅介護支援事業者の指定等の権限が県から村に委譲されることに伴い、これまで県の条例で定められていた基準について、市町村の条例で定めることとされたことから、基準等を定める条例を新たに整備いたします。

新条例で規定する基準等につきまして、（1）介護保険法の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定基準並びに指定居宅介護支援事業従業者及び運営に関する基準を定めること、趣旨規定関係でございます。

（2）としまして、新条例における用語の定義、（3）としまして、指定居宅介護支援の従業者及び運営に関する基準、（4）としまして、基準該当居宅介護支援に関する基準についてでございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第11、議案第9号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、議案第9号をお願いします。

議案第9号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例（案）

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

青木村介護保険条例の一部を改正

第2条を次のように改める。

第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「2万520円」を「2万1,600円」に改め、同項第2号中「3万4,200円」を「3万6,000円」に改め、同項第3号中「4万7,880円」を「5万400円」に改め、同項第4号中「6万1,560円」を「6万4,800円」に改め、同項第5号中「6万8,400円」を「7万

2,000円」に改め、同項第6号中「8万2,080円」を「8万6,400円」に改め、同項第7号中「8万8,920円」を「9万3,600円」に改め、同項第8号中「10万2,600円」を「10万8,000円」に改め、同項第9号中「11万6,280円」を「12万2,400円」に改め、同項第10号中「13万6,800円」を「14万4,000円」に改め、同条第2項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同条第3項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「190万円」を「200万円」に改め、同条第4項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「290万円」を「300万円」に改め、同条第5項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同条第6項を削る。

第3条を次のように改める。

第1項中「第7期 翌年3月1日から同月31日まで」「第8期 翌年4月1日から同月31日まで」を追加する。同条第3項中「第2項」を「第1項」に改める。

第15条を次のように改める。

第1項中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の介護保険条例第2条及び第3条並びに第15条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

次のページ、概要でございます。

目的につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき、国から示された保険料算定により、平成30年度から平成32年度の3年間の保険料額を改正するものです。

第7期介護保険事業計画では、3年間の給付費を13億9,377万円、地域支援事業費を3,955万円と見込んでおります。

第6期では、第1号被保険者の基準額を年額6万8,400円、月額5,700円としておりましたが、第7期介護保険事業計画を行うために必要な保険料の試算では、年額7万2,000円、月額6,000円となり、今後3年間に適用するものです。

介護保険料の段階については、10段階のうちの低所得者の1から3段階の方については保

険料率を引き下げ、介護保険料の軽減を図ります。

次のページをお願いします。介護保険料の案でございます。

第1段階から第10段階がございます。今回、第1段階の保険料率の基準額掛ける0.3でございますが、今回、低所得者の皆さんへの対応としまして、第1段階基準率ですが、国の基準によりますと0.45を0.3に下げます。第2段階につきましては、0.75を0.5、第3段階は0.75を0.7と引き下げの中で、全体では基準額、年額7万2,000円の算定をさせていただいております。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第12、議案第10号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、議案第10号をお願いします。

議案第10号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

最後のページをお願いいたします。

概要を申し上げます。

制定の趣旨でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により所要の改正を行うものです。

指定介護予防支援事業者が行うべき事業の内容及び手続の説明等に係る運営の基準並びに指定介護予防支援の具体的取り扱い方針に関する規定等を改正するものです。

介護予防支援の主な業務内容でございますが、要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス、介護予防日常生活支援総合事業等及び介護予防に資する保健医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジャー等がケアプランを作成するとともに、計

画に基づくサービス提供が確保できるように、事業者等と連絡調整を行うものです。

主な改正は、医療と介護の連携強化、公正中立なケアマネジメントの確保、障がい福祉制度の相談支援専門員との密接な連携について、厚生労働省令の改正を受け、改正をいたすものでございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明

- 議長（沓掛計三君） 日程第13、議案第11号 青木村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

- 住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、議案第11号 青木村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いします。

青木村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

青木村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年青木村条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項第1号」の次に「、第79条第2項第1号」を、「指定地域密着型サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加える。

第3条中「法第78条の2第4項第1号」の次に「、第79条第2項第1号」を加える。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

概要につきまして、地方分権一括法に関連し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正により、介護保険法施行規則第132条の3の2に規定する、指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格について、法人格の有無について条例で定めることとされたため、所要の改正を行うものです。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第14、議案第12号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第12号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

次のページ以降、条例の一部改正について掲載してございます。

最後のページをお願いいたします。

概要でございますが、青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、所要の改正を行うものです。

主な改正は、定期巡回・随時対応型訪問介護のオペレーターに係る基準の見直し、地域密着型通所介護（共生型地域密着型サービス）の基準が追加されております。平成30年度から新たな介護保険施設の類型の介護医療院を追加する等、厚生労働省での改正を受け、改正いたしますのでございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第15、議案第13号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第13号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

最後のページをお願いいたします。

今回の条例の概要について申し上げます。

制定の趣旨でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、所要の改正を行うものです。

主な改正は、介護予防認知症対応型通所介護の利用定員を改めること、平成30年度から新たな介護保険施設の類型の介護医療院を追加する等、厚生労働省令の改正を受け、改正いたします。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第16、議案第14号 青木村授産所利用料徴収条例等を廃止する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第14号 青木村授産所利用料徴収条例等を廃止する条例（案）

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

青木村授産所利用料徴収条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は廃止する。

- (1) 青木村授産所利用料徴収条例（昭和37年条例第7号）
- (2) 青木村授産所基金条例（昭和49年条例第16号）
- (3) 青木村授産所施設に関する条例（平成9年条例第2号）

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

概要を説明させていただきます。

村運営の青木村授産所が昨年12月末をもちまして閉所となりました。青木村授産所は、昭和22年2月、戦争犠牲者、引き揚げ者、離職者など、失業者対策の厚生事業として和傘の製造から発足し、社会福祉事業の授産施設として就労を提供してまいりました。当時から現在に至るまでには、社会情勢は大きく変化し、青木村授産所におきましても、受託作業確保の困難、また年々利用者数の減少、新規利用の申し込みもなくなりました。利用者も年金受給者でもあり、高齢化が進み、その役割は十分に果たし終えたという結論に達し、福祉施設として70年間続いてきた授産所を閉所いたしまして、関係条例の廃止とさせていただきます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） ここで暫時休憩といたします。

10時20分より再開いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第17、議案第15号 道の駅あおきの設置及び管理に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） それでは、議案第15号について御説明申し上げます。

道の駅あおきの設置及び管理に関する条例について（案）

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

このほど道の駅のリニューアル工事が完了となる予定でございまして、新たな施設もふえますことから、これまでの建物ごとの設置条例を一本化しまして、道の駅全体で設置及び管理条例を設けるほうが、施設ごとの条例の本数をふやすよりも今後の管理上望ましいという

ふうに考えまして、本条例を提出するものでございます。

それでは、ページをおめくりください。

道の駅あおきの設置及び管理に関する条例ということで、第1条は趣旨としまして、この条例は道路利用者の利便性の向上に供するとともに、地場産品の提供、観光及び地域情報の発信等により交流の拡大を図り、もって地域振興及び地域経済の活性化等に資するため、道の駅あおき（以下「道の駅」という）を設置し、その管理等について必要な事項を定めるものとするということで、第2条では、名称及び位置、第3条としまして、施設ということで、道の駅は別表に掲げる施設及び当該施設に付随するものをもって構成するというもので、最後のページに別表がつけてございます。これらの施設をもって構成するというものでございます。

第3条2項としまして、別表に掲げる施設のうち展望広場、トイレ、休憩施設及び駐車場については、村長が長野県上田建設事務所長と締結した国道143号に設置する簡易駐車場に関する管理協定書に定める管理区分により、村長が管理する施設とするということでございまして、上田建設事務所長と道の駅のこの3つの施設については、管理協定を取り交わしてございます。その中で、その区分に従いまして、村長が管理していくということをお願いしております。

第4条では、道の駅が行う事業について記載してございます。

第5条では、指定管理者による管理ということで、指定管理者に管理を行わせることができる旨の規定が記載してございます。

第6条としまして、指定管理者が行う業務、第7条では、開業時間及び休業日、第8条では、利用の許可について、第9条として、行為の禁止、第10条では、入場の制限、第11条で利用料金、第12条では、原状回復の義務、第13条で損害賠償について、第14条、委任として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定めるということで、施設ごとの利用料金等、細部につきましては、規則で定めてございます。

附則の1としまして、この条例は平成30年4月1日から施行する。

附則の2で、次に掲げる条例は廃止するというものでございまして、青木村活性化施設の設置及び管理に関する条例、あおきふるさと体験館・農産物直売所の設置及び管理に関する条例、青木村観光センターの設置及び管理に関する条例、あおき農産物直売所の設置及び管理に関する条例、以上4本の条例を廃止するものでございます。

以上、道の駅あおきの設置及び管理に関する条例案について御説明を申し上げました。よ

ろしく御審議の上、お認めくださいますようお願い申し上げます。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第18、議案第16号 道の駅あおきの指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） それでは、議案第16号について御説明申し上げます。

道の駅あおきの指定管理者の指定について

道の駅あおきの指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

1、施設の名称、道の駅あおき。

2、指定管理者となる団体、青木村大字村松26番地1、株式会社道の駅あおき、代表取締役、林寛夫。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで3年間。

御承知のとおり、このほど道の駅あおきのリニューアル工事が完成となり、村が予定していた施設整備が完成形を見ます。管理する施設の数もふえ、村の設置及び管理条例も、これまでの建物ごとから、道の駅全体で一本化する議案をお願いしているところでございます。本条例に合わせ、指定管理の方法も建物ごとから道の駅施設全体で指定管理をお願いする方向が望ましいと考え、改めて指定管理の申請を提出していただきました。

道の駅あおきの指定管理者の選定の経過につきましては、青木村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項により、公募によらず1団体を指名し、選定する方式で行いました。

株式会社道の駅あおきを指名した理由につきましては、任意組合時代からの管理運営の実績と、同社が道の駅の管理運営と、それによる地域の活性化を目的として設立された会社であることから、株式会社道の駅あおきを指定管理者とすることが望ましいと考え、指名をいたしました。

なお、選考に当たりましては、条例により、道の駅あおきにおける事業計画に関する書類

等、選考委員会で審議を行い、選定を行いました。

指定の期間につきましては、あわせて株式会社道の駅あおきに指定管理をお願いしておりますふるさと公園あおきが、平成33年3月までの期間となっておりますので、足並みをそろえる意味で、今回は3年間といたしました。

以上でございますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第19、議案第17号 青木村田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 御説明申し上げます。

議案第17号 青木村田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例（案）

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

条例案文、ごらんください。

こちらは、昨年から建設いたしました二地域居住者向けコンパクト住宅の設置の新設条例でございます。

条例案文です。

青木村田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例

第1条としまして、趣旨、定めてございます。地方自治法の規定に基づきまして、青木村田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、設置についての規定です。青木村への移住を希望する者及び都市部と青木村に生活拠点を持つ二地域居住を希望する者に対し、一定期間、青木村の生活環境の体験及び地域住民等との交流体験を行う機会を提供することで、青木村への移住促進及び地域の活性化を図るため、体験住宅を次のとおり設置する。

表にしております、表の中、名称ですが、青木村二地域居住者向けコンパクト住宅、位置は、青木村大字田沢12番地の15です。

なお、細谷地区におきまして、田舎暮らし体験住宅としてホームページに掲載している案件がございますけれども、こちらの物件は、村が短期間、個人の方から借用しておるもので

して、空き家の活用を検討している方に原則無料で紹介している物件でございまして、このたびの条例には該当するものではないと考えております。

第3条です。こちらには使用の許可について規定をしております。

それから、第4条が許可の取り消し等、第5条については使用料、使用料は別に村長が定めるということにしております。それから第6条が減免規定、使用料の全部又は一部を減免するという規定でございまして。

次ページの第8条、こちら委任ということにして、条例に定めるもののほか、施設の管理及び運営について必要な事項は、村長が別に定めるという規定です。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上、御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第20、議案第18号 青木村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 御説明申し上げます。

議案第18号 青木村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりいただきまして、2枚目、最後のページをごらんください。こちらで説明をさせていただきます。

このたびの一部改正条例でございまして、改正の理由といたしまして、昨年の7月26日ですが、公営住宅法の一部改正が施行されております。これによりまして、公営住宅の毎年度の家賃決定に必要となる入居者からの収入申告につきまして、入居者が認知症患者等のため申告を行うことが困難と認められる場合の手続が定められました。これに伴いまして、村営住宅につきましても、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容です。

認知症患者等の入居者につきまして、収入申告が困難と認められる場合には、事業主体で

ある官公署、こちらは村ですが、が必要な書類の閲覧等によりまして、当該入居者の収入を把握し、家賃を決定することができるものでございます。

対象となる方としましては、認知症患者、知的障がい者、精神障がい者等の方々を想定しております。

期待される効果ですが、現行では収入申告等を行うことが困難な入居者が収入申告を行わなかった場合、こういったことがあった場合ですけれども、近傍同種の家賃をもって家賃決定するという規定になっております。改正後におきましては。収入に応じた適正な家賃を決定することが可能となりまして、当該入居者の家賃負担の増加が回避されるという制度になります。

なお、現在、収入申告を行われず、近傍同種の家賃をもって決定してしまっているという例はございませんが、制度上この整備をしておく必要があるということでございます。

4の施行期日ですが、公布の日からということでお願いいたします。

以上、御説明申し上げました。よろしく御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第21、議案第19号 寄附採納についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、議案第19号 寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があったので、採納することについて議会の議決を求める。
記。

1、寄附者、青木村大字田沢3122番地、青木運輸倉庫株式会社、代表取締役、五味香氏、寄附金額25万円、一般寄附として。

2、寄附者、青木村大字田沢3122番地、有限会社五味物産、代表取締役社長、五味香氏、寄附金額25万円、一般寄附として。

以上の50万円につきましては、道の駅あおき内の情報休憩施設の案内役といたしまして、

また学校教育において活用を推進するために、A I ロボットの導入のために御寄附をいただいたものでございます。

続いて、3、寄附者、青木村大字夫神1282番地、株式会社キャステク、代表取締役社長、増田公男氏、寄附金額1,400万円、一般寄附金として。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

この寄附額1,400万円につきましては、日ごろより青木村商工業発展に対して御理解とご支援について感謝を申し上げ、今後の村のさらなる活性化並びに発展のためにということで、一般寄附として村に御寄附をいただいたものでございます。

以上、寄附採納について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第22、議案第20号 教育長の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第20号 教育長の任命についてでございますが、人事案件でございますので、慣例に従いまして、最終日に改めて提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第23、議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてでございますが、これも人事案件でございますので、慣例に従いまして、最終日に改めて提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第24、議案第22号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第22号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、平成30年4月1日から白馬山麓環境施設組合が名称を白馬山麓事務組合に変更することに伴い、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをごらんいただきたいと思います。

長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約（案）

長野県町村公平委員会共同設置規約（平成17年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

別表中「白馬山麓環境施設組合」を「白馬山麓事務組合」に改める。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

以上、議案第22号について御説明申し上げました。御審議をいただき、よろしくお願いたします。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第25、議案第23号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第23号について御説明申し上げます。

上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

記といたしまして、1、放棄する権利の内容、上田地域広域連合ふるさと基金に対する出資総額4,777万4,000円のうち232万4,000円。

2、権利放棄に係る相手方、上田市上丸子1612番地、上田地域広域連合、広域連合長、母袋創一。

3、権利放棄する理由、上田地域広域連合ふるさと基金の一部を平成30年度に実施する長野県上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業（信州大学等との連携による医師確保事業、医師研究資金貸与事業、医師就労支援給付金事業、看護師修学資金支援事業、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業及び病院群輪番制病院後方支援事業）に充当するもの。

次のページをお願いいたします。

次のページから記載されておりますので、概要のみで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、次のページに記載されている内容についてですが、広域連合のふるさと基金に係る権利の一部を放棄することにつきましては、理由にも記載されていますが、上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業として、昨年も3月に定例議会におきまして、平成29年度分として186万3,000円を御議決いただきました。今回は平成30年度の継続事業に充当するために、一部を放棄するものでございます。今回、権利放棄の総額、そこに記載してあります9,988万2,000円、そのうち青木村の負担額については232万4,000円となります。

なお、事業別の青木村の財政支援額が次のページから記載されておりますので、御説明を申し上げます。

上のところに、3、上小医療圏地域医療再生計画継続事業の財政支援についてという題目があります。その下からの説明になります。

（1）信州大学等との連携による医師確保事業に155万6,000円、その下（2）が医師研究資金貸与事業に44万3,000円、ページをおめくりいただきますと、一番上に（3）医師就労支援給付事業、これが2万7,000円、（4）の看護師修学資金支援事業に8万円、それか

ら最後のページになりますが、（５）の病院群輪番制病院等救急搬送収容事業に26万2,000円、それから（６）の病院群輪番制病院後方支援事業に4万9,000円となっております。

以上、議案第23号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第26、議案第24号 平成29年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、井古田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については、各担当課所長及び教育長よりお願いいたします。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、議案第24号について御説明申し上げます。

平成29年度青木村一般会計補正予算（第5号）

平成29年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の総額に歳入歳出それぞれ4,086万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,699万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、4ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」について御説明申し上げます。

今回の地方債補正につきましては、当初の起債借り入れ予定でありました一般補助施設整備事業債、金額が3,670万円を取りやめまして、一般財源により充当することができたことで、地方債を皆減するものでございます。

この事業債につきましては、高機能拠点化施設の財源として、地域連携販売力強化施設事業分で3,000万円、それから6次産業化推進拠点施設分で670万円の借り入れを予定していたものでございます。

続いて、5ページ、お願いいたします。

「第3表 繰越明許費」になります。

款2総務費、項1総務管理費、事業名が公衆無線LAN環境整備事業、金額が1,900万8,000円となります。村内の避難施設に整備予定の事業ですが、国よりの決定交付が3月の予定となったことで、事業費全額を平成30年度に繰り越し、事業を執行するものでございます。

それでは、8ページをお願いいたします。

2歳入については、一括して御説明申し上げます。

款9項1目1地方交付税55万1,000円を追加し、11億7,918万7,000円とするもので、節1で普通交付税が見込みより増です。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金160万6,000円を減額し、9,730万1,000円となります。節1の児童福祉費負担金の児童手当負担金が見込みより減となったものでございます。

款13項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金に150万円を追加し、5,551万4,000円とするもので、節1の総務管理費補助金は、027で地方創生推進交付金350万円を減額、キッチンカーの艀装費として、改めて翌年度で計上したことに伴うものでございます。031（繰越）の無線システム普及及び支援事業費等補助金500万円を、全額翌年度に繰り越すものでございます。

目2民生費国庫補助金から283万3,000円を減額し、1,655万円とするもので、節1の社会福祉費補助金は、025で臨時福祉給付金支給事業補助金が177万円、それから026の臨時福祉給付金支援事業事務費補助金が106万3,000円、いずれも精算に伴い補助金を減額するものでございます。

目4土木費補助金から107万8,000円を減額し、284万1,000円とするもので、節1の土木費補助金の防災・安全交付金が、橋梁修繕工事詳細設計業務費の確定による減額のものでござ

ございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金6万6,000円を追加して6,333万円とするもので、節1の社会福祉費負担金15万6,000円は、更生医療給付費負担金で見込みより増。節2の授産所費負担金31万1,000円は、施設事務費負担金が見込みより増。節3児童福祉負担金40万1,000円は、児童手当負担金がやはり見込みより減とするものでございます。

款14項2県補助金、目3農林水産業費県補助金から1,859万円を減額し、1億1,627万円とするもので、節1の農業費補助金、004史跡調査事業補助金が231万5,000円、007野生鳥獣被害総合対策事業補助金が131万円、019農山漁村振興交付金が1,416万円、020機構集積支援事業補助金が28万3,000円、028多面的機能支払事業交付金が52万2,000円、いずれも事業等の確定により減額するものとなっております。

目2林業費補助金の樹幹注入事業補助金19万7,000円は、事業費の減に伴って減額するもの。

款16項1寄附金、目1一般寄附金に1,450万円を追加し、2,950万1,000円とするもので、節1の一般寄附金は村内企業からの御寄附による増額でございます。

10ページになります。

款18項1目1繰越金に8,301万7,000円を追加して、3億8,253万9,000円とするもので、節1前年度繰越金が見込みより増となりました。

款19諸収入、項4受託事業収入、目1民生費受託事業収入に187万6,000円を追加し、457万6,000円とするもので、節1授産所受託事業収入の加工収入が150万1,000円、維持費分が37万5,000円、いずれも見込みより増となっております。

款19項5目1雑入に15万9,000円を追加し、2,965万5,000円とするもので、節3の雑入、009の雑入15万円は見込みより、019の消防団員災害補償費9,000円は1名分でございます。

款20項1村債、目4一般補助施設整備等事業債から3,670万円を皆減するものでございます。節1の地域連携販売力強化施設事業費として3,000万円、6次産業化推進拠点施設として670万円が借り入れ予定であったものでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

歳出になりますので、各担当より御説明申し上げます。

初めに、総務企画課長関係について申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費13万8,000円を追加して、1億7,947万円

とするもので、節11の需用費、消耗品はコピー用紙等の不足による増額するもの、目5財産管理費に73万1,000円を追加して5,989万2,000円とするもので、節11の需用費の修繕料54万円は、庁舎の空調設備修理代等による増額、節12役務費19万1,000円は、村有物件災害共済分担金で、道の駅関連施設等の追加により増額とするものです。

目6企画費に1,873万8,000円を追加して、5,926万3,000円とするもの、節13委託料の繰り越しが64万8,000円、節15の工事請負費の繰り越し1,836万円、これは平成30年度において公衆無線LAN環境整備支援事業として、村内の避難施設であります役場、文化会館、ふるさと公園、道の駅あおき、小中学校体育館それぞれにインターネット接続サービス環境の整備をするものでございます。節19負担金補助及び交付金から27万円を減額、上田地域広域連合負担金が見込みより減となっております。

目9地方プロジェクト事業費から700万円を減額、8,540万2,000円とするもので、節18の備品購入費、タチアカネプロジェクト事業のキッチンカーの艤装費用を減額、改めて平成30年度に計上するものでございます。

次に、ページを飛びまして、18ページになります。お願いいたします。

款8項1目1常備消防費627万3,000円を減額し、7,637万3,000円とするもので、節19の負担金補助及び交付金の上田広域消防負担金、消防救急デジタル無線整備の返還金等により減額となりました。

目2非常備消防費9,000円を追加し、2,539万4,000円とするもので、節5災害補償金は、消防団員1名分の補償金が内容となります。

続いて、21ページになります。お願いいたします。

給与費の明細書となります。1の特別職については、比較の欄において8名の増、それから22ページになりますが、2の一般職については、給与費、共済費、職員手当等、増減が掲載されています。後ほど御確認いただければと思います。省略をさせていただきます。

以上、議案第24号、歳入全般と歳出の総務企画課関係について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税费、目1税務総務費47万3,000円を追加し、2,756万4,000円とする

ものでございます。節13委託料、弁護士相談業務委託料、さきの議会でも補正させていただきました事件でございます。前回は長野地裁において当方の主張が認められましたが、これを不服として東京高裁に上告がございました。今回はこれに係る費用で、このうち裁判所費用は原告に請求し、残りの弁護士費用分のみを補正させていただくものでございます。係争の内容につきましては、以前御説明したとおりでございますので、説明のほうは控えさせていただきます。節23償還金利子及び割引料、法人住民税の還付金が見込みより増でございます。

以上、税務会計課関係について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

12ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費3,060万円を追加し、1億109万5,000円とするものです。節8報償費、出産祝い金では4名分を追加いたしました。節28繰出金、国保特別会計分3,000万円を増額しております。医療給付費が高い中で基金を充当し、国保財政を運営してまいりましたが、基金も枯渇しております。国保税を引き上げながら、国保制度の持続と村の財政状況を総合的に考え、計上させていただいております。

目2障害者福祉費101万3,000円を追加し、1億3,930万3,000円とするものです。節1報酬、障害計画策定委員5万9,000円では、障害者計画の見直しとともに、新たに障害児福祉計画の策定に伴う報酬となっております。8名分を計上いたしました。節13委託料、障害者自立生活体験事業につきまして、日中サービス、ホームヘルプ、宿泊などを体験することにより、自立意欲、自活能力を高め、地域生活の継続が可能となることを目的に支援していく事業として、見込みより増といたしました。節19負担金補助及び交付金、002番、障害者介護給付費審査会負担金は、見込みより増となります。身体障害者自動車改造補助金は、1件分を計上しております。

次のページ、をお願いします。

節20扶助費、更生医療給付事業62万6,000円の増につきましては、18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が開腹させたりする手術を受けるとき、医療の給付を行うものです。

目3老人福祉費433万4,000円を追加し、2億3,583万円とするものです。

目3 老人福祉費、節11 需用費、燃料費につきましては、くつろぎの湯灯油代を見込んでおります。節20 扶助費、老人保護措置費243万4,000円につきましては、入所者1名分を追加いたしました。

目7 臨時福祉給付金支給事業費29万3,000円を追加し、2,837万5,000円とするものでございます。事務に関し、職員手当等、見込みより減となります。節19 負担金補助及び交付金では、給付者の減により減額といたしました。節23 償還金利子及び割引料312万6,000円では、今年度分が確定したために国庫へ返納するものです。

項2 授産所費、目1 一般管理費96万1,000円を減額し、2,741万3,000円とするものです。節7 賃金は、12月閉所に伴い減額とするものです。

次のページをお願いします。

目3 事業費217万7,000円を追加し、559万3,000円とするものです。節7 賃金150万2,000円、節8 報償費67万5,000円では、加工工賃の増によるものです。

項3 児童福祉費、目2 児童措置費241万円の減額では、児童手当が見込みより減となるものです。

次のページをお願いします。

款4 衛生費、項3 上水道費、目1 上水道施設費495万円を追加し、4,611万1,000円とするものです。節28 繰出金、簡易水道特別会計繰出金、見込みより増となるものです。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 次に、多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） それでは、保育園関係につきまして御説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

一番下の欄になりますが、款3 民生費、項3 児童福祉費、目4 保育所費について、500万4,000円を減額し、1億1,809万8,000円とするものです。節7の賃金につきまして、臨時保育士1名が途中退職し、その後、雇い入れができず減額となったこと、及び調理員につきまして、当初、臨時職員の見込みであったものを嘱託としたこと等によりまして減額をするのであります。

以上、保育園関係の歳出について御説明を申し上げます。よろしく御審議賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 次に、片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） それでは、建設農林課関係の補正予算の概要を申し上げます。

15ページをごらんください。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費ですが、120万円を減額し、501万3,000円とするもので、節7賃金、臨時雇い人料が、正規職員の増員等により見込みより減となったものでございます。

目3農業振興費ですが、469万円を減額し、4,763万1,000円とするもので、節7賃金、臨時雇い人料の120万円は、やはり正規職員の増員等によりまして見込みより減となったものでございます。

節19負担金補助及び交付金の補助金、有害鳥獣駆除対策協議会交付金280万円の減は、入田沢地区で侵入防止柵の設置を予定しておりましたが、次年度に先送りになったことにより減でございます。

16ページへまいりまして、多面的機能支払交付金69万円の減は、一組織におきまして、農地維持の取り組みに加えて、資源向上支払い、長寿命化の取り組みですね、こちらにも取り組むということで、そういう予定で予算計上しておりましたが、実際にはこの組織では取り組まなかったことによりまして、そのことによる減でございます。

目5の農地費でございますが、48万5,000円を減額し、316万9,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金の補助金、村単土地改良事業補助金で、農業用水路等の改修などに対する補助金でございますけれども、多面的機能支払等で取り組んでいただいているケースが多いわけでありまして、見込みより減となったものでございます。

目8国土調査費でございますが、財源振替となっております。当初予算では、補助対象事業分としまして、中村2区の調査後の測量業務と新規の中村3区の一筆地測量等を予定してございましたが、過年度に実施した調査区におきまして、県や法務局と協議した結果、一部、再検証や見直しが必要となってまいりました。新規地区の調査につきましては手戻りが生じるというふうに判断したため、中村3区には着手せず、中村2区の測量業務のみを補助事業として実施したため、補助金が減額となったものでございます。

見直しが生じる内容としましては、主には測量法の改正、あるいは河川管理者との協議によるものでございまして、特に東日本大震災以降ですけれども、基準点の基礎となる測量衛星の充実、あるいは測量機器や測量技術の革新によりまして、測量法ですとか地籍調査の作業規定が頻繁に改正をされておきまして、調査済みの基準点や測量の成果についても、改めて現状の測量法や作業規定にあった成果が求められておりますことから、検証ですとか、あ

るいは再測が必要となったものでございます。いずれも土地の制限や所有者への負担を強いることのないように対応するものでございますけれども、再検証の業務が田沢4区以降の全ての調査区に関連しますことから、ボリュームも多く、これらの再検証の作業に集中して、次年度以降に新規地区の調査を再開する予定で進めているところでございますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、目9高機能拠点施設費ですけれども、100万円を追加して3億4,724万8,000円とするものでございます。節13委託料では、設計委託料が200万円、見込みより減となったものでございます。節15工事請負費の村単事業工事請負費500万円につきましては、道の駅内の防犯カメラの増設、あるいは各施設の電気使用料を把握するための子メーターの設置、また直売所から公園の様子を監視できるカメラや、公園に向けた放送設備の設置に要する費用をお願いしてございます。節18備品購入費ですが、建設中の情報休憩施設に配置します椅子、テーブル等の備品として250万円、さきに完成しております総菜・漬物加工施設の備品が見込みより安価で購入できましたことから450万円の減額、トータル200万円の減額をお願いするものでございます。

17ページへまいりまして、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費ですが、14万6,000円を減額し、2億2,329万9,000円とするもので、節9旅費3万1,000円は、職員の出張旅費が見込みより増となったものでございます。節19負担金補助及び交付金の補助金、治水砂防協会負担金ですが、入田沢の砂防堰堤工事が始まるということで、事業割による負担金の増額を見込んでおりましたけれども、砂防指定地の手続等によりまして、県による工事着手が1年おくれたことによりまして、今年度につきましては、減額となるものでございます。

続きまして、項2道路橋梁費、目1道路維持費でございますが、45万9,000円を減額し、5,583万円とするもので、節14使用料及び賃借料の11万8,000円の減は、材料支給事業に伴います重機等の借上料が見込みより減となったものでございます。節17公有財産購入費ですが、道路工事等に伴います用地の購入費が、やはり見込みより減となったものでございます。節19負担金補助及び交付金の16万9,000円は、除雪機購入補助金が入札差金等により減となったものでございます。

続きまして、目3橋梁維持費ですが、176万3,000円を減額し、626万4,000円とするもので、節13委託料、国庫補助事業委託料は、橋梁修繕工事に伴う詳細設計委託料が、入札差金等により見込みより減となったものでございます。

以上、建設農林課関係の補正予算の概要を申し上げました。よろしく御審議賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 御説明申し上げます。

議案の18ページをごらんください。

款7土木費、項3住宅費、目1住宅管理費でございます。238万6,000円を追加し、793万7,000円とするもので、節11需用費で修繕料の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、今季の急激な寒波によりまして、村営住宅の水道管の破裂ですとか給湯器の故障等が相次ぎまして、緊急修繕を要したことによりまして、予算が大幅に不足するもので、補正をお願いするものでございます。

次の目2住宅建設費でございます。50万円を追加し、250万円とするもので、節19負担金補助及び交付金の住宅リフォーム補助金の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、当初の予想を上回る好調な住宅リフォーム申請が寄せられておりまして、補正増をお願いして対応したいというものでございます。

以上、商工観光移住課関係の議案の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

同じく18ページでございます。

款9教育費、項2小学校費は、211万2,000円を増額し、合計4,556万5,000円といたしました。節11需用費の増で、修繕料として計上した内容は、小学校の図書室と調理室の照明をLEDにするための費用でございます。

次のページをお願いします。

節15工事請負費の増は、給食調理室の回転釜の取りかえと排水溝の塗りかえ工事を行い予定しております。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、91万3,000円を増額して、5,133万6,000円といたしました。内訳ですが、節11需用費の増は、教室の壁紙の修繕と、教室棟の前に手すりを取りつける工事費でございます。教室棟の西側隅がちょっと危険であるということで、その部分に手すりを取りつけます。

項4社会教育費、目3文化会館費でございますが、21万1,000円を増額して、1,293万

2,000円といたしました。節15工事費の増は、文化会館東側の駐車場付近を照らす街灯を設置するための工事費でございます。

目7図書館費の増は、人事異動に伴う人件費の増と図書館ネットワークの負担金の減に伴う補正でございます。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第27、議案第25号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、議案第25号をお願いいたします。

平成29年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度青木村国民健康保険特別会計予算補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,005万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いいたします。

2 歳入

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金3,000万円を追加し、5,999万2,000円とするものでございます。節5法定外繰入金3,000万円を計上させていただきました。

款8繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金2,000万円を追加し、3,000万円とするものでございます。法定外繰入金につきましては、青木村の国保事業において、今まで医療給付費が高騰している中で、基金を充当し、国保財政を運営してまいりましたが、基金も枯渇しております。来年度の国保税を引き上げながら、国保制度の持続と村の財政状況を総合的

に考え、計上しております。また、基金繰り入れにつきましても、今年度の医療給付費が伸びており、増額とするものです。

次のページをお願いします。

3 歳出

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、補正額2,000万円を追加し、3億1,578万円とするものでございます。節19負担金補助及び交付金、診療報酬給付費2,000万円の増となるものです。当初、1カ月の給付費は2,460万円を見込んでおりましたが、11月までの平均で見ますと1カ月2,600万円余りと非常に伸びておりますので、今回、追加させていただいております。

款13基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金3,000万円を追加しております。今年度、平成29年度では基金全体を3,000万円取り崩す予定でございますが、来年度から3年間の国保税、医療給付費を考慮し、国保事業の安定化を図るために積み立てをするものです。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第28、議案第26号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第26号 平成29年度青木村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度青木村簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,628万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いいたします。

2 歳入

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金495万円を追加し、4,598万2,000円とするものでございます。一般会計繰入金につきましては、修繕費等の増に伴うものです。次のページをお願いします。

3 歳出

款1運営管理費、項2施設管理費、目1維持管理費495万円を追加し、5,377万4,000円とするものでございます。節11需用費、修繕料につきましては、当郷配水池流量計の修理など、村内9配水管の修理を見込んでおります。節13委託料、水質検査委託料45万円につきましては、4月より供用開始となる市ノ沢浄水場におきまして、浄水全項目の水質検査に要する経費となっております。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第29、議案第27号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第27号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,012万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,554万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

2 歳入

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 下水道国庫補助金692万5,000円を減額し、1,700万円とするものでございます。003社会資本整備総合交付金につきまして、浄化センター機械設備等更新業務の減額に伴うものでございます。

款4 繰入金、項2 基金繰入金、目1 基金繰入金561万5,000円を減額し、1,396万円とするものでございます。同じく浄化センター設備等更新業務の減額に伴うものでございます。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金241万7,000円を追加し、903万1,000円とするものでございます。見込みより増とするものでございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款1 下水道費、項2 公共下水道管理費、目1 公共下水道管理費1,012万3,000円を減額し、9,152万4,000円とするものでございます。節11需用費、修繕料につきましては、浄化センター計器ホッパー修繕65万9,000円、ループコントローラー修繕121万円が主なものでございます。節13委託料1,254万円の減額につきましては、平成28年から29年の2カ年事業で進めております浄化センター機械設備等の更新業務につきまして、詳細設計を経て機械選定、入札差金により減額となるものです。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第30、議案第28号 平成30年度青木村一般会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、井古田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については、各担当課所長及び教育長よりお願いいたします。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、平成30年度の一般会計予算の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

説明の前に、一部誤ったところがございますので、訂正をお願いしたいと思います。

1 ページ、一時借入金第3条となっておりますが、第4条の誤りでございます。その下、

歳出予算の流用が、第4条ではなく5条に訂正をそれぞれお願い申し上げます。申しわけありませんでした。

それでは、説明のほうに入ります。

平成30年度青木村一般会計予算について

平成30年度青木村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26億5,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条の第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額26億5,000万円につきましては、前年度予算に比べまして1億7,750万円の減、率で6.3%となっております。

続いて、2ページから5ページまでは、第1表の歳入歳出予算となっておりますが、省略をさせていただいて、6ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」について御説明申し上げます。

事項は固定資産課税客体調査業務及び基礎資料整備業務委託料、期間は平成30年から32

年までの3年間、限度額が4,188万2,000円です。内容につきましては、固定資産課税台帳整備に係る委託業務となります。

続いて、7ページになります。

「第3表 地方債」について御説明申し上げます。

歳入予算の中で、この後、30ページにも記載されておりますが、また歳出についても、それぞれの対象事業に充当して事業を実施する内容となっております。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で御説明申し上げます。

目的は、地域活性化事業債、循環型社会形成事業債を農業用水路工事に充当する起債の内容です。限度額が230万円、方法は証券発行、または証券借入れにより、利率が3%以内、ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により繰上償還又は償還年限の短縮もしくは借りかえができるものとする。

以下、起債方法、利率、償還方法については同様となりますので、省略をさせていただきます。

その下、緊急防災減災事業債、限度額350万円、内容は、Jアラート設備の機器更新工事に充当するものでございます。

辺地対策事業債、限度額160万円、内容は、消防可搬ポンプ購入に対する起債となっております。

続いて、臨時財政対策債、限度額7,800万円、財政支援としての起債の内容ですが、前年より減額となっております。

続いて、9ページ、お願いいたします。

9ページから11ページにかけてになりますが、歳入歳出の予算事項別明細書の総括表となります。本年度予算額の構成割合のみ申し上げます。

まず、9ページ、歳入になりますが、村税14.2%、地方譲与税1.1%、利子割交付金は、構成割合は出てまいりません。配当割交付金0.1%、株式譲渡所得割交付金は、構成割合は出ておりません。地方消費税交付金2.7%、自動車取得税交付金0.2%、地方特例交付金0.1%、地方交付税43.7%、交通安全対策特別交付金については、構成割合は出てまいりません。分担金及び負担金0.8%、使用料及び手数料は3.0%、国庫支出金6.4%、県支出金5.2%、財産収入0.2%、寄附金0.6%、繰入金12.0%、繰越金4.9%、諸収入1.6%、村債

3.2%になります。

続いて、10ページになります。歳出の構成になります。

議会費1.5%、総務費20.7%、民生費25.3%、衛生費7.5%、農林水産業費6.5%、商工費3.9%、土木費12.7%、消防費4.6%、教育費9.1%、災害復旧費は構成割合はございません。公債費8.1%、予備費0.1%。

以上となります。

続いて、12ページをお願いいたします。

説明に当たりましてですが、歳入及び歳出の本年度の予算額、記載されておりますが、簡略化をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、歳入について一括御説明申し上げます。

款1村税、項1村民税、目1個人分は498万8,000円の増、節1の現年度課税につきましては、前年と比較して均等割が777万7,000円、人数で9人の増、金額で3万円の増、所得割の1億4,543万2,000円は、人数で8名の減、金額で485万8,000円の増を見込んでおります。

目2法人分は24万4,000円の増、節1の現年課税分につきましては、前年と比較して、均等割677万円は10万円の増、法人数合計では2件の増となっております。法人格割459万円は、14万4,000円の増を見込んでおります。

項2目1固定資産税155万3,000円の増、節1の現年課税分については、土地が5,076万1,000円、これが79万5,000円の増、家屋8,549万1,000円は、2,003万円の減となっております。

続いて、14・15ページになります。お願いします。

償却資産3,151万6,000円、248万8,000円の増を見込みました。目2の固定資産等所在市町村交付金につきましては前年同額。

項3目1軽自動車税は36万1,000円の増、節1現年課税分1,713万8,000円については、36万1,000円の増です。

続いて、16・17ページになります。

台数合計では、2,771台分を見込んでおります。項4目1たばこ税は45万2,000円の減、節1現年課税分2,109万8,000円については、45万2,000円の減、全体本数の減少に伴う減額を見込んでいます。

項5目1入湯税は4万1,000円の増、節1現年課税分172万円については、宿泊者が360人

の増、金額では5万4,000円の増、日帰り者については276人の減、金額で1万3,000円の減を見込んでおります。

続いて、18・19ページになります。

款2 地方譲与税、項1 目1 地方揮発油譲与税については、27万2,000円の減。県の減収見込みにより減額としました。

項2 目1 自動車重量譲与税は、48万3,000円の減、款3 項1 目1 利子割交付金16万円の増、款4 項1 目1 配当割交付金45万9,000円の増は、いずれも県に準じて実績見込みによるものでございます。

款5 項1 目1 株式等譲渡所得割交付金は前年同額、款6 項1 目1 地方消費税交付金163万5,000円の増は、やはり県に準じて増額としました。

款7 項1 目1 自動車取得税交付金152万7,000円の増、実績見込みによるものでございます。

款8 項1 目1 地方特例交付金24万2,000円の増、国の見込みにより増額といたしました。

款9 項1 目1 地方交付税2,163万6,000円の減、節1 の地方交付税の普通交付税につきましては、国の見込みにより前年度予算の2%減、10億9,700万円、また特別交付税については、前年並みの6,000万円でそれぞれを見込みました。

款10 項1 目1 節1 交通安全対策特別交付金は前年並み、款11 分担金及び負担金、項1 の分担金、ページが20・21ページになります、目1 の農林水産業費分担金は同額、節1 の農業費分担金は、循環型社会形成事業の当郷水路工事に係る分担金でございます。

項2 目1 総務費負担金50万円の減、節1 の高速情報通信サービス負担金は、通信サービス加入負担金、放送サービス加入負担金、いずれも前年同額です。節2 の地方創生推進交付金事業負担金は、長和町から共同推進事業として、ソバのイベント共同費用に係る負担金が内容です。

目2 民生費負担金153万2,000円の増となっております。節1 の社会福祉費負担金の老人保護措置費入所者負担金が6名分、96万円の増、節2 の児童福祉費負担金57万2,000円の増は、保育料が87人、早朝保育料50人、延長保育料55人、一時的保育料、延べで160人を見込んでおります。

目3 衛生費負担金は同額で、内容は、未熟児療育医療受給者負担金の内容です。

款12 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務手数料41万5,000円の減となります。節1 の総務使用料のバスターミナル喫茶店使用料と村営駐車場使用料は前年同額、村営バスの運

行使用料が、実績により19万3,000円の減額で見込んでいます。節2の現年度分高速情報通信サービス使用料29万6,000円の減で、通信サービス利用料と放送サービス利用料、前年調定額の90%で見込みました。節4光ケーブル使用料7万4,000円の増で、固定使用料と加入者による使用料の合計が内容となります。

目2商工使用料6万円の減となります。節1の観光施設使用料でキャンプ場と昆虫資料館使用料は前年同額、加工施設使用料が皆減となったものでございます。

続いて、目3土木使用料12万円の減で、節1の住宅使用料の教員住宅使用料は9件分で同額、村営住宅使用料が98件分で12万円の減となっております。

目4教育使用料は12万5,000円の減、節1の保健体育使用料からになります。ページが22・23ページになります。その中で節3美術館使用料までは、実績により減額で計上をしております。

項3手数料、目1総務手数料8万6,000円の増、節1と節2は前年と同額、節3の戸籍住民基本台帳手数料は240万1,000円が増額となります。

目2の衛生手数料は同額で、節1の保健衛生手数料のうち犬の新規登録手数料は20頭分、注射済票の交付手数料は300頭分を見込んでおります。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金82万7,000円の減となっております。節1の社会福祉費負担金67万7,000円の減で、いずれも2分の1の国庫負担、節2の児童福祉費負担金15万円の減で、3分の2の国庫負担、節3の保険基盤安定負担金は同額で2分の1の負担となっております。

目2衛生費国庫負担金は同額、節1の保健衛生負担金は同額で、未熟児療育医療事業負担金が2分の1の負担割合となっております。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3,159万6,000円の増で、節1の総務管理費補助金が3,226万6,000円の増、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が、事務の委託にかかわる交付金、それから地方創生推進交付金として、自然エネルギー事業で2,900万円、それからタチアカネ蕎麦事業で1,100万円がそれぞれ2分の1の補助となっております。節2村営バス運行管理費補助金、内示に基づいて67万円の減額としました。

目2民生費国庫補助金は1,662万9,000円の減で、節1の社会福祉費補助金、障害者地域生活支援事業補助金が2分の1補助、節2の児童福祉費補助金は同額となりまして、児童クラブ運営費の3分の1補助となっております。

24・25ページをお願いします。

目3 衛生費国庫補助金は1万5,000円の増、節1 保健衛生費補助金の合併浄化槽設置補助金は同額で、7人槽1基分を見込んでいます。疾病予防対策事業費補助金は1万5,000円の増で、補助率は2分の1。

目4 土木費国庫補助金1,789万7,000円が増となります。節1の土木費補助金、社会資本整備総合交付金1,457万4,000円が皆増となります。道路改良工事に対する交付金で、防災・安全交付金が333万円の増、橋梁修繕工事2橋分に対する交付金となります。節2の住宅費補助金2万円の増で、住宅建築物耐震改修等事業補助金2戸分を見込みました。

目5 教育費国庫補助金は同額です。節1の教育費補助金で、特別支援教育就学奨励金が2分の1補助、それから私立幼稚園就園奨励費補助金6名分を見込みました。

項3 委託金、目1 総務費委託金は同額、目2の民生費委託金は2,000円の減、節1の児童福祉費委託料は、特別児童扶養手当事務委託金として15名分が内容となります。

続いて、款14県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金401万7,000円の減となります。節1の社会福祉費負担金は33万8,000円の減、いずれも4分の1の県負担、節3の児童福祉費負担金の児童手当負担金は、6分の1が県の負担となっております。節4の保険基盤安定負担金については、保険基盤安定負担金国補分は同額で、県より保険料軽減分として3分の2、保険者支援分で4分の1が負担となっております。また、保険基盤安定負担金後期高齢分は4分の3が県の負担となっております。

目2 衛生費県負担金は同額、節1の保健衛生費負担金について、県負担金は保健事業費負担金が3分の2、未熟児療育医療事業負担金が4分の1の負担。

項1 県補助金、目1 民生費県補助金125万2,000円の増となります。節1の社会福祉費補助金のうちになりますが、001の障害者福祉医療費給付事業補助金は129万1,000円の増で、補助率2分の1、続いて006社会福祉法人による生活困窮者利用者減免事業補助金から030障害者地域生活支援事業補助金まではほぼ同額、039の地域福祉総合助成金事業補助金は2分の1の補助率で新規でございます。節2の児童福祉費補助金につきましては、001が乳幼児児童医療費給付補助金と002の母子父子家庭医療費給付補助金、いずれも補助率が2分の1になります。

26・27ページになります。

005の児童クラブ運営補助金は3分の1補助、011の第3子以降の保育料減免事業補助金は、11人分を見込んでいます。

目2 衛生費県補助金は同額、節1の保健衛生費補助金の合併浄化槽設置補助金は、7人槽

を1基分、3分の1補助です。

目3農林水産業費県補助金は7,404万5,000円の増、節1の農業費補助金のうちになりますが、003の中山間地域等直接支払事業交付金は同額、補助率4分の3、028多面的機能支払事業交付金が25万9,000円の減で、補助率4分の3、030の新規就農経営継承総合支援事業補助金が150万円の増で、4名分を見込みました。節2の林業費補助金、まず002の松林健全化推進事業の伐倒駆除になりますが、金額同額で、補助率が2分の1、005保全松林健全化整備事業補助金も、金額は同額、70%の補助、034の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は、新規で計上をしています。

項3委託金、目1総務費委託金585万5,000円の増となっております。節1の総務管理費委託金、前年とほぼ同額であります。節2の徴収税委託金は、納税義務者2,291名分に対するものでございます。節4統計調査委託金は、14万2,000円の増が内容で、学校基本調査、それから工業統計調査、平成30年度住宅土地統計調査、その他の準備調査の4調査に係るものでございます。節5の選挙費委託金は皆増で、今年度予定されております県知事選に係る委託金です。

款15財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は同額、節1の土地建物貸付収入は村有地並びに駐在所の貸地料、それから道路占用料が内容。

目2の利子及び配当金は7万5,000円の減で、節1の利子及び配当金で、財政調整基金等の利子分が内容となります。

28・29ページになります。

款16項1寄附金、目1一般寄附金は同額で、節1の一般寄附金で、青木村ふるさと応援寄附金に伴うものでございます。

目4教育費寄附金、節7図書館費寄附金は新規で、雑誌サポート事業寄附金として2社分を見込んでおります。

款17繰入金、項1目1基金繰入金は2,740万9,000円の減、節1の基金繰入金のうち001の財政調整基金が1億2,800万円の増、主には消防費負担金、地方創生事業に充当をしております。続いて、003の土地開発基金500万円の増で、公有財産購入費に充当をしております。それから006の公共施設整備基金1億4,850万円の減となっておりますが、道の駅の関連施設の完成に伴って、前年度の授産所基金、それからさらに情報通信関連事業基金が、いずれも皆減となったことで、大幅な減額となります。

款18項1目1繰越金は同額、節1の前年度繰越金です。

款10諸収入、項1延滞金、加算金及び過料と項2の村預金利子は同額。

項3の貸付金元利収入は、農産物加工施設運営組合貸付償還金がなくなったことで、200万円の減となっております。また、受託事業収入については、授産所の廃止に伴いまして皆減となっております。

項5目1雑入177万6,000円の減で、主な要因は、節2の消防団員退職報償金、20名から17名になったことで、113万6,000円の減額となっております。

続いて、30・31ページになります。

款20項1村債、目1地域活性化事業債30万円の減、節1の循環型社会形成事業債として、当郷地区の農業用水路に充当するもの。

目2の緊急防災減災事業債は新規で、緊急情報伝達のためのJアラート設備機器のシステム改修工事に充当するものです。

目3の辺地対策事業債も新規になります。節4消防施設整備債として、可搬ポンプ購入に對しての充当になります。

目4地域財政対策債は200万円の減、国に準じて前年度予算額の97.5%で見込んでおります。また、ここに記載はしてございませんが、一般廃棄物処理事業債が6.690万円、長和町とのし尿前処理施設経費にかかる一般補助施設整備事業債が3,000万円、それから道の駅の農産物加工施設、地域食材供給施設等に係るもの、いずれも事業完了に伴って皆減となっております。

○議長（沓掛計三君） ここで暫時休憩といたします。

午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、引き続き平成30年度の一般会計歳出のほう、ページで申し上げますと、32・33ページからお願いをいたします。

3の歳出になりますので、各担当より御説明を申し上げます。

説明に当たりましては、昨年と比較して変更になった項目、あるいは重要なところを中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは初めに、総務企画課の関係になります。

款1項1目1議会費36万3,000円の増となります。この会計につきましては、議員さん10名分に係る予算となっております。節1報酬、節3の職員手当までは前年同額、議員10名分の報酬と手当になります。節4の共済費につきましては、負担金率の改正で47万4,000円の増額となっております。節9旅費、節10公債費は同額、節11需用費が13万9,000円の減、消耗品等によるものでございます。節12役務費から節14使用料及び賃借料まではほぼ同額、節19負担金補助及び交付金は2万9,000円の増で、議員研修負担金等によるものでございます。

款2項1総務管理費、目1一般管理費632万8,000円の増。内容は、特別職1名、それから総務企画課関係の職員に係る人件費、それから県から自治法派遣でおいでになっている職員1名、さらに事務全般に係る経費等が計上された項目でございます。

それでは、節1の報酬は31万1,000円の増、新たに産業医との契約を今回盛り込んでおります。職員の管理等に携わるものでございます。続いて、節2給料は、再任用職員の増により248万4,000円の増となっております。

34・35ページをお願いいたします。

節3職員手当等は特別職1名、一般職11名、それから再任用職員2名に係る人件費になります。節4の共済費、主には特別職2名と一般職に係る経費で、5万8,000円の増、節7賃金については、臨時職員2名分で29万8,000円の増となります。

36・37ページをお願いします。

節9の旅費から節12の役務費まではほぼ同額、節13の委託料104万9,000円の減となります。主な要因は、公的個人認証機器の保守料、それから財務会計の源泉徴収システム等が完了したことによる減であります。節19の負担金補助及び交付金については、426万2,000円の増となります。主な要因は、023の職員派遣負担金で、それに伴う負担金の増額となっております。

38・39ページをお願いします。

目2文書広報費134万1,000円の増となります。内容は、毎月発行しております広報あおき、それから例規集等に係る経費が内容です。節11の需用費の印刷製本費6万5,000円の増ですが、年間の広報あおきの印刷代に伴う増額となります。節13の委託料124万2,000円の

増となります。004の例規集データ更新等委託料で、新たに会計年度任用職員制度の導入に伴う例規の整備、その支援業務として計上をいたしました。

目3の財政管理費は、予算書と決算附属資料の印刷代が内容です。

40・41ページをお願いします。

目5財産管理費1,113万6,000円の増となります。内容は、庁舎を含めて公共施設、公共用地、公用車、それから積立金等の管理に係る経費が計上されております。また、増額の要因といたしましては、庁舎の空調設備設計委託料、それから電話設備の機器更新工事に伴う増額が内容です。

節11の需用費、消耗品、光熱水費が庁舎に係る費用、それから修繕料は、公用車等の修理、車検等の費用で、金額は前年とほぼ同額。

節12の役務費の保険料39万9,000円の増になります。村有建物災害共済分担金の中で、道の駅関連施設の完成に伴う要因です。

節13の委託料773万8,000円の増、主な要因は、電算機器設定委託料のマイナンバー対応システム改修業務委託料、それから庁舎の空調設備の設計委託料が要因でございます。

節14使用料及び賃借料はほぼ同額、引き続き公用車2台分のリース料を計上しています。

節15の工事請負費206万円の増で、庁舎内の電話設備機器の更新工事を新たに計上いたしました。電話設備機器更新工事として745万2,000円が内容となります。

節17公有財産購入費については同額、節18の備品購入費34万5,000円の増、新たに職員ロッカー、それからげた箱等の庁舎備品を購入するものです。

節19の負担金補助及び交付金については、7万円の増、共有財産組合の負担金は同額となりますが、番号制度で中間サーバー利用負担金が増額となっております。

節25の積立金は、財政調整基金等の利子を積み立てるものでございます。

42・43ページをお願いします。

目6企画費390万6,000円の減となります。主な内容については、継続事業として、ふるさと応援寄附金、地域おこし協力隊、それからふるさと公園に係る経費等が計上されております。

節8の報償費については、274万7,000円の減、その中の004ふるさと応援寄附者謝礼は、紙ベースによる申し込みの寄附者へ50万円、それからウェブサイトからの申し込み者の謝礼を560万円見込んでいます。

続いて、その下、報償費は、地域おこし協力隊の活動の報償費として2名分を計上してお

ります。

節11の需用費については、ほぼ同額、燃料費は地域おこし協力隊の使用車両に係る費用、修繕料は、やはり地域おこし協力隊の住宅の修繕等を見込みました。

節12の役務費86万円の減、広告料で地域おこし協力隊の募集経費を計上いたしました。

節13の委託料103万4,000円の増で、まず委託料で、公共施設長寿命化実施計画の経費、それと002でふるさと寄附金のウェブサイト、その運用業務と、それから配送業務に係るそれぞれの委託料を計上しております。

節14の使用料及び賃借料、賃借料は、地域おこし協力隊の年間の住宅の借上料、それから使用料は、リース車両の分を見込んでいます。

節16原材料費は、ふるさと公園の花壇等に植栽する苗代等を見込みました。

節18備品購入費は、地域おこし協力隊に係るパソコン等の備品代、節19の負担金補助及び交付金は、負担金で上田地域広域連合負担金が内容です。

44・45ページをお願いします。

補助金で、001が青木村村民活動事業補助金が3件分、その下、地域おこし協力隊起業補助金100万円を見込んでおります。

目7諸費は820万円の減となります。内容は、交通安全対策、防犯関係等の経費が計上されております。

節1報酬は、青少年補導委員6名分、節7賃金から節9旅費までは同額、節11需用費、修繕料が26万9,000円の増、内容は、カーブミラー等の修繕料が増額となっております。

節13委託料、それから節14の使用料及び賃借料は同額、節15の工事請負費は、76万円の増、各地区の要望に対して、防犯灯の設置工事が10カ所、それからカーブミラー設置工事を6基分見込んでいます。

節19負担金補助及び交付金は922万9,000円の減、補助金の防犯灯設置補助金が、新設とLED化に分けての補助で増額、夏祭りの補助金も前年同額の250万円となっております。

続いて、46・47ページをお願いします。

上のところの015国際交流事業補助金は、隔年により今年度はマリスタ校からホームステイで生徒を受け入れる年となっておりますので、大幅な減額となっております。

また、例年の若者定住促進補助金700万円は、本来ここに会計があったわけですが、平成30年度から定住・移住促進費のほうへ移管したことで、皆減となっております。

目8情報通信サービス事業費936万7,000円の減、内容は、情報通信センターの設備機器

の管理、それから保守等の経費が計上されております。今年度は設備更新工事が完了したことで、大幅な減額となっております。

節1の報酬は、嘱託職員1名、節3職員手当と共済費については、嘱託職員1名と臨時職1名分の人件費、節7賃金は臨時職1名分、節13委託料45万4,000円の減、002で伝送路保守委託料は、共架設備の設備移設に伴う委託料で同額、サーバー保守委託料は、情報電話システムの管理保守とセンターの設備保守料で減額となっております。節14の使用料及び賃借料は、ほぼ同額、使用料の電柱共架料がN T T、それから中電等への支払いとなります。

48・49ページをお願いします。

節15工事請負費1,314万3,000円の減、前年度でセンター設備更新工事としてS I Pサーバー保守交換工事が完了したことで、大幅な減額となっております。

節25積立金が300万円の増、基金積立金として800万円を計上いたしました。

目9地方創生プロジェクト事業費6,275万8,000円の増となります。今年度の事業は、2つの事業を計画しております。自然エネルギーシステム開発プロジェクト事業として5,850万円、それからタチアカネ蕎麦の推進プロジェクト事業として2,300万円が主な事業です。

節8の報償費から節12の役務費までは、2つの事業に係る経費を計上しています。

節13の委託料6,752万8,000円の増で、ここで元気な企業づくり推進事業が6,000万円、主には非常用の販売促進費として2,000万円、それから販路拡大の量産体制基盤整備事業として3,100万円、それからタチアカネプロジェクト事業として2,589万6,000円、それとイベントの実施費として300万円、P Rの広報費として300万円、最後にトラックの艀装委託費として864万円が内容です。あわせて、長和町との共同推進事業費450万円が内容に入っております。

続いて、項2村営バス運行管理費、目2の運行管理費165万2,000円の減となります。内容は、村営バスの運行管理、それから地域路線バス等に係る経費が計上されております。

節1の報酬から節4の共済費については、公共交通会議の委員報酬、それから運転手3名分の人件費を計上しています。

50・51ページをお願いいたします。

節11需用費、それから節14の使用料及び賃借料については、村営バス及びバスターミナルに係る経常経費が内容です。

節19の負担金補助及び交付金100万円の減で、負担金の地域路線バス維持対策負担金、これは上田市の協力で運賃低減バスの運行事業のために、今年度600万円を計上いたしました。

続いて、ページが変わります。56・57ページをお願いします。

款2項5選挙費になります。目1の選挙管理委員会費については、選挙管理委員4名に係る経費です。目2の選挙啓発費は同額。

58・59ページをお願いします。

目3県知事選挙費については、平成30年8月末日に予定されています選挙に係る経費となります。内容については、省略をさせていただきたいと思います。

なお、その下段の村長・村議会議員選挙については執行済みですので、皆減となっております。

続いて、項6の統計調査費、目1の統計調査総務費18万6,000円の増となります。平成30年度予定されている統計調査については、学校基本調査、工業統計調査、平成30年度住宅土地統計調査、その他の準備調査となっております。説明については省略をさせていただければと思います。

60・61ページをお願いします。

款7目1監査委員会費については、監査委員2名分の活動経費で、金額は同額でございます。

続いて、ページが飛びます。118・119ページをお願いします。

下段のほうになります。款8項1消防費、目1の常備消防費は435万1,000円の増、上田広域連合の負担金で、消防車両の更新等に伴う増額となっております。

目2非常備消防費は67万8,000円の減となります。内容につきましては、消防団員に係る活動経費が主な内容となります。主な減額の要因といたしましては、退職団員の人数の減による報償金の減額によるものが内容です。

まず、節1の報酬、001の消防団団員手当、基本消防団、それから消防団の協力団員の合計250名に対する報酬となっております。002自動車ポンプ班員は24名分、消防委員については、各種大会への報酬が内容です。

節3職員手当等45万円の増は、新規に出動手当を計上いたしました。

節8報償費の001退職団員報償金は、17名分となっております。以下については、大会等の謝礼記念品代が内容となります。

節11の需用費58万6,000円の増、消耗品は消防団員用の用品等が含まれております。

節19の負担金補助及び交付金は、ほぼ同額。負担金は、損害補償掛金が300名分、退職報償金の掛金が200名分となっております。

続いて、ページが飛びます。122・123ページをお願いします。

補助金の004地域商品券購入補助金は160名分を見込んでおります。

目3消防施設費465万7,000円の増となります。内容は、地区並びに消防団の要望に対して、消防設備等、全般にわたり計上されています。

なお、増額の要因といたしましては、工事請負費の増に伴う内容となります。

節11の需用費は46万7,000円の増で、修繕料は小型動力ポンプの修繕料、並びに積載車等の車検等、さらに分団統合に伴う経費が計上の内容となります。

節15の工事請負費424万円の増となります。村単事業工事請負費で消火栓の新設工事が1カ所、それからJアラートの機器改修工事に伴う増額が内容となります。

節18の備品購入費は、ほぼ同額、消防用のホース購入、消火栓の格納庫6基分、それから小型動力ポンプ1台分を見込んでいます。

それでは、またページが飛びます。156・157ページをお願いします。

公債費になります。款11項1公債費、目1元金は312万6,000円の増、目2の利子は137万円の減となっています。

次のページ、158・159ページになります。

予備費になりますが、昨年と同額でございます。

続いて、160ページをお願いします。

給与費明細書になります。1の特別職については、比較の欄で職員数が56人の増となっております。その他の欄は記載のとおりですので、省略をさせていただきます。

161ページ、ここで1つ訂正をさせていただければと思います。

2、一般職の下に記載漏れがあります。そこに「(1)総括」という項目が入っていません。「(1)総括」という名前を御記入いただければと思います。

一般職の総括表になります。比較の欄で職員数が13名の増、それから括弧内の数字は、再任用職員の数字で、1名の増となっております。

次に、給料及び職員手当の増減額の明細、それから最終が169ページにまたがりませんが、それぞれ調書が記載のとおりになっておりますので、説明については省略をさせていただきたいと思います。

以上、議案第28号の平成30年度一般会計歳入全般と歳出の総務企画課関係について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

38ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費1,438万7,000円は、前年比40万7,000円の増でございます。節2給料、節3職員手当等、節4共済費は職員2名分、あとは特段申し上げることはございません。

50ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税费、目1税務総務費2,508万円は、前年比58万9,000円の増、節2給料、節3職員手当等、50ページになりますが、節4共済費は、職員3名分でございます。節7賃金は、通年で1名、それから申告期間中に1名でございます。

54ページ、目2賦課徴収費2,237万1,000円は、前年比89万9,000円の増でございます。

節12役務費、001通信運搬費、納税通知書等に個人番号の記載が不要になったことに伴い、簡易書留による郵送を取りやめたこと等により、5万4,000円の減になっております。004手数料、001口座振替手数料は、JA以外の金融機関もJA同様に翌月の再振替を行うこととしたため、3万9,000円の増でございます。

節13委託料、001委託料、評価がえの年に当たる平成29年度では、固定資産税評価がえ101万4,000円を計上しておりましたが、平成30年度では、終了したことにより、これを廃止しております。037固定資産台帳等基礎資料整備業務は、昨年度まで別事業として委託しておりました画地修正、画地条件調査委託とあわせ、3カ年の継続事業として計上させていただきました。3カ年全体では、6ページの「第2表 債務負担行為」、それから167ページの債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書で御承認をお願いいたしますが、当年度分につきましては、家屋課税客体調査業務、それから家屋図異動修正画地条件調査から振りかえた課税基礎資料整備更新業務を合わせて1,502万3,000円をお願いするものでございます。

今御説明申し上げた以外のものにつきましては、実績に基づき、若干の変動はございましたが、去年とほぼ同額ということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、住民福祉課にかかわる歳出予算について御説明させていただきます。

説明に当たりましては、新たに計上した箇所等を中心に説明させていただきます。

54ページをお願いします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費では、給与、職員手当等につきましては、職員2名分でございます。

次のページをお願いします。

節13委託料、戸籍情報システム電算保守委託料につきまして、システムの保守、戸籍副本データ管理分として419万4,000円となっております。

節14使用料及び賃借料の戸籍総合システムハードリース料として、413万3,000円を計上しております。

次に、60ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、節1報酬の490万2,000円については、民生委員17名と嘱託職員1名分を計上しております。

63ページをお願いします。

節8報償費、出産祝い金として285万円を計上しております。19名分を計上いたしました。

節19負担金補助及び交付金の補助金の005社会福祉協議会負担金731万8,000円は、1万9,000円の減となっております。

65ページをお願いします。

節28繰出金では、国保特別会計繰出金3,000万5,000円は、1万3,000円の増となっております。

目2障害者福祉費では、節12役務費の手数料の福祉医療費事務取扱手数料253万5,000円では、6万9,000円の増を見込んでおります。

節13委託料につきましては、008福祉事務支援システム委託料83万8,000円では、27万円の増となっております。現物給付方式導入化に伴う、運用システムの対応によるものです。

節19負担金補助及び交付金では、003相談支援事業負担金280万2,000円として、21万8,000円の増となっております。

67ページをお願いします。

節20扶助費、016の介護給付・訓練等給付費9,801万8,000円につきましては、内訳では、訪問系サービス2,232万1,000円、日中活動支援5,200万3,000円が主なものです。

目3老人福祉費では、節8報償費、高齢者祝い金として64名分を見込んでおります。

節11需用費、燃料費800万円は、くつろぎの湯の灯油代として35万3,000円の増となっております。

節13委託料、002くつろぎの湯管理委託料742万9,000円は、107万8,000円の減となり、光熱水費等の減によるもので、003老人センター管理委託料794万2,000円は、16万9,000円の増となります。007高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業700万円、高齢者生活福祉センター運営委託料198万2,000円は、30万円の増となっております。024配食サービス委託料1,046万円につきましては、昨年同額を見込んでおります。

69ページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金では、010長野県後期高齢者医療広域連合負担金6,952万4,000円は、159万1,000円の増となっております。

節28繰出金では、介護保険特別会計繰出金8,510万円は、27万9,000円の増となります。

目4地域包括支援センター費では、節1報酬、嘱託職員1名分、節2給料、職員手当等では職員3名分を見込んでおります。

71ページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金、006研修会負担金4万3,000円につきましては、ケアマネジャー更新事業料負担金を計上しております。

目5国民年金費、目6人権対策費については、特に申し上げることはございません。

目7地域少子化対策強化事業費につきまして、節8報償費では、育児子育ての応援費用として見込んでおります。

73ページをお願いします。

項2児童福祉費、目2児童措置費では、乳幼児児童医療給付費993万9,000円、64万5,000円の増でございます。児童手当につきましては、48万円の減となります。

目3母子福祉費、節20扶助費、母子父子家庭医療給付費129万3,000円につきましては、16万5,000円の増を見込んでおります。

81ページをごらんください。

授産所費につきましては、閉所となりまして、皆減となります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、節1報酬、003保健補導員42名分となっております。給与職員手当等につきましては、職員3名分でございます。

次の83ページをお願いします。

節13委託料、024健康管理システム委託料474万3,000円は、319万6,000円の増となっております。健康カルテシステムのシステム機器更新として増となっております。これは平成23年の更新後7年が経過し、システムの保守等に影響が出るため、今回整備するものです。026産婦健診委託料50万円は、産後の初期段階における母子に対する支援体制を整備するものですが、今後、医療機関と調整を進める上で予算を計上させていただきました。027健康寿命延伸計画策定委託料75万6,000円では、村の重点施策でもあります健康寿命延伸プロジェクトの推進に当たり、まずは地域における健康課題を、増加傾向である医療費の観点から状況を把握し、分析をする予定です。

85ページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金、負担金の002病院群輪番制運営負担金113万9,000円を計上しております。補助につきまして、011佐久医療センター救命救急センター運営事業補助金44万4,000円は、新規となっております。佐久医療センター救命救急部門の運営費は、人件費が大部分を占めており、黒字化が見込めない状況の中、上小医療圏にて対応できない一次・二次搬送患者の受け入れも苦慮している状況の中、青木村分として平成30年度のみの財政支援を計上いたしております。

節25積立金、青木診療所施設等整備基金として3,250万円を計上しております。地域医療体制の強化として積み立てを行うものです。

87ページをお願いします。

目2予防費の節13委託料、予防接種委託料490万8,000円につきましては、14万円の減額となっております。

節19負担金補助及び交付金、人間ドック等補助金51万円につきましては、日帰り25名、1泊5名、脳ドック1名分を見込んでおります。

目3環境衛生費、節12役務費、資源物収集運搬費194万4,000円、節13委託料、合併処理浄化槽保守点検業務委託料162万円は、108基分を見込んでおります。

項2清掃費、目1塵芥処理費につきましては、節12役務費、燃やせるごみ収集運搬費366万8,000円、燃やせないごみ収集運搬費436万8,000円を計上しております。

89ページをお願いします。

節13委託料、燃やせないごみ処理業務委託料1,183万3,000円と、昨年と同額を見込んでおります。

節18備品購入費では、ごみステーション2基分を予定しております。

節19負担金補助及び交付金、クリーンセンター負担金が935万円、60万円の増となり、集塵機・空気予熱器・焼却プラント等修繕が主なものとなっております。

目2し尿処理費、節19負担金補助及び交付金では、清浄園の利用廃止により、4月から長和町汚泥再生処理センターでのし尿汚泥処理の供用開始に伴い、運営経費として1,200万円を計上しております。青木村分として29.9%の経費負担となっております。002遠隔地補助金では、39万5,000円を計上しております。処理場が遠距離になる業務の効率化を考慮し、1,800リットル当たり800円を助成するものです。

項3上水道費、目1上水道施設費につきましては、簡易水道特別会計の繰出金4,506万円で464万7,000円の増となり、監視システムクラウド化に伴うものが主なものでございます。

以上、住民福祉課関係の予算でございますが、御審議をいただき、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） それでは、保育所関係の歳出について御説明を申し上げます。

72・73ページのところをごらんいただきたいと思います。

一番下の欄になりますが、前年比でいきますと32万円増の1億2,028万9,000円をお願いしてございます。

節1の報酬ですが、1,120万8,000円は、嘱託の保育士3名、給食の調理員2名の報酬、それから次の74・75ページになりますが、嘱託の医師2名分の報酬となります。嘱託職員2名増員のため、374万9,000円の増を見込んでおります。

次の節2の給料から節4の共済費までにつきましては、一般の職員10名分の人件費に係る費用になります。

節7賃金につきましては、2,667万7,000円、前年比でいきますと339万2,000円の減を見込んでおりまして、臨時の保育士、早朝延長の保育士、それから臨時の給食調理員の賃金でございます。

節8の報償費ですが、10万5,000円を見込んでおりまして、園で開催します講演会の講師、それから人形劇の観劇の費用等を見込んでおります。

節17の需用費につきましては、76・77ページにかけての記載になりますが、1,471万2,000円を見込んでおりまして、保育材料等消耗品、それから燃料、光熱水費、それから賄い材料費につきましては、園児と職員128名分、919万円を見込んでおります。

節12の役務費につきましては、42万1,000円を見込んでおりまして、事務用の電話等の費

用、それから給食室の雑排槽のくみ取り手数料等が主なものであります。

節13の委託料につきましては、給食に係る食品の検査、検便の費用、それから電算システムの委託料などになりますが、平成31年までに義務化となります社会福祉施設の第三者評価に係る委託料47万5,200円を新規にお願いし、161万5,000円を見込んでおります。

節14の使用料及び賃借料につきましては、複写機の使用料、それから下水道の使用料が主なものであります。

節15の工事請負費でございますが、老朽化に伴います給食調理用の回転釜の入れかえ工事102万9,000円が主なものになります。

節19負担金補助及び交付金につきましては、通園バスの補助金16名分、36万4,800円、それから保育所運営協議会の負担金7万2,000円が主なものでありまして、59万4,000円を見込んでおります。

以上、保育所関係の歳出について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） それでは、建設農林課関係の歳出予算について御説明申し上げます。

88・89ページをごらんください。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費につきましては、本年度、452万2,000円とするもので、農業委員の報酬及び農地の利用集積等を進めていくためのシステムの保守委託料等が主なものでございます。

90・91ページへまいりまして、目2農業総務費につきましては、2,519万8,000円で、前年度に比較して515万6,000円の増額となっておりますが、こちらにつきましては、昨年度当初と比較して一般職員が1名増員になっておりますので、このことが増額の主な要因でございます。したがって、職員3名分の給与費、それから公用車の燃料費等が主なものでございます。

92・93ページへまいりまして、目3農業振興費は、本年度、4,911万4,000円とするもので、前年度に対し93万6,000円の減となっております。

節7賃金は、農政に関する事務全般を行う臨時職員の賃金が主なものでございます。

節13委託料は、有害鳥獣駆除を行うための委託料424万円と、農家を支援するための農業支援センターへの委託料447万1,000円で、こちらでは小型のパワーショベルを、支援セン

ターのレンタル用機器として購入するための予算約300万円を盛り込んでございます。

節19負担金補助及び交付金では、農業生産振興を促進するため、前年度に引き続き各農業生産者団体等への補助金を計上してございます。

95ページ、003交付金では、細節001の中山間地域等直接支払事業交付金で1,393万7,000円と、004多面的機能支払交付金1,102万7,000円を継続して予算化しまして、地域の農地と農村環境の保全を推進してまいります。

前後しましたが、002では、有害鳥獣侵入防止柵のさらなる延伸を図るため、有害鳥獣駆除対策協議会交付金260万円を計上いたしました。005の青年就農給付金600万円は、青年就農者4名に対し、支援を行うものでございます。

農業振興費の減額の主なものは、農産加工施設組合への貸付金200万円が皆減になったことによるものが主なものでございます。

続きまして、目4の畜産業費でございますが、159万9,000円とするもので、前年比27万2,000円の減となっております。こちらは畜産農家の経営を支援していくための繁殖和牛購入費、また乳用育成牛の購入費で、今年度はそれぞれ1頭分を見込んでおります。農家からの返還金がございますと、積立金として基金へ積み戻しをしてございますけれども、今年度は返還の予定がないため、その分が減額となっております。その他につきましては、乳用育成牛の購入単価が20万円ほど値上がりをしております。それ以外は、ほぼ例年どおりとなっております。

目5農地費につきましては、337万7,000円とするもので、前年対比27万7,000円の減となっておりますが、継続で実施しております循環型社会形成事業による水路改修1路線分の調査設計委託料29万9,000円と、次のページへまいりまして、節15の工事請負費230万円が主なものでございます。また、村単土地改良補助金として60万円を計上し、農業用水路頭首工整備や水田の暗渠排水工事への支援を図ってまいります。

目6生産調整推進対策費は182万6,000円で、前年対比32万1,000円の増となっており、前年度同様に経営所得安定対策事業を円滑に進めるための事務賃金59万6,000円と、農業再生協議会の事務費用として負担金80万円を計上してございます。

目7山村振興費につきましては、特段申し上げることはございません。

目8国土調査費は1,910万2,000円で、前年対比286万円の増となっております。嘱託職員1名と一般職員1名分の給与費、それから補正予算でも御説明いたしましたが、国県、法務局との協議や指導によりまして、過去7年分の測量成果について再検証の必要が生じたこと

から、平成30年度は新規地区への着手を見送りまして、田沢4区から中村2区までの7工区分につきまして、再検証業務を主に実施する委託料と、平成31年度の調査再開に向けた作業計画、調査図の作成等を実施する予算を計上させていただきました。

98・99ページの下の方になりますけれども、高機能拠点施設費でございますが、こちらは平成29年度をもって施設整備が完了しましたことから、廃目となります。

続きまして、項2林業費、目1林業総務費は73万5,000円とするもので、100・101ページへまいりまして、節19の負担金補助及び交付金の負担金、長野県緑の基金負担金21万4,000円、補助金の信州上小森林組合助成事業補助金33万3,000円は、林業機械の購入に対し、補助をするものでございます。

目2林業振興費は、6,647万6,000円とするもので、前年対比286万6,000円の増となっております。本年度も松くい虫から大切な松林を守るために、節13委託料4,163万1,000円として、薬剤防除、伐倒駆除、衛生伐、樹幹注入などを中心に実施をしてまいります。

その他村単森林造成委託料では、村有林での下刈り、枝打ちなどを行ってまいります。

また、節15工事請負費の村単工事請負費では、今年度に続き、田沢温泉上のユノイリ林道の一部の舗装整備を行う予定としております。

102・103ページへまいりまして、節19の負担金補助及び交付金では、地域の里山を中心に間伐等を推進するための森林造成事業補助金1,079万円、自主転換事業補助金662万2,000円を計上いたしました。林業振興費の増の原因としましては、森林造成事業並びに樹種転換事業の補助金の増によるものでございます。

続きまして、ページが飛びますが、112・113ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理課、目1土木総務費は2億1,663万2,000円とするもので、前年より646万3,000円の減となっておりますが、これは115ページの節28繰出金の下水道特別会計への繰出金の減が主な要因でございます。

前後いたしますが、113ページ、職員の人件費2名分、節7賃金では、土木技師1名分の臨時雇い人料を計上してございます。

115ページ、節13委託料、道路台帳補正委託料86万4,000円が主なものでございます。道の駅管理費、公園管理費は新たに商工費の中で予算化をされましたので、廃目となります。

続きまして、項2道路橋梁費、目1道路維持費につきましては、4,746万7,000円とするもので、前年対比83万8,000円の減となっております。

節11需用費の修繕料1,460万円は、村内12地区における道路、水路等の修繕や舗装修繕を

行うものでございます。

節13の委託料は、村道除雪作業委託料が540万円、117ページへまいりまして、節15工事請負費1,950万円は、村内の道路補修工事にかかわるもので、およそ8カ所を予定してございます。

節16原材料費449万1,000円は、各区が主体的に取り組む材料支給事業、また道路補修材料等にかかわるものでございます。

節19負担金補助及び交付金では、各区が導入を希望している除雪機への補助金として、1台分の42万円を計上いたしました。全体の減の要因は、除雪機の購入費の減によるものでございます。

続きまして、目2道路新設改良費は5,249万8,000円とするもので、大きく4,581万5,000円の増となっておりますが、ここでは職員1名分の人件費と、新たに着手をいたします道の駅東側の国道北2号線の道路改良工事、それから田沢温泉のバイパス工事に係る設計委託料、工事請負費、また次のページへまいりまして、用地購入費、補償費などをそれぞれ計上してございます。

続きまして、目3橋梁維持費につきましては、1,495万1,000円とするもので、前年対比442万4,000円の増となっております。これは橋梁長寿命化に伴う橋梁修繕工事に係る調査設計委託料2橋分、並びに工事請負費で、平成30年度は中村の向山2号橋、下奈良本の滝山1号橋の修繕を予定しております。

154ページから157ページにかけてでございますが、ここからは災害復旧にかかわる予算を計上させていただきましたが、全て頭出しの予算となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上、建設農林課関係の予算につきまして概要を御説明申し上げます。御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） それでは、102ページをお願いいたします。

款6項1商工費、目1商工総務費でございます。前年に比べまして1,220万2,000円の増でございます。こちらは職員の人件費でして、本年度、平成29年度は正規職員1名分の計上のところ、人事異動によりまして、来年度は職員3名分の予算ということで増となっております。

続きまして、104ページをお願いします。

目2 商工振興費で商工業振興費でございます。前年対比117万5,000円の減でございます。こちらは105ページ記載の19節負担金補助及び交付金のところでございますけれども、補助金の中、002小規模事業振興補助金、こちらが前年度比で150万円の減でございます。こちらは中小企業等の人件費となっているものでございます。

それから、その段の下、021地域消費券事業補助金、こちらは30万円の増ということでお願いいたします。

その下の目3 観光費でございますが、76万4,000円の増でございます。内容につきまして、次のページの107ページをお願いいたします。

こちら11節需用費の006修繕料、こちらが前年度比145万8,000円増の221万4,000円の計上でございます。

それから、下のほうですが、節16原材料費、こちらはそば祭り等イベントに用いるそば粉の原材料費等の計上でございます。

それから、節19負担金補助及び交付金、001の県観光協会負担金ですが、信州デスティネーションキャンペーンが終了いたしまして、アフターデスティネーションキャンペーンということになりまして、県への負担金は32万9,000円減となっております。

次のページ、108ページをお願いいたします。

目4 昆虫資料館費でございます。昨年度比で44万9,000円の減でございます。こちら減の内容ですけれども、嘱託職員及び臨時職員の人件費の減額がございます。109ページ記載の節1 報償費、こちらは前年に比べ46万5,000円の減となっております。その他は、ほぼ前年と同様でございます。

次のページ、110ページをお願いします。

目5 移住・定住促進費でございます。こちらは新しく目を新設いたしました。従来の観光費の中から移住・定住促進の施策に係ります臨時職員の人件費、それから田舎暮らし体験住宅の管理運営費、あわせまして、総務管理費から定住促進応援補助金をこちらへ移し、統合して新しい目としたものでございます。内容につきましては、111ページに記載がございまして、観光費から、移住してきた者が、節の3 職員手当から11需用費まで、こちらが移住・定住のコーディネーターとする臨時職員の人件費でございます。

それから、節19の負担金のところに定住促進応援補助金700万円を計上させていただきました。

そのページの一番下ですが、目6 道の駅関連施設運営費でございます。こちら目も目を新設

させていただきました。従来の観光センター運営事業費、それから道の駅管理費、公園管理費の3つを統合いたしまして、道の駅関連施設運営費とさせていただいたものでございます。主なものにつきましては、そのページの一番下、道の駅関連施設修繕料348万1,000円の計上、それからページをめくっていただきまして、113ページ、節13委託料、こちらは道の駅関連施設管理委託料ですが、情報休憩施設体験館、新設しましたけれども、そちらが320万円、それから加工施設が90万円という内訳で、410万円の計上でございます。それから、その004竣工式典委託料としまして、工事が完了した暁には竣工の式典を開催したいということで、32万4,000円計上させていただきました。

112ページの観光センター運営事業費は、今申し上げたとおり新設目へ移動しましたので、皆減でございます。

次のページ、114ページをお願いいたします。

道の駅管理費、それから公園管理費、こちらも新設目へ移動しましたので、皆減でございます。

ページを飛んでいただきまして、118ページをお願いします。

項3住宅費、目1住宅管理費は、149万円の減でございます。こちらは119ページに記載の節13委託料、こちら電算委託料が昨年に比べまして162万円の減でございます。こちらは住宅の管理システムのシステム改修がありましたが、そちらが終了したので、減となっております。

それから、目2住宅建設費ですが、こちらは昨年と同様で200万円の計上でございます。

以上、商工観光移住課に関する予算の概要を説明いたしました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係について、よろしく申し上げます。

78ページをお願いいたします。

款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費は児童センター関係の予算でございますが、22万7,000円の増でございます。

節8報償費では、水曜クラブとして13種類の講座の謝金を計上してございます。

節12役務費、006保険料は、児童センターで午前中に月2回行う母子相談事業、カンガルー教室と言っているんですが、その保険料であります。これは主に子供へのかかわり方に励んでおられる母親に対する相談事業でありまして、昨年から取り組んでおります。

飛びまして、122ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、1万6,000円の増でございます。

節1報酬の教育委員につきましては、4名でございます。そのうち1名は教育長職務代理としております。

124ページの目2事務局費でございますが、167万円の増になっております。主に人事異動に伴う増でございます。

節8報償費は、全国的に有名な臨床心理士の奥田健次氏の講師謝礼でございます。年6回程度、スーパーバイザーとしてお願いする予定です。

126ページ、目3教育指導費でございますが、337万2,000円の減でございます。

129ページ、節13の委託料は、ALTを保育園、小学校、中学校、児童センターに配置するものであります。学習指導要領の改訂に伴いまして、来年度から移行期間に入りますが、それに伴って、本年度までの委託契約から、来年度は派遣契約に切りかえます。契約方法が変わることで、学校とALTとの相談が綿密に行えるようになります。

次に、131ページ、節20扶助費では、準要保護就学援助費は、小学校23名分、中学校は11名分を見込んでございます。特別支援学級の分では、小学校で6名分、中学校4名分を見込んでございます。

次に、繰出金についてでございますが、本年度、それは書いてございません。それは、本年度は奨学資金として繰出金を計上していませんので、教育指導費の先ほどの全体としての減額は、その繰出金がなくなったことによります。

続きまして、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、345万1,000円を増額いたしました。

節1の報酬ですが、来年度の新1年生が33名と、30名を超えたことから、1名の村費職員を配置して、1年生は2学級でスタートします。

133ページをお願いします。

節15工事請負費では、ガス炊飯器の交換工事を行います。

節18備品購入費では、教科書の改訂に伴う教師用指導書を購入いたします。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、1,906万1,000円を増額いたしました。

節1報酬の嘱託職員は、国語科、社会科、理科、英語科、体育科にそれぞれ1名の講師を

配置することで、きめの細かな指導ができる体制を整えております。

さらに、英語と理科は、小学校の授業にも時折参加してもらうように計画をしております。来年度は中学校は1年が2学級、2年・3年が1学級であります。県費の職員に加えて、今年度も、それから来年度も村費職員を手厚く配置することで、部活動指導も対応が可能になります。

135ページの節11、004の印刷製本費では、定期テストの製本代を計上してございます。

137ページの節15工事請負費では、中学校のICT整備工事を計画しております。来年度は1つの学級全員が使用できるように、タブレット36台を配備いたします。小学校でタブレットを利用した子供たちが、中学校でも継続してICTを利用できるように考えております。

次に、138ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費については、例年どおりでございます。

目2公民館費は、358万8,000円の減でございます。昨年は公民館の耐震診断やコンピューターの購入を予定しましたが、本年度は大きな備品購入がないことによる減額でございます。

141ページ、節19負担金補助及び交付金の014、大学のグループの活動補助金として45万円を計上してございます。これは通学合宿や長泉サマーキャンプ、その補助、それから交通費の補助も含まれておりまして、子供たちがいつも楽しみにしている活動を支える費用になっております。

目3文化会館費は、特に説明することはございません。

142ページの目4文化財保護費は37万1,000円の増となっております。これも特に説明することはございません。

144ページ、目5青少年健全育成費は9万5,000円の減になっております。

節18備品購入費として、スポーツ少年団備品として剣道着、はかまセット、バスケットボールなどを購入する予定でございます。

次に、目6美術館費は131万7,000円の増になっております。

149ページの節15工事請負費として、美術館の入り口の階段の修理や喫茶店のエアコンの改修工事を予定しております。

目7の図書館費は、特に申し上げることはございません。

150ページ、目8歴史文化資料館費でございますが、節7賃金として、来年度も歴史と民俗資料館の説明者の賃金を計上してございます。

目9 民俗資料館費ですが、特に申し上げることはございません。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費についても、特にございません。

152ページの目2 体育施設費でございますが、155ページの節18備品購入費では、総合グラウンドの倉庫の購入を予定しております。

以上、一般会計の教育委員会関係の歳出予算の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） ここで暫時休憩いたします。

2時25分から再開いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第31、議案第29号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

議案第29号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。171ページをお願いします。

平成30年度青木村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億1,785万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

178ページをお願いします。

2 歳入

款1 国民健康保険税につきましては、医療分、介護分、後期高齢者支援分全体で平成29年度との比較で1.87%の引き上げ分を計上しております。平成30年度より財政運営主体が長野県に移管される中、青木村での医療費が高額になっており、国保を適正に運営するために引き上げをさせていただきました。国保を運営していく上でどうしても必要な財源でもあり、3年間で段階的に引き上げる予定で、3年後までには現状より12.7%の上げ幅となっております。

款3 国庫支出金につきましては、平成29年度精算分・見込み分を除き県へ移管されるために皆減となります。

次のページをお願いします。

款6 県支出金、項1 県負担金及び補助金3億6,583万3,000円につきましては、医療費にかかわる県からの交付金として新規に計上しました。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金3,000万5,000円では1万3,000円の増、基金繰入金では1,000万円を見込んでおります。

182ページをお願いします。

項4 雑入、目9 雑入、節1 雑入の002健康診査料収入35万7,000円は、21万3,000円の減額となっております。これにつきましては、国保の被保険者の皆さんが健康寿命延伸に欠かせない健診を受診しやすいよう、自己負担分を一部無料とするものが要因となるものでございます。対象年齢は40歳から5歳刻みの年齢で、70歳までを対象としております。療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金につきましては、県への移管により皆減となります。

次に、3 歳出について御説明申し上げます。

184ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費では、節13委託料、002電算委託料287万3,000円は、85万5,000円の減額です。国保運営改正に伴うシステム改修の減によるものです。

款2 保険給付費、項1 療養諸費につきましては、目1 一般被保険者療養給付費3億749万9,000円は、県の算定により1,171万9,000円の増額で、4%の伸びとなっております。

186ページをお願いします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費5,379万7,000円、195万2,000円の増額を

見込んでおります。

188ページをお願いします。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は、2件分を見込みました。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費では、5件を見込んでおります。

款3 国民健康保険事業費納付金1億2,651万4,000円は、新規に計上しております。青木村の医療給付費の見込みを立て、財政運営主体である県に納める負担金でございます。

190ページをお願いします。

款5 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費につきましては、節19負担金補助及び交付金、人間ドック健診補助金188万5,000円では、日帰り、1泊等の98名分を見込んでおります。

項2 特定健康診査等事業費では、節13委託料、健診委託料424万3,000円では、420人分を見込んでおります。

196ページの給与費明細書は、一般会計に準じておりますので、省略させていただきます。

以上、御審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第32、議案第30号 平成30年度青木村簡易水道特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第30号 平成30年度青木村簡易水道特別会計予算について御説明申し上げます。

197ページをお願いします。

平成30年度青木村簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,852万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条の第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

200ページをお願いします。

第2表 債務負担行為

事項、青木村簡易水道事業公営企業会計適用業務。

期間、平成30年度から平成31年度。

限度額、1,620万円。

次のページをお願いします。

第3表 地方債

起債の目的、簡易水道事業債。

限度額、2,600万円。

起債の方法、証書借り入れ、または証券発行。

利率、年3%以内。

ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

ただし、財政の都合による繰上償還、または償還年限の短縮もしくは借りかえができるものとする。

公営企業会計適用債570万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同じでございます。

206ページをお願いします。

2 歳入

款1分担金及び交付金につきましては、節1新設分担金1件分を計上しました。

款2使用料及び手数料については、節1現年度分水道料8,336万1,000円は、61万6,000円の減額でございます。使用料の減少によるものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金4,506万円となります。

208ページをお願いします。

款7村債、節1簡易水道事業債2,600万円は、夫神配水管布設がえ工事に伴うものです。

節3公営企業会計適用債570万円は、公営企業会計導入に伴うものです。

210ページをお願いします。

3 歳出

款1運営管理費、項1総務費、目1一般管理費では、給料、職員手当等、共済費については職員1名分です。

節9旅費20万5,000円につきましては、水道技術管理者取得講習会に要する旅費として19万5,970円を見込んでおります。

213ページをお願いします。

節12役務費、003水道機械設備保険料21万6,000円を新規に計上しております。対象となる損害は、突発的な事故が起因とし、落雷・凍結による偶然な事故、ショート、スパーク、過電流などの電氣的事故などです。昨年度も落雷による機器の故障もあり、新規に計上させていただきました。

節13委託料、003公営企業会計システム委託料35万円につきましては、企業会計システム導入に伴う保守委託料となります。

節19負担金補助及び交付金、004水道技術者資格取得講習会負担金24万6,000円では、水道を管理する上で資格者1名の増員を図るために講習を受けるものです。

項2施設管理費、目1維持管理費では、節11需用費、005光熱水費769万9,000円は、25万9,000円の増額となります。市ノ沢浄水場の供用が始まるために増額といたしました。

006修繕料587万6,000円は、本管、配水池等の修繕を見込んでおります。

215ページをお願いします。

節12役務費、006クラウド情報配信料42万3,000円では、水道監視システムの老朽化と効率化を踏まえ、役場で一括管理していたテレメーターシステムから、タブレットによる管理方式に変更しております。順次変更しており、滝川浄水場、市ノ沢浄水場、配水池7カ所の

配信となっております。

013水道公営企業会計適用業務委託料540万円を計上しております。平成31年度までの計画で実施いたします水道事業の経営、資産等の状況の正確な把握をし、合理的・能率的な経営を目指すものです。

014村単工事設計業務委託料324万円につきましては、夫神配水管布設がえ設計業務を計上しております。

015水道企業会計システム導入委託料35万円は、平成32年度の新システム稼働にあわせ、11月よりシステム導入を順次進めてまいります。

節15工事請負費、001村単水道管布設がえ工事2,376万円につきましては、夫神配水管布設がえ工事として、夫神地区中道橋から県道四谷バス停までの220メートルを計画しております。

004村単事業工事請負費648万円につきましては、クラウドシステム導入として、当郷弘法配水池を計画しております。

款2公債費につきましては、公債費7,793万1,000円は、146万円の減額となっております。

218ページの給与費明細につきましては、一般会計に準じておりますので、省略をさせていただきます。

225ページをお願いします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。

事項、青木村簡易水道事業公営企業会計適用業務。

限度額、1,436万4,000円。

前年度末までの支出見込み額、平成29年度540万円、当該年度以降の支出予定額、平成30年度から平成31年度896万4,000円。

財源内訳としまして、地方債890万円、一般財源6万4,000円。

次のページをごらんください。

このページにつきましては、地方債前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。これにつきましては、またごらんをいただきたいと思います。

以上、御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていた

できます。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第33、議案第31号 平成30年度青木村別荘事業特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第31号について御説明申し上げます。

ページは227ページをお願いいたします。

平成30年度青木村別荘事業特別会計予算

平成30年度青木村別荘事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,635万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

今回の予算総額1,635万7,000円につきましては、前年より44万5,000円の増、率で2.8%となっております。

それでは、234ページ、お願いいたします。

2の歳入になります。

款1 財産収入、項1 財産売却収入、目1 不動産売却収入は前年同額。

款2 項1 目1 繰越金50万円も同額でございます。

款3 項1 目別荘管理収入は44万5,000円の増。現年度分管理費の内容につきましては、土

地のみが136件、建築済みの区画が207件をそれぞれ見込んでおります。

なお、下刈り分もあわせて見込んでおります。

続いて、236・237ページをお願いします。

歳出になります。

款1事業費、項1目1別荘事業費44万5,000円の増、節1の報酬から節4の共済費までは、嘱託職員と臨時職員それぞれ1名に伴う人件費となっております。

節7賃金は、管理事務所臨時職員が1名分、それから草刈り等の作業員の賃金を見込んでおります。

節1需用費42万円の増、001の消耗品から光熱水費までは、管理事務所の経費、それから006修繕料は、道路修繕を含めた別荘管理に係るトラクター、それから草刈り機等に係る経費を計上しております。

節13委託料は、除雪委託料として、昼間18時間、夜間30時間の分の経費を見込んでおります。また、夜間のパトロールに伴う委託料、月3回分も含まれております。

節14使用料及び賃借料は、前年同額。

続いて、238・239ページになります。

節15工事請負費は、道路改修工事を予定しております。

節16原材料費は、41万9,000円の減で、有害鳥獣予防柵等の内容となっております。

節18備品購入費は、26万4,000円の増、施設管理機器として、草刈り機、チェーンソー、発電機等の購入を予定しております。

節19負担金補助及び交付金は前年同額で、沓掛地区、入奈良本地区への区費及び協力金の内容です。

節27公課費は、別荘事業に伴う消費税の納付金等に係るものでございます。

続いて、240ページになります。

給与費の明細書になりますが、一般会計に準じて作成をしてありますので、説明については省略をさせていただきます。

以上、議案第31号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第34、議案第32号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

議案第32号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

241ページをお願いします。

平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,687万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条の第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

244ページをごらんください。

第2表 債務負担行為

事項、青木村公共下水道事業公営企業会計適用業務。

期間、平成30年度から平成31年度。

限度額、1,604万9,000円。

次のページをお願いします。

第3表 地方債

起債の目的、公営企業会計適用債。

限度額、690万円

起債の方法、証書借り入れ、または証券発行。

利率、年3%以内。

償還の方法、政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

ただし、財政の都合により繰上償還、または償還年限の短縮、もしくは借りかえができるものとする。

250ページをお願いします。

2 歳入

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1下水道費分担金、節1受益者分担金559万円として13件分を計上いたしました。

款2使用料及び手数料につきましては、節1現年度分6,497万2,000円につきましては、43万1,000円の増となります。下水道加入者が増加していることによります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、1億9,537万5,000円、622万7,000円の減額となっております。

252ページをお願いします。

款7村債、節1公営企業会計適用債690万円を計上しております。

254ページをお願いします。

3 歳出

款1下水道費、項1公共下水道建設費、目1公共下水道建設費、節19負担金補助及び交付金269万8,000円では、宅内工事村負担金が7件分、水洗化改造資金利子補給金2件分、下水道区域外補助金4件分を計上しております。

項2公共下水道管理費、給料、職員手当等については、職員1名分です。

257ページをお願いします。

005光熱水費615万2,000円、006修繕料210万6,000円は、浄化センター遠心脱水機オーバーホール172万8,000円が主なものでございます。

節13委託料では、001処理場維持管理委託料993万6,000円は、昨年と同額を計上しており

ます。

026下水道公営企業会計適用業務委託料662万7,000円につきましては、平成31年度までの計画で実施いたします下水道事業の経営、資産等の状況の正確な把握をし、合理的・能率的な経営を目指すものです。

258ページをお願いします。

款2公債費については、2億2,072万円となります。

260ページ以降の給与費明細につきましては、一般会計に準じておりますので、省略をさせていただきます。

267ページをお願いします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書。

事項、青木村公共下水道事業公営企業会計適用業務。

限度額、1,604万9,000円。

前年度末までの支出見込み額、平成29年度352万1,000円。

当該年度以降の支出予定額、平成30年度から平成31年度まで1,252万8,000円。

財源内訳としまして、地方債1,250万円、一般財源2万8,000円。

次のページをお願いします。

地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、記載のとおりでございます。

以上、御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第35、議案第33号 平成30年度青木村介護保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第33号 平成30年度青木村介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

269ページをお願いします。

平成30年度青木村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億5,012万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

276ページをお願いします。

2 歳入

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料については、節1 現年度分特別徴収保険料1億918万円につきましては、第7期介護保険料、月額6,000円を基準額とし、算定しまして、125万6,000円の増額となっております。

節2 現年度分普通徴収保険料902万1,000円は、120万1,000円の減額となりました。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金については、節1 現年度分8,748万2,000円は、保険給付費の見込み等により438万9,000円の減額となります。

款4 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金1億4,241万4,000円につきましては、保険給付費の28%分により736万7,000円の減額となります。

278ページをお願いします。

款5 県支出金、項1 県負担金の現年度分7,781万8,000円につきましては、保険給付費の施設分0.175%、居宅分0.125%として416万3,000円の減額となっております。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金については、目1 介護給付費繰入金が、繰り入れ基準により保険給付費の12.5%により236万1,000円の減額となっております。

282ページをお願いします。

3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、節13 委託料、システム改修委託料73万4,000円では、制度改正によるシステム改修費を計上いたしております。

項2 介護認定審査会費1,012万6,000円につきまして、介護認定調査員19人体制で進めております。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費1億7,211万6,000円につきましては、要介護1から5の在宅サービス費で、実績見込みにより939万

6,000円の増額となっております。

284ページをお願いします。

目3 地域密着型介護サービス給与費は、認知症型グループホームの施設費及び地域密着型通所サービス費となっております。

目5 施設介護サービス給与費は、老人福祉施設、老人保健施設等への給付費が、実績等見込みより2,474万4,000円の減額となっております。介護療養型医療施設として、症状が安定している長期医療患者で医学的管理が必要な要介護者による利用者の減少によるものです。

286ページをお願いします。

目9 居宅介護サービス計画給付費は、実績等により355万2,000円の減額としております。

288ページをお願いします。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費1,698万円は、320万4,000円の増額となっております。要支援1・2の在宅サービスの増によるものです。

292ページをお願いします。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費については、介護保険利用者の負担上限額を超えた場合に、所得に応じて給付されるサービスとなっております。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費2,542万8,000円は、特養、老健等の入居者の食事代等の軽減分に対してのサービス費で、104万4,000円の増額となっております。

296ページをお願いします。

款5 地域支援事業、項1 介護予防生活支援サービス事業費、目1 介護予防生活支援サービス事業費780万5,000円につきましては、289万4,000円の増となっております。制度改正により介護予防給付の一部の事業が移行された旧介護予防給付の訪問通所サービス相当、及び基準緩和したサービスA型を運用するものです。

298ページをお願いします。

項2 一般介護予防事業費87万9,000円、節8 報償費27万円につきましては、介護予防事業としまして、認知症・健康講座など各地域と一緒に活動してまいります。

節13 委託料では、筋力アップ、脳と体のストレッチ、お口の健康相談など、予防事業の推進を図っていきます。

目4 任意事業費、節14 委託料、介護予防地域支え合い事業では、外出支援サービス事業として400万円、緊急通報体制等整備事業65万4,000円が28件分、訪問理美容サービス事業3

万円が15件分を計上しております。

次のページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金では、紙おむつ補助金30件分を見込んでおります。

節20扶助費、寝たきり・認知症老人介護慰労金では、20名分を見込んでおります。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたしまして、介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第36、議案第34号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第34号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

303ページをお願いします。

平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,926万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

310ページをお願いします。

2 歳入

款1 後期高齢者医療保険料につきましては、年金から徴収する特別徴収保険料と、窓口、口座等から徴収する普通徴収保険料となっております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金ですが、保険者の支援分と保険料軽減分に対して一般会計より繰り入れをするもので、28万円の減額となっております。

312ページをお願いします。

3 歳出

款1 後期高齢者医療広域連合納付金で、徴収した保険料と繰入金を合算して後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付するもので、586万1,000円の増額となっております。あとは特に申し上げることはございません。

以上でございますが、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

◎請願第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第37 請願第1号 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを求める請願についてを議題といたします。

紹介議員の一人であります坂井弘議員の説明を求めます。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 請願第1号 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを求める請願の紹介議員の一人として、請願の説明、提案をいたします。

最初に、請願書を読み上げます。

請願提出期日、平成30年2月27日、青木村議会議長、沓掛計三様。

請願者、青木村村松716-2、青木村九条の会、代表者、皆川宏。青木村田沢322、新日本婦人の会こまゆみ班、代表者、上原美代子。青木村奈良本764-11、東信医療生協青木村支部、代表者、堀内清。

紹介議員、坂井弘、山本悟、金井とも子、宮入隆通。

日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを求める請願

〔請願事項〕

以下の内容の意見書を政府並びに関係行政官庁、国会宛に提出していただきたい。

- 1 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名すること。
- 2 衆議院・参議院の両院で、速やかに核兵器禁止条約を批准すること。

〔請願理由〕

昨年7月7日の国連会議で、国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で採択されました。

本条約は、第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、

さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。

9月20日には国連本部で署名式典が開かれ、署名数は初日で50カ国に達し、本年1月30日現在56カ国が署名しています。

12月10日には、国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)が核兵器禁止条約制定への貢献を評価され、ノーベル平和賞を受章しました。

速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める「ヒバクシャ国際署名」には、県下全首長とともに本村の村長も賛同し、本年1月8日現在、全国で20県・995市町村の首長が署名しています。また、本村を含む163カ国7,542都市が加盟する平和首長会議も、核兵器禁止条約の締結を求め取り組みを進めています。

このように国際社会が「核兵器のない世界」に向かって動き出している今日、世界唯一の被爆国である日本の政府には、核兵器禁止条約前文に謳われた「被爆者にもたらされた受け入れがたい苦しみと被害に留意」し、いち早く条約に賛成し、署名・批准することが求められています。しかるに、日本政府は本条約が審議された国連会議に参加しなかったばかりか、「署名・批准する考えはない」とし、安倍首相は来日したICANの事務局長に会おうともしませんでした。

青木村は1986年6月12日に「世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかしながら、核兵器による軍備拡張は依然として続いており、国際情勢の緊迫化は増大し、世界の平和と安全に脅威をもたらしていることは誠に憂慮に堪えないところである。こうした状況にあつて、我が国は、世界唯一の核被爆国として広島、長崎の惨禍を再び繰り返さないため、『非核三原則』を国是としてきたところである。よって、青木村は、村民とともにこの精神を永遠に遵守し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を実現するため、ここに『非核平和の村』を宣言する」とした非核平和宣言を行っています。

日本政府が核兵器禁止条約に対する背信的・消極的な態度を改め、唯一の被爆国として歴史的な条約の実効化の先頭に立ち、速やかに核兵器禁止条約に署名し、批准するよう、非核平和宣言をしている青木村議会として、政府に働きかけていただくようお願いします。

以上の請願ですが、紹介議員として補足説明をさせていただきます。

請願者は3団体連名となっています。最初に青木村九条の会ですが、この会は作家の井上ひさしさん、大江健三郎さん、澤地久枝さん、哲学者、梅原猛さん、憲法研究者、奥平康弘

さん、評論家、加藤周一さんら9名の著名人が呼びかけ人となり、2004年6月10日に発した九条の会アピール、「私たちは平和を求める世界の市民と手をつなぐために、改めて憲法9条を激動する世界に輝かせたいと考えます。日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、改憲に企てを阻むため、一人一人ができるあらゆる努力を今すぐ始めることを訴えます」とするアピールに応え、2007年6月に青木村住民が立ち上げた九条の会です。これまでに村内に平和を訴える看板を5カ所設置し、九条通信を村内に全戸配布したり、毎年、学習講演会を開いたりするなど、平和や憲法を守る活動を積極的に行っています。こうした九条の会は、2011年時点で全国に7,500団体ほど立ち上げられていると言われていています。

続いて、新日本婦人の会こまゆみ班ですが、この団体は青木村女団連に加盟しており、過日2月22日に開催されました議会と女団連との懇談会においても、団体紹介がなされたところでした。全国組織である新日本婦人の会は、1962年に平塚らいてう、いわさきちひろ、壺井栄、野上弥生子、羽仁説子、岸輝子らの呼びかけによって結成され、より人間らしく豊かに生きたいと願う女性のネットワークとして、「核戦争の危険から女性と子供の命を守ります」など5つの目的を掲げ、活動しています。

東信医療生協は、本年1月現在、組合員1万5,826名を擁し、上田市、東御市、坂城町、青木村を活動地盤として、秋和の上田診療所や仁古田の川西診療所、その他デイケア・デイサービス施設を運営する医療生活協同組合組織です。全国組織である医療福祉生協連に加盟し、健康をつくる、平和をつくる、命輝く社会をつくることを理念としています。青木村でも613名、551世帯の方が組合員になっており、くつろぎの湯で健康チェックをしたり、健康講座を開いたり、郷土食をつくって食べる会を催したりするなど、村民の健康づくりに貢献し、活躍しています。

続いて、請願内容にかかわって補足説明をいたします。

本請願の趣旨である核兵器廃絶に向けた核禁止条約への署名、批准に関する世界的な動きについては、既に議員の皆様御承知のとおりであり、請願理由にも述べられているとおりです。1986年に青木村が非核平和の村宣言を行ったこと、そして北村村長が被爆者国際署名に賛同し、署名していることは、さきの12月議会の私の一般質問でも紹介させていただきました。さらに本請願では、平和首長会議にも加盟していることが明らかにされていますが、青木村がこの平和首長会議に加盟したのは4年前、2014年3月のことです。

このように平和や核兵器廃絶に積極的な姿勢を示し、貢献しようとしている青木村である

ことに鑑み、村議会としても本請願を採択し、核兵器廃絶に積極的な姿勢を示すことは、理にかなった妥当なことと思われまます。

あわせて、本請願と同趣旨の請願が、昨年の12月議会までに、県内初め全国各地の多くの議会で採択されており、長野県2月議会においても、3月2日に採択されたことを申し添え、本請願を本議会において採択いただきますようお願いし、本請願の説明、提案といたします。

◎平成30年度青木村社会福祉協議会会計予算の説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、平成30年度青木村社会福祉協議会会計予算について報告をいただきます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、平成30年度青木村社会福祉協議会会計予算について御説明申し上げます。

お手元の資料でお願いいたします。

平成30年度青木村社会福祉協議会会計は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,060万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月6日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、三澤二男。

8ページをお願いします。

2 歳入

款1 補助金、項2 村補助金につきましては、1万9,000円の減となっております。

款2 配分金ですが、赤い羽根並びに共同募金より約80%の配分金があります。

款3 事業委託金、項1 村委託金、老人センター分794万2,000円は16万9,000円の増、くつろぎの湯742万9,000円につきましては、107万8,000円の減額となっております。

款4 使用料及び手数料では、くつろぎの湯使用料が15万7,000円の増額となっております。
10ページをお願いします。

3 歳出

款1 事務費、項1 事務費については、節1 報酬は会長1名と理事4名、評議員12名分と嘱託職員1名分です。

12ページをお願いします。

款2 事業費、項3 助成金は、高齢者クラブを含めて5団体に対して昨年と同額を計上しております。

項4 心配事相談事業については、節1 報酬で心配事相談員3名、法律相談として、司法書士4回分を計上しております。

項5 老人センター費では、職員手当、共済費、次のページの賃金につきましては、臨時職員2人分と非常勤臨時職員3人分を計上しております。

16ページをお願いします。

項8 くつろぎの湯運営費の節11 需用費の006 修繕料100万円では、ろ過機、ポンプ等修繕を見込んでおります。

節18 備品購入費では、高圧洗浄機、水中ポンプを見込んでおります。

項9 地域支え合い福祉計画事業費につきまして、次のページをお願いします、節19 負担金補助及び交付金で、地域支え合い事業補助金20万円ですが、現在、村内9地域で設立されており、見込み分1地域を含みまして10地域分を計上しております。

項10 結婚推進事業費では、節1 報酬、結婚相談員報酬4名分を計上しております。

項11 防災事業費につきましては、特に申し上げることはございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

この後、全員協議会を議員控室で行いますので、議員の皆さんは議員控室のほうへ御移動をお願いします。

散会 午後 3時12分

平成 3 0 年 3 月 8 日（木曜日）

（第 2 号）

平成30年第1回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成30年3月8日(木曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務課長 兼事業推進 室長	井古田嘉雄君	建設農林課長	片田幸男君
住民福祉課長 兼保健衛生 係長	花見陽一君	教育次長兼 公民館長	横田孝君
保育園長	多田治由君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山俊樹君
建設農林課 長補佐兼 建設係長	宮下剛男君	商工観光移住 課長	新津俊二君
住民福祉課 長補佐兼 上下水道係 長	若林喜信君	住民福祉課 長補佐兼 地域包括支援 センター長	宮澤章子君
住民福祉課 住民福祉係 長	上原博信君	建設農林課 農業振興係 長	奈良本安秀君

課兼長
画佐係
企補係
務長務
總課總

稲垣和美君

課長
画財政係
企務係
總企画

小林利行君

課室長
画進係
企推係
務業係
總事係

塩澤和宏君

課長
画係
企務係
總庶務

小林宏記君

係長
教育係

横沢幸哉君

課住長
光課住長
觀光移
工觀光
工商係
商移商

上原信子君

課長
林係
農調查
建設
国土

小林義昌君

事務局職員出席者

事務局長

井古田嘉雄

事務局員

稲垣和美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（沓掛計三君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問の傍聴には、村民の皆さんが傍聴をいただいております。

大変御苦労さまです。

傍聴席の皆様にお知らせします。本日の一般質問はもとより、9日、13日は委員会審議が行われますので、御都合がございましたら傍聴いただければと思います。

◎議事日程の報告

○議長（沓掛計三君） 本日は、平成30年第1回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。7人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会いたします。

◎一般質問

○議長（沓掛計三君） 質問の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

それでは、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

◇ 山 本 悟 君

○議長（沓掛計三君） 10番、山本悟議員。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 議席番号10番、山本です。

さきに通告いたしました国民健康保険会計県移管に伴う諸問題についてということで、お尋ねをしております。村長並びに担当職員、よろしくお願いたします。

本題に入る前に、議長にお願いと確認したいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 結構です。

○10番（山本 悟君） 一般質問、あるいは質疑のことについて私なりの認識しているわけなんです、そのことについてお聞きしたいと思います。

質疑というのは、理事者から提案をされた議題について、合議制の議会がそれについて疑問点とかいろいろなことをお聞きすると。ただし、この場合は、その議員個人の意見というのは述べることはいかなものかなと思います。

今も議長言われましたけれども、論点を深めるために簡潔明瞭にということも、もちろん大事なことだと思います。それは当然認識してやるわけなんです、一般質問については行政一般について、ですから例えば生まれてお亡くなりになるまで、あるいは生まれる前から、それこそ亡くなった後も、とにかく全てのことについて村はタッチしているわけなのでお伺いをすると、それが私は一般質問だと。しかも、そこへ自分の意見を加えることも可能ですよと。

それから、時間はあくまでも、その人の持ち時間の中でやっていただく。注意すべきことは、団体とか個人の名誉を毀損するとか、人権を侵害するとか、そういったことがなければいいのかなと、私はこんなふうに認識をしております。

それを前提に質問したいと思うんですが、もし議長、私が今申し上げたことで、山本君、それ、君、違っているよというところがあったら御指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 簡潔明瞭にという論議を深めてくださいという言葉、歴代議長のこのとおりで私話しております。それと今言った問題について、また改めて全員協議会等の中でまた話し合っていたいただければと思いますのでお願いします。各議員さんの考え方もありますもんで、その時点で話し合っていたいただければと思いますのでお願いします。

じゃ、質問をお願いします。

○10番(山本 悟君) じゃ、俺はどういうふうに理解すればいいのか、理解していただいたのかというふうに自分では理解したいと思いますが、それじゃ質問に入りたいと思います。

私、きょう1番目にこの席に立ったんですが、トップバッターという言葉があります。例えば野球でいうトップバッターというのは、そのチームの3本の指に入るような方、例えば1番ですから当然出塁率が高い、足も速い、選球眼もいい、なかなかキャッチャーとのやりとりというか、そういうふうなことも含め、とにかくいずれにしましても出塁率が高くて、バッティングそのものもいいんですがという人が1番バッターかもしれません。

きょう私は、たまたま通告したのが一番早かったというだけで、決して1番バッターというふうな器ではありませんし、でも、ただ1番に質問させていただいて一番いいことは、朝一番で、質問する人間も、答弁する理事者も、それから職員の皆様、同僚議員、それから傍聴の皆様、それぞれ緊張した、ある程度緊張感のある段階で質問するんでイメージ的に残るかなという面はあります。

当然、逆にまずかったこともイメージされるわけなんですけど、ちょっと前置きが長くなりましたけれども、簡潔明瞭ということなんですけど、持ち時間の範囲ということでお許しいただきたいと思いますが、それでは質問に入りたいと思います。

国民健康保険会計県移管に伴う諸問題ということなんですけど、まず、保険とは何ぞやということなんですけど、平たく易しく言うと、大勢の人がお金を出し合って困ったときに助け合う相互扶助と、これだけのことなんだというふうに思います。それで、この歴史なんですけど、社会的に言いますと、紀元前、古代オリエント時代からあったと言われております。それから、日本では皆さん御存じの慶応義塾の創始者の福沢諭吉翁が著書の中で、西洋旅案内という著書、これは何か西洋のことを大分書いてあるようなんですがその中で紹介していると。

私自身は、例えば今もそうなんですけれども無尽ってありますよね。あれもある面、似たところあるかなと、助け合うというふうな意味では。そんなふうと考えております。

保険の種類とか分類なんですけど、1つの分け方として生命保険、それから損害保険、それからそのどっちにも入らないその他保険と。生命保険の中には、終身とか定期とか養老とか終身年金とかというものがあるようでございます。それから、損害保険ですが、火災保険、自動車保険、賠償責任保険等々、それから、この医療保険ですが傷害保険、それから医療保険、あるいはがんですとか、介護ですとか、所得保障ですとかというふうな分類ができるん

だそうでございます。

本題の今回の改正なんです、27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が成立しまして、この4月から施行ということになったんだと聞いております。今回の大きな改正点ですけれども、保険者側は県と。それから、村で協力してやっていくと。財政運営の責任の主体は都道府県。長野県ということになります。それから、標準保険税率や運営方針を県は策定すると。それから、ほかに市町村ごとの国保の事業費、あるいは納付金を決定する。それから、市町村ごとの標準保険税率の提示、納付に必要な費用を全額市町村へ支払う。

それから、市町村、村の役割ですが、それは余り、今までどおり窓口とかそういうことをおやりになるようですが、加入者の資格管理、各種届の受付等、保険税の賦課徴収、あるいは医療費の支払い、国保事業費納付金を都道府県に納付する。健康状態をデータ化して健康実施計画をつくる。データヘルスというんでしょうか。それから、健康寿命の延伸計画策定、あと生活習慣病の改善ですとか、そんなふうなことをおやりになると。

当村では、第5次長期振興計画後期計画の中で健康寿命の延伸ということを大きな柱の1つに据えております。これは本当に大事なことで永遠の課題かもしれませんが、いずれにしても、健康で長生きをし、余り医療費もかけないでというようなことが本人にとっても、それから周りの人にとっても、市町村にとっても幸せなことかなと、こんなふうに思います。

それで具体的な質問に入らせていただきます。

県が標準税率の数値というようなことなんです、そのことについてお聞きします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回、国民健康保険に関する制度改正に伴うものにつきまして、それぞれの議案等を計上させていただいております。それで国保のことにつきましては、今議員さんがおっしゃられたとおりの状況でございます。

この標準税率でございますが、今おっしゃられましたように、平成30年度より国民健康保険が新制度に移行ということで、財政運営主体が市町村より都道府県に変わります。新制度では、市町村が徴収した国保税を国保事業費納付金として県に納め、医療費の支払いに必要な費用を再分配する方法に変わります。

これに伴い長野県から各市町村に国保事業費納付金を納めるために、それに足りる標準税率が示されてきております。この標準税率につきましては、各市町村の医療費の状況等を勘

案しながら配分がされるものでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 標準税率というのは、77市町村がどんな数字なのか、それから県はどんなことを根拠にその数値をはじき出したのか、わかる範囲で結構ですがお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今度の国民健康保険が財政運営としては長野県が主体となって運営するというところでございますので、長野県の国保の被保険者の皆さんが医療費にどの程度費用がかかるのかということが考えられます。それで、その各市町村の医療費の状況ごとに、例えば青木村ならこれぐらいかかっているから、それに伴う国保税は必要なものはこれだけかかりますので、その分を納めてください、それを県が集約をしまして、県のほうでは、再度医療費にかかったものについての費用に応分の負担を市町村に交付金として医療にかかったものは全て市町村に戻すと、いただける、そういう仕組みになっております。

算定につきましては、係数ということで、初年度に当たりまして昨年も4回ほど試算をしているわけでございますけれども、いろいろな数値を運用しながら県が足りるものを税率として定めさせていただいております。

細かにつきましては恐らく今後、ホームページとか、いろいろなもので詳細につきましては明らかになると思うんですけれども、こちらでもある程度手元にあります、計算式につきましてちょっと手元資料ございませんので、申しわけございませんがよろしく願います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） そうしますと、77市町村、それぞれその値は違う。一度決めたら、それは何年か継続するんでしょうか。そうではなくて、毎年変わるんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 標準税率ということで、標準税率の算定をしまして、県のほうに納付金という形で納める形になると思います。納付金につきましては、今回お示しをされている中で、村で当初予算、30年度分を組まさせていただいておりますが、また今年度も同時期9月ごろからデータを集約しまして、再度それについて検討はなされる予定でございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今、納付金という話が出たんですが、例えば県へもし仮に、仮の話で1億円納付金出したら、医療費の支払いということで、例えば9,000万なら9,000万、あるいは1億1,000万なら1億1,000万来たとする、県が例えば村から来たお金より足りなくなっちゃう、あるいは残ってしまうということもあり得るわけですか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それにつきましては、やはりそのために小さな町村に負担かからないように、長野県から納付金を集めまして、全体各市町村から集めまして、その中で県は統一して采配をしていますが、その過不足につきましては、今年度はその変動はなく、その中で結局運営を何とかしていくということで、足りない場合には、県のほうで財政基金などを活用しまして、それで補うという方法でございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） そうすると、初年度においてはプラマイゼロで行くということですか。足りなくなったら調整基金からというようなこと、余ったらどうするんですか。基金に積み立てるんですか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 足りない場合には、ほかの財源を充当するという考えでございます。余った分につきましては、すみません、私どもでは細かなちょっと、そこまでまだ情報来てないんですけれども、恐らく通常の会計の処理としましては、その分は翌年度に繰り越されるのかなというふうに考えております。

○10番（山本 悟君） 例えば県が決めた税率について、村が、はい、わかりました、いや、ちょっと高いというか、率が高過ぎるとか、率が低いからと文句言うことはないと思うが、そういうこともあり得ますか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回、税率を見ますと、やはり納付金の数字が主要なものになるかと思いますが、各市町村、青木村につきましては直近で三カ年のデータの中でその数字を出しているわけでございますけれども、その中で高い、低いというよりは、どうしても青木村が本来、青木村独自で国保会計を運営する場合には、このぐらいの税金を充てなければ運営はできないですよという数字がもともとその算定の基礎になっております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 単純な質問なんですけど、村が単独でやっていたときよりも保険税が高くなるのか、安くなるのかと、それは県が決めることによって当然こうなると思うんですが、現状ではどうなんですか。村民の皆さん、一番その辺の心配をしていると思うんですがね。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今お話ししました青木村における医療費につきましては、平成27年度におきましても県下77市町村のうち上位から9番目ということで、かなり高額な位置に位置しております。その関係で、それに必要な、それを補うための国保税、皆さんから納めていただいている国保税ですが、それにつきましては、長野県下では逆に県下77市町村中64番目とかなり低い位置でございます。

その数字から見ましても、単純には税金は本来ですと医療費がかからなければ何とか補えるわけですが、医療費が高い中ですので不足しております、現在青木村ではもう基金を毎年取り崩し、もう枯渇の状態となっております大変苦しい状況でございます。今回計上しておりますのは、国保税を引き上げをさせていただくという考えでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今の説明の中で、今後3年間かけて段階的に急激にならないようにというふうなお話、あとこの間の補正で3,000万ですか、まだ確実にはなっていませんけれども、そういうふうなことも含めて、そうすると村の保険の財政は今いい形で行くかなというふうなこと、その辺はどんなふうに判断していますか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回こちらで計画しておりますのは、標準税率との差が大きくなっております。ただし、急激に上げるという判断は、なかなかやはり国保の被保険者の皆さんのことを考慮する中では難しいであろうということを配慮しまして、平成30年度では、介護とかいろいろな関係もございしますが、全体の中では1.87%の引き上げをさせていただく予定でございます。

段階的に考えておまして、平成32年度、3年後には、今現状よりは12.7%、最終的には12.7%の引き上げをしたいと考えております。

また、青木村におきましては、平成30年度以降、今まで4方式の中に資産割がございまして、資産割につきましては、収益性のない居住用資産が多く負担能力に直結しておらず低所得者の負担が大きいと考えられるために、当村では国保の運営協議会にも諮問いたしまして、

その答申を踏まえ資産割は廃止とさせていただきます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 少し私のほうから補足の説明をさせていただきますけれども、もともとの統一というのは法律が変わってということですが、長野県だけ特例をしますと、御案内のとおり、77市町村のうち55、約半分ぐらいのところは小規模市町村であります。非常に全国と比べますと財政規模の小さな保険者が多いということで、特に高額医療なんかの場合、年度末、私どもの村もそうでしたけれども、補正をすればかきないと財政的にプラスマイナス出ていかないと。あるいは一般会計から過去には、それはなかったですかね。ここ9年はないんですけれども、ということで、都道府県単位によって財政安定を図るということで保険料の変動リスクを少なくしようというのが1つでございます。

それからもう一つは、保険料の負担が市町村と相当差があると。今回の青木村もそうですが、というようなことを平準化していこうじゃないかということであります。県は将来的にということで、いつまでとは言っておりませんが、県全体では将来的な保険料水準を目指すというふうに言っておりまして、こういう中で保険料の統一に向けたロードマップ、市町村と意見交換をしながら、次の改定時期、3年後までには検討をしていきたいと、こういうふうに言っております。

それから、前段の御質問の中でありましたように、今ここ数年、3年の間は青木村が独自でやってきたようなことを基本としてやっていきますけれども、長期的にはそういうようなことを、そういうようなことというのは県下統一した保険料ということを見定めながらやっていきたいということであります。

現在、市町村単位の保険料というのは、各市町村の医療費を水準としているというのは今課長が申し上げたとおりであります。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 先ほどの答弁の中で12.7%というのが出てきたんで、金額にするとおおむね、大体ですが、大体このぐらいだよと、平均的な方でこのぐらいになるよという数字ありますか。

課長、わかる範囲で。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 平成29年度の現在の暫定でございますが、その調定から含めますと約1,200万ほどの増、3年後には1,200万増と見込んでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 1人当たりになると。それを、人数で割ればいいんだらうけれども、どうなんでしょうか。おおよそでいいですから。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 単純に被保険者1,150人ほどですので、約1万円弱というふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 資産割は廃止ということなんですが、今、資産があったからって、それで即収入があるかというのと、なかなか難しい時代だとは思いますが、廃止した根拠というのは、どういうことで廃止したんでしょうか。算出根拠から除いたというのは。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今調べましたのは、青木村の方につきましては、資産につきましてはやはり収益性のないものが多いという中、また、あと低所得者のこともいろいろ考える中で、全体総括的に考えまして資産はちょっと今回廃止とさせていただいております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） それは全県同じですか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回、昨年度の途中の経過の中では、大分資産割については検討するような動向でございましたが、実際には、まだ資産割を廃止するところ、またしないところもございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 日本は世界に冠たる国民皆保険ということで、支える人が少なくなる中でも、この制度を維持していくというすごいことをやっているな、当然私ども、それに対して全面協力して、とにかく少しでも長くこの制度が維持できるように、そんな中である程度値上げとか、これは仕方のないことかなと。

アメリカのようにオバマさんがやろうとしたら、トランプさんが全く180度変えちゃって、自己責任、アメリカという国はもともとメイフラワー号で来たときからそうですけれども、自己責任という中で原住民のインディアンを追っ払ってやった中で、銃もそうですし、保険もそうですけれども、自分のことは自分でやれと、自分の命は自分で守れ、自分の健康も自

分で守れというような、そういう考えが底流にあるのかもしれませんが。

でも、それでなくて日本はやはりお互いが助け合って、少しずつお金を出し合って、この制度をつくって、それで困ったときはお願いをし、またできるときは応分の負担をするという、これが基本かなと思うんですが、そんな中でもうちょっとお聞きしたいんですが、村民の皆さん、医療費は県に移管したからって医療費がふえるとか、減るとかということはないと思うんですが、どうでしょうか、医療費はふえるのか、減るのか。もし減らす方向だったら、村としてはどんな施策を。健康診断ですとか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 医療費は年々ふえております。これはいろいろ理由があるんだと思いますけれども、今私どもが分析できる範囲内でいえば、1つはやはり病気になる人が多い。それから、長期の治療、加療をする病気が多い。例えば風邪ですと1週間程度ですけれども、例えば糖尿病とか精神とかそういうのは、もうほとんどその後一生というような形になりまして、例えば糖尿病ですと1人500万近く年間かかると。その人からいただく保険料というのは年間12万円ぐらい。ですから、あとは税金という形になりますよね。そういうようなことで、そういうものがふえてきたということ。

それから、医療技術というんですか、そういうのが非常に高度になりまして、そういうものが村で使われていたかどうかというのは、はっきり言う立場ではありませんけれども、例えば1回がんの治療に1,000万単位に近いような治療方法もあるというふうにも聞いております。そういうようなことで、医療費が上がる要因になってきたということでもあります。

今後どうするかという話ですけれども、これは5カ年計画の中に柱を立てましたように、健康寿命の延伸、これを県はACE計画という、ほとんど同じような考え方でやっておりますけれども、このことを今までも少しやっていた、少しというかやっているんですけれども、参加者が少ないんですよ。こういうことももっともっと村民の皆さんに参加してもらおうとか、一人一人がそういう自覚を持って医療費を減らす。それは自分のためであるわけですから、そんなことを一生懸命やっていきたいと思っております。

ちなみに、先日の茅ヶ崎市の例を見ますと、老衰が多いと医療費低いということでありまして、例えばこれは日本経済新聞のデータですけれども、老衰死が全国最多の神奈川県茅ヶ崎市では、年間医療費は全国平均より1人14万円安いということでもあります。老衰が多くても介護費は増加の傾向ではなかったということでもありますので、こういったことを参考にして、私ども来年度当初予算でお願いをしている予算を駆使しながら、こういうことの村民運

動を大々的にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 国民健康保険は、例えば公務員の皆さんとか大企業の皆さん、あるいは協会けんぽ、船員とかいろいろありますけれども、最後のとりで、いろいろな例えば現役で働いていたころの保険を脱退して最終的には国保へ入る。国保というのはもう本当の最後のとりでだと、私はこんなふうに思っています。したがって、高年齢、低所得、いろいろ構成とかいろいろ見ても、いい条件は何にもないんで数字的にはよくなってやむを得ないかなと思う。でも、本当に必要な大事な制度だと、こんなふうに思います。

そんな中で、村民にとって今までと、窓口とかそういうことはあれだと思えるんですけども、何か変わることありますか。村民の皆様が今までとは違うこと。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回、国保の保険者が変わるということでございますが、今までと同様、医療機関等の受診方法につきましては、特に特段変わることはございません。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） この間、耳なれないのがあったんですが、保険者努力支援制度ってネットで見ていたらあったんですが、これは何ですか。わかる範囲で。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 保険者努力支援制度ということですが、やはり制度も県のほうに移管されます。また、今までも行ってきたんですが、国保の保険事業の関係でいろいろな助成のメニューがふえてくるということでございます。国保一般の健康教育、保健指導、また生活習慣病の重症化の予防の関係、またあるいは糖尿病性腎症重症化予防と、糖尿病の関係のそれを抑制というか予防するための事業をいろいろな展開を図って、保健事業に強化をしていただきたいというような狙いの中で進めていくわけでございますが、いろいろな面につきまして、その事業をもっと積極的に取り組んでいただきたいという考えでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村長、このたび29年度の補正で3,000万円をしたんですが、これから先30年とか、先どうでしょうか。どんな見通し、またまたそのうちにやらなくちゃいけないかなとか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 県からは一般会計からの拠出というのは極力抑えるようにと。特に2年連続というのは赤字再建団体と同じような扱い、この部分、国保に関してですね、という扱いを受けるといふふうに注意をされておりますので、今回急遽3年間に、ことし残る1,000万余と、それから3,000万足せば3年間は何とかしのげるかなという思いで継ぎました。

ですから、急激に被保険者に御迷惑をお金の面でかけるようなことはないというふうには思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村にとって国保というのは見通しが立てられない、給付費が幾らになるかということによってこうなるんで、非常に難しい判断といたしますか、予見できないというような中で、でも村民の健康を守るということで非常に大事な会計でございますんで、今後もしろいろあろうかと思うんですが。もう一つ、村民の皆さんから、何か質問というか、ちょっと心配だわいとか、何かそんなような話はありませんか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 国保の関係でございますが、直近ですけれども広報にも一応掲載はさせていただいております。その中で特に、まだ国保の状況という問い合わせはちょっと私には直接はないわけでございますが、やはり自分たちが利用している保険制度でございますので、今後また出てくるかと思っておりますので、その辺につきましては適宜きめ細かな対応をしてきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 最後にしますが、先ほど私、最後のとりでというふうな言葉を言ったんですが、最後はもう国保しかないわけですから、そこにおんぶに抱っこというのはいい言葉じゃないけれども、できるだけ自分の健康を維持して、お世話にならないようにそれは努力する。でも、結果的にはお世話にならざるを得ないというふうな状況も当然生まれてこようかと思っておりますが、そんな中で村は健全財政を維持していただいて、村民の皆さんが安心して暮らせる、青木村に住んでよかったなど、医療面の1つのことについても安心していただけるような、そんな制度を維持して行ってほしいと思います。

以上で私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 10番、山本悟議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 宮 下 壽 章 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、5番、宮下壽章議員の登壇を願います。

宮下議員。

[5番 宮下壽章君 登壇]

○5番（宮下壽章君） 5番、宮下でございます。

通告に基づきまして2問の質問をさせていただきますが、2問とも以前に質問した経緯がございますけれども、追加ということをお願いいたします。村長ほか教育長さん、それから各担当されている課長さん等の御答弁をいただきたいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、第1問の森林整備事業で保安林の無許可作業道開設についてということで、ちょっとお伺いいたします。

森林整備事業で保安林への無許可作業道開設について、これは私が前回12月、平成29年の第4回の定例会において質問した内容に引き続き、森林整備事業ということで追加として質問させていただきます。

12月の議会のときは、村の8割を占める森林に対し、大北森林組合の補助金不正受給事件の発覚から、村内の整備に支障を来さなければと懸念されることから質問いたしましたわけですが、あの大北森林事件の金額は14億円というふうに記憶しておりますが、単純に県民が約200万人といたしますと、1人500円ですので、200万人掛ける500円は10億円ということになります。ですから、14億円というのは、県民の皆さんの森林税から見ますと、1年5カ月分ぐらいに当たる金額になるろうかと思うわけで、非常に大きな金額が不正として扱われたわけでございます。本当に残念なことだと思っております。

しかし、その残念なことの直後に、前回質問しました後で、田沢地籍において保安林への作業道無許可開設ということが新聞で報道されたわけでございます。それにつきまして今回質問いたすわけですが、田沢地籍とありますが具体的な場所はどこになりますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今回の田沢地区、具体的には田沢字長沢という地籍でございます。修那羅峠の手前と申しますか、修那羅峠を登っていく左側と申しますか、以前に寺

沢由美子さんの事件があった訳がございますけれども、あの奥のほうというふうに御理解いただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） その規模、長さ、延長、総延長ですとか、それに値する金額はどのくらいになりますか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 全体では切り捨て間伐、それから搬出間伐、合わせて25.82ヘクタールの中で、事業費は775万円ということでございます。うち搬出間伐を行いました5.14ヘクタール、そのエリアの中において搬出用の作業道が必要になってきますので、その中で延長1,227メートル、幅員は3メートルということになりますけれども、その作業道を開設したというものでございます。

その作業道の開設に当たってどのくらいの費用がかかったのかということなんですけれども、全体の事業費の中にこの部分というのはもう含まれてしまっておりまして、開設に幾らかという明確な根拠というか記載が、例えば設計書の中にあるとかというようなことがない事業でございます。

ただ、一般的なその歩がかりといいますか計算しますと、大体メートル当たり600円から900円ぐらいかかるというようなことで計算していきますと、70万円から100万円前後の間でかかる経費というのはかかっていたというふうに推測ができるかと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 保安林とは、森林の持つ公益的機能を最もよく発揮させるために、特に必要な森林を森林法に基づきまして指定しています。そして、その森林の適切な保全と森林に対する施業を確保する森林のことであると認識しております。

また、行為制限としまして、保安林においては、立ち木の伐採はもちろん、土、石ですね、土石や樹根の採掘、また開墾など土地の形質を変更する場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければいけないということになっておりますが、村はこの件をどこまで把握していたのか。また、森林組合からの報告はあったのかどうかお聞きしたいんですが、よろしく願います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 保安林の定義につきましては、今宮下議員が質問の中でおっしゃったとおりでございまして、大変重要なポイントになるわけでありまして。私ども8割が山林とい

う村にとりましては、大変大切な保安林であります。

この保安林内での開発行為の申請というのは、ルールといたしまして申請者から直接県へ行くということになっておりますことから、私どもはこれを知る立場にはないわけでございます。

報告につきましては、私どもも12月30日の新聞で初めてこれを事実を知ったわけであり
ます。報告につきましては、1月5日に上小森林組合の組合長が参りまして、そのてんまつ
についての報告がございました。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） その申請者というのは、森林組合ということによろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 上小森林組合になります。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） この件は2012年ということでありまして、今から五、六年前のこ
とではあるんですが、山林事業に携わる者が保安林とはどういうものか把握していないのが、
それはちょっと私も疑問だなというふうに思っております。

保安林というのは一応17種類に分類されておるわけございまして、青木村で対象になる
のは、そのうち5ないし6種類かなというふうに私は思うわけございまして、一番大切な
のは、1つとして水源涵養保安林ということになっております。

これは利水機能を高度に保ち、河川の流量を調整、イコール貯水となっておりまして、20
年ほど前になるんですが、私も今現在は下奈に在籍していますが、沓掛区に在籍したとき
には夫神細谷、それから沓掛ということで、夫沓愛林団というのがあるわけでした、この役員
をしたときのこの夫沓愛林団の所有は夫神山でございます。この夫神山を保安林とした役員
となったときに移行した経緯がございまして、夫神山のほうも貯水ということ、それを目
的とした保安林にした覚えあります。

それから、2つ目として、土砂の流出防備保安林。これは土砂の流出と浸出を防止する
ということですね。

それから、3番目の土砂崩壊防備保安林。これは地盤不安定な急傾斜地の崩壊を防止する
ということが目的です。

それから、4番目が水害防備保安林。洪水とか、そういうときの水勢を弱め河川の氾濫を
防止するというのが目的になっております。

それから、5番が落石防止。これは字のとおりでございます。

保健保安林、これは森林のレクリエーションですとか、国民の健康目的という保安林です。

あとほかに飛砂防備保安林。これは海岸等とか、そういう砂ですね。この辺には余り関係ないかなと思います。それから暴風保安林も、これも強風、風を防ぐための保安林ですので、これも青木村には余り関係ないかな。

それからあとは潮害防備保安林、これは津波とか高潮の防止ですね。それから10番目がかんがい防備保安林。農地の乾燥やかんがい用のため池のということであります。

それから11番目が防雪保安林。それから12番目が防火保安林。13番目が魚つき保安林。これは魚ですね。それから14番目が風致保安林。名所旧跡の景観を保つためというのが目的だと思います。15番目が坊霧保安林。これは霧ですね。それから16番目が雪崩防備保安林。

それから17番目が飛行機ですね。航空目標保安林という、17種類あるわけですが、青木村の場合は、私は思うには五、六種類かなと思っておりますが、青木村ではどのくらいの保安林指定となっているのか。それから、総面積、それから保安林種、その箇所数、何カ所ぐらいそれが対象となっているのか教えていただければありがたいですが、よろしく申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 青木村の保安林の総面積でございますけれども、1,024.92ヘクタールとなっております。内訳は3種類に分かれておりまして、一番多いのが水源涵養保安林、こちらが692.83ヘクタール、次に多いのがかんがい防備保安林、こちらが196.18ヘクタール、そして3番目が土砂流出防備保安林、こちらが135.91ヘクタールということで、台帳件数ということになりますけれども65件というふうになってございます。

村の森林面積が4,648.61ヘクタールということでございますので、およそ22%が保安林に指定されているという状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） この件の報道に関して村民の皆さんから、新聞にはっきりと出ておりますので、一番最初は12月30日ですね。その次が1月29日のこれは社説ですね。ここに2度にわたって出ております。大北森林イコール不正というふうに村民の皆さんは感じておると思いますけれども、村のほうとしては、こういったことが全然、先ほど村長さんの答弁からも知らなかったということなんです、実態としてつかめてなかったのは非常に残念だなと思いますが、その点の御所見はいかがででしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先日、全国版のテレビで松くい虫の被害、それから被害後の災害の心配、危惧される専門家の話がございました。そういう意味で、私ども山林に守られている村として、こういったことをしっかりやっていかなければならないというふうに思っております。

御質問のとおり、保安林というのは土砂崩壊の災害防止、あるいは生活環境の保全、公益的な面が非常に多い山林であるわけであります。上小森林組合は、その設立の経過からいまして、長い間私どもの山を守るという立場で、行政と組合ということでパートナーを組んで活躍をしていただいていたという中で、こういうことで大変残念なことであるというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） いずれにしましても、青木村も8割が森林でございますので、景観を守る意味、また資源としての山を守る意味でもありますので、今後も速やかな事業が推進されますように、またひとつ御努力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） その後、組合のほうに少しこのことについて照会いたしました。上小森林組合からの回答として、30年1月19日で上田地域振興局長宛ててんまつ書を提出した。その後、あわせて保安林の作業許可を提出したと。これを受けて県では現地調査を実施しまして、認可をされたというふうな報告をいただいております。

それから、昨日、上小森林組合の理事会がございました。この際に組合長から、大変、不正に補助金を得るとか犯罪に加担したということではないけれども、ミスはミスとして大いに反省をしたいという話がございました。

それから、なお、監査委員からもあわせて、このことについて言及がございました。

私ども、今後も上小森林組合と手続は手続でありますので、こういったことを落とすことなくしながら、お互いに青木村の森林を守っていくことを一生懸命やっていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） それでは、竹林整備に関することなんでございますけれども、12月議会のときに通告してございましたので、竹の粉碎、パウダーにしてということで粉碎機を導入したらどうかということで提案としてさせていただきました。

これに関してですけれども、私も通告書を出した時点と、大分皆さんの動きが非常に活発でして、いろいろなこういうパンフレットですとか、実演会ですとかと行われるようになりましたので、私の質問がちょっとちぐはぐするかもしれませんが御承知いただきたいと思えます。

私も12月に提案させてもらったことにつきましては、私も皆さん御存じのように炭焼きをやっております。炭を焼く勉強としまして、視察といいますか、ちょっと勉強に行った先が竹炭を専門に焼いている方だったんです。そのところでお窯を見せていただいたり、炭の焼き方とか勉強ということで行ったんですが、その方は竹が専門ということですので、その自宅のほうに行きましたら、物置にこの方は2台持っていましたですね。1台はトラクターの動力を使った粉砕機、それからもう一台は、この間実演会やったような、ああいう単独で動力で動くタイプのこの2台持っていたのを見させていただきました。

これが2年半か3年ぐらい前だったのかなというふうに思っています、その方も太いところは炭に焼いて、細いようなところとか、そういったものは碎いて畑に入れるということをおっしゃっていました。

そんな中で、あれはいいなというふうに私も感じたものですから提案したわけですが、すけれども、前回もちょこっと提案のところでも申し上げましたように、非常に竹がそちこち放置されている畑等々に侵出してきているなというものは思いましたのでやったわけですが、例としまして、私の家にも、今は使っていないんですが、以前、前栽畑として使っていた畑が200坪ほどあるわけです。その畑の1つ隣は、昔の桑畑、蚕を飼っていたお宅の桑畑で、その向こうに以前に100坪ぐらいの竹林があったんですね。

この竹林といいますか、これも現在そこの地籍に行きますと1,000坪から2,000坪ぐらいになっているのかな、物すごく拡大しちゃって、それで、そこうちの畑もそうですけれども、桑畑の所有者等々、3人か4人分ぐらいの畑が全部竹になっちゃっているんですね。そんなことから前回提案させていただきました。

そういったところが農業委員会の方々等からそういうお話を聞いたんで、これ、やはり私が思っているのと同じようなことを考えている方がほかにもいたんだなというふうに私は思いました。そういった皆さんが、村長も御出席されていましたが、12月15日に文化会館の駐車場において、九州から来られた粉砕機メーカーの皆さんによる実演会が行われたということでもあります。

そこに100人を超える皆さんが参加されて、本当に関心の高さというものがうかがわれた

わけでございます。私もぜひ見に行きたいなと思って、恐らく30人か40人も集まればと思っていたんですが、あんなに大勢来ていると思わなかったんですね。本当、だから皆さんがいかに関心が高いかというふうに思っております。

竹の侵入による農地の荒廃の防止、それからチップ化して農地へ堆肥として還元、それから家庭から出る生ごみとまぜて堆肥化することによりごみの減量化、それから竹林を整備、間引きですね。間引きすることによって、よいタケノコの生産の拡大ということですね。

畑へ入れるのには、これは乳酸発酵させなければいけないんですけども、粉碎したものをビニールの袋へ入れて、乳酸発酵というのは嫌気性のバクテリアなんですね。ですから、竹の持っている自然な糖分が自然に発酵してきて乳酸発酵するわけですが、粉碎したものを即ビニールの袋に入れて、しばらく置いておくと乳酸発酵するというようなことでございます。

それから、落ち葉ですね。山にある枯れ葉とかまぜて、これは放線菌になりますので、嫌気性のバクテリアですけども、こういったものとまぜて堆肥化させる。近年、家畜を飼っている、牛とか馬とか飼っているお宅が少なくなりましたので、有機肥料というものが非常に少なくなっております。そういった面からも、こういう堆肥化させるということは非常にいいことだなと思います。

その皆さんによりますと、竹チップ活用プロジェクト関連事業として立ち上げていきたいということですが、こういう取り組みに対して村長どのようにお考えになっているか、御所見をいただければありがたいですが。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 竹チップに関しましては、宮下議員から、12月議会で提案という形でございましたけれども御質問をいただいております。

その前に、青木村の農業というのを私は毎回申し上げますように基幹産業だというふうに思っております。今まで米、リンゴ、そういったことに加えまして、ここ数年、みそ、トマト、杜仲茶、タチアカネそば、こういった新しい6次産業が育ってきた、あるいはたくさんの方が参加するということは大変喜ばしいことでもあるわけでございます。特に安全・安心に注目をいたしました特徴あるおいしい6次産業が育ってきているなというふうに思います。

竹は、今、山の畑でというお話がありまして、私も身近で承知しておりますけれども、物すごく繁殖力が強くて、都会の家庭でも、隣に竹といいましょうか、正月の松竹の竹を庭に植えたら、それが大きくなって隣の家まで行ってというような、あるいは下から、土台から

床の間に出てきたとか、いろいろ都会でもいうくらい、そのくらい繁殖力のあるものであります。

このまま放置いたしますと大変大きな社会問題になるわけですが、今回そういう竹チップのプロジェクトということでこういったことが払拭されれば、なおありがたいかなというふうに思っております。大変時宜を得たすばらしい事業になりつつあるなと思っております。

それから、もう一つ、これはマツタケと、それからこの竹チップと、それから梅のみかえり漬けて松竹梅に着目した青木村の健康長寿の一つとして育てていきたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

もう一つ、これは行政が主体ということではなくて、農業委員会等を中心とした方々が中心になってやっていただいているということも大変ありがたく思います。

もう一つ私の立場として大変ありがたいと思っておりますのは、資源循環施設で、昨年暮れにも3カ所で上田の説明会に行きますけれども、生ごみの減量化について各自治体の首長にそれぞれ質問が飛ぶんですけれども、青木村は畑の中で段ボールによる、あるいはコンポストによる堆肥化をしているということだけしか言えませんでしたけれども、今度は竹チップをぼかしとして大々的にやっているということが言えるということは、大変そういう意味でもありがたく思っております。

行政としても一緒に活動して支援をしてみたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 粉砕機導入に当たりまして、村で所有して作業が必要な方への貸し出しが望まれるわけでございます。

また、それに伴って、あの実演をごらんになった皆さん、わかったかなと思いますが、あのかたい竹が本当に一瞬のうちに粉になっていっちゃうんですね。非常にわらの粉砕機なんかも、わら切りカッターなんかも手を入れたりしてけがをされる、腕をとったとか指を落としたとかという、そういう実例もございますので、貸し出しするについても講習会行って、その修了者に限るとか、それから先日の実演会の中でも小型のものは軽トラで移動できる程度だったんですが、大型のものは、これはトラクターの後ろのコンバインを運ぶああいふ運搬者でないと無理なのかなというふうにも思いました。

いずれにしても、貸し出しについては、そういう講習会を行って、その講習会修了者とか、それから、それに伴う誰か指導員の人とか、何かそういう人がいてやっていただければいい

などと思いますので。

それから、できれば大型の、複数導入いただきまして貸し出しをしていただけるような方向に持って行っていただければありがたいんですが、その辺はいかがでしょうか、村長。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問にもありましたように、この竹チップに期待というのは、荒廃地の菌どめ、それから生ごみの堆肥化によるごみの減量化、それからタケノコの生産地としての振興、それからこれを堆肥として特色ある土壌から生産された農産物の販売、こういったことが期待されます。

それからもう一つ、今後あわせてやっていきたいのは、ソフト面で先進地の視察でありますとか勉強会だとか、またわせて今宮下議員から質問ありましたような講習会、けがが非常に心配でありますし、相当重量もありますんで、そういった安全のためにも、ハード、ソフト両面で村でも応援してまいりたいというふうに思っております。

これもある程度高額な機械でありますし、複数、粉にするには小型、効率的には中型といいましょうか、大型といいましょうか、400万ぐらいする機械というふうに承知しておりますので、ある程度高額になりますことから県の支援をいただいて、この中でこういったものを購入しながら、一気にするというのではなくて、一つ一つ実証をしながら、実験をしながら、確認しながら前へ進む、一緒にパートナーを組みながらやっていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） いずれにしても、大型の機械が400万、それから小型のものが200万ぐらいというふうにお聞きしていたと思うんですが、今村長のお答えのように高額なものでございますので、県の資金、例えば元気づくり支援金ですとか、ああいったものだと、竹林の整備ということで、里山整備、先ほどの話のような、そういった資金ですとか、そういったものを上手に活用していただきながら、村の負担もなるべく少なくして導入していただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） それでは、2問目のほうの質問に入らせていただきます。

この質問も、以前に質問させていただきました小学校の英語教育ということでございます。

文部科学省の新小学校学習指導要領によりますと、平成29年3月告示で外国語教育が実施されることになりました。この件につきまして、先ほども申しましたように28年12月議会

で質問しておりますが、再度お聞きしますので重なっている箇所もあろうかと思いますが御容赦いただきたいと思います。

平成30年と31年は移行期間という、準備期間ですね。ということで、32年より全面实施ということだそうです。中学年、これは小学校の3年生、4年生ですね。これは外国語活動としての必修ということですね。これが年が35単位時間、週に直すと1ないし2時間ぐらいかなというふうに思います。それから高学年、これは5、6年生ですね。これは年に70時間ぐらいということで、これは評価となり成績表にも採点対象となるということでございます。

我々のころは小学校ではローマ字を学習しまして、A B C Dの英字を学んできたということでございます。おかげさまで今パソコンなんかもローマ字で打ち込んでいるというのがありますので、非常にその点は勉強になったかなと思っておりますが、私は中学で初めて英語に出会いまして、ディス・イズ・ザ・ペンから始まりまして、そこからしたんですが、中学で3年間、それから高校で3年間と計6年間、英語に触れる機会があったわけですが、残念ながら習得することができません。これは私だけではないかと思えます。ほかの皆さんも、この6年間で英語をしゃべられるようになった人はまずいないんじゃないかなと思えますが、そういう学習の仕方に問題があったのかなというふうに思うわけですね。

言語というのは、読む、それから書く、それから聞く、話す、こういう要素が必要なんです。私たちの時代は、読む、書く、話すということは余りなかったかなと思えます。そして文法的に主語、述語、動詞、名詞だのこういうのが多かったんで、なかなかそういうのが頭になっていって、突っかえ棒になっていて入ってこなかったかなというふうに思っています。順番としまして、聞く、話すから始めたほうがよいのかなというふうに思います。その後読む、書くの学習。

私も信州ええっこ村ということで外国の学生と接する機会が非常に多くて、ホームステイなんかでも来ましても中には日本語を話す生徒さんが結構いるんですね。どこで日本語を覚えたのかなというと、一番よく聞くのがアニメなんですね、その後、音楽とか、それから親が話せるからとか、それから学校なんかも、学校による週に1時間とか2時間とか選択することによって、学習するというのを聞いております。

青木村に来る学生の中には、私どもも台湾、それからオーストラリア、インドネシアとか中国ですとか、いろいろな国から接する機会があるんですが、その学生の中には、私は3カ国語話せますと。中には4カ国語可能ですというよというような学生もあるんですね。私は2カ国語目が上手に話せないのに、こういう皆さんはどういう頭の構造をしているんだろう

という、非常に語学に、言葉というものにすんなり入っていける能力を持っているのかなというふうにも感じていました。

語学というのは勉強として取り入れるということも大事なんですけど、学ぶことによって、その手段ですね、あとは、それを文学に生かすとか、理数系ですとか、それからあと職業、今なんかもう職業では大分外国なんか行く機会もあるんですけど、そういった面からも青木村でも今現在ALTを雇用していただいています。これは保小中、それから児童センターというところで取り組んでいただいているのは大変ありがたいなと思っています。

こういう学習指導要領に対して村はどのように捉えているのか、また実施していくのか、今後のあれをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今議員お話のありましたように、平成20年に改訂された学習指導要領を受けまして、小学校に外国語教育がまず導入されました。実際に授業を今まで行っていく中で課題があるということを言われます。1つは、中学校の文字の学習に生かされていない。それから2つ目は、音声の違いがわからない。それから3つ目は、より体系的な学習が求められる。もうその3つの課題が提案されています。

そこで今回、今お話になった改訂で、まず聞くことや話すことを中心にしながらも、さらに小学校の高学年からは読むことと、それから書くことが加わってまいりました。まさに英語を教科として扱い、中学校の英語に近づいたように感じています。

村としては小学校にはタブレットと電子黒板を配置してありまして、タブレットには英語のドリルも入っております。また、電子黒板には英語の教科書がインストールしてありますので、電子黒板から英語の会話が流れてきます。これだけでも他の学校にはないというふうを考えております。

さらに昨年度からは、外国語教育に先進的に取り組んでいます東京都の荒川区の小学校を視察しました。それから、本年度は高崎の教育委員会と小学校を視察しまして、授業を見させていただいたり、先進的な指導計画などの資料もいただいております。小・中学校の授業に生かしておるところであります。

さらに、今お話のありましたように、ALTにつきましても、来年度は週に2日小学校に行っていただく計画を立てております。低学年にも月1日行くということにしておりますので、全ての時間に対応していけるというふうを考えております。そんな中で子供たちも先生とのやりとりや子供同士のやりとり、ゲームを取り入れた活動など英語の授業を楽しみにし

ているというふうに承知しております。

さらに、来年度は中学校の英語の先生にも小学校の英語の授業に時々ですが、時々参加してもらって、中学校への移行をスムーズなものにしていきたいと考えております。

もう一つ、来年度には中学校にタブレットを1学級で使える数を配置していく予定でいますので、その活用も今後検討していきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 小学校、中学校の先生に関してですけれども、中学では英語の先生というのがいまして英語を専門にできる先生がいたわけですけれども、小学校で英語を取り入れていくとなるとやはり教員試験というのがありまして、その教員試験の中に小学校の先生が英語に対して、文科省が取り入れても今までの現在おられる先生たちは、そういった英語に対することを余り学んできてないかと思うんですが、文科省の方針で小学校の先生たちに不安とか戸惑いというものはなかったですか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校の教員は、今お話のありましたように、大学の一般教養の課程では英語の授業を受けているものの、教えるという立場、指導のための専門教科としての授業は受けていないんですよね。したがって、教科化に向けては不安を感じている先生方は本当に多いというふうに思っております。

文科省や県教委では、これまでに研修会を実施しまして、そこで専門的な研修を受けた先生が学校内でも内容を伝えるなどして、来年度に備えるという体制はとっております。

一方、文科省では1月に急遽、英語の専科を全国に1,000人配置するという新たな動きを見せました。しかし、1,000人ととっても長野県で考えますとたった20名の配置ということでありまして、東信地区には4名から5名の配置ということになりまして、青木小には当然のことながら配置にはなっておりません。

文科省の最終的な狙いも、つまり誰が教えるかということも、今、実ははっきりしていないという状況にあります。そんな中で少なくとも青木村はALT等の学習を進めることで、子供たちは当然のことながら、先生方にもそこで力をつけていただきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） わかりました。

いずれにしても、小学校の先生たちは大分戸惑っているというのが実態かと思えます。

我々のころも中学で英語を学ぶについては、専門の英語の時間になると英語の先生が来て授業をしていたと。ですから、できれば青木の小学校、今1クラスですので、あっちのクラス、こっちのクラスとはいかないんですが、できれば専門の先生でもいていただいて、3年生、4年生、5年生、6年生というふうに、その授業にまた当たっていただけるように、今お話ですと青木には派遣されないかなということでございますが、また御努力いただきまして、そんなふうをお願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 私たちは、外国語というのは重要として、それほど子供のころは捉えていなかったのが現実でございます。私も先ほどお話ししたようにホームステイで経験したのですが、私も英語しゃべれないので、来る子供に単語だけでも結構意思は通じるんですよ。

だから、文法で並べかえがどうであろうと、はっきりいなくても話すことはできるんで、恥ずかしがらずに、どんどん話したりすることによって徐々に覚えていくのかなと思いますね。こういう形だっけきちんとやられると、なかなか話ってできなくなるかと思うんですが、それによって、また子供たちも楽しさを感じながら、外国語をしゃべる英語ですとか中国語ですとか話す皆さんと意思が通じるということは本当にうれしいですし、楽しさもあるのかなと、そんなところから入っていただければいいなと思います。

日本はもともと島国だったということでもありまして、ヨーロッパと違いまして隣国と行き来もなく外国語と接する機会がなかったと思います。これからの子供たちは、各会社、行っている皆さんからも海外へ1年とか2年とか単身赴任で行かれるとか、そういうのもありますのでグローバル化してきますので、そういった接する機会を多くつくっていただければありがたいなと思っています。

外国語と日本語の発音とかアクセントというのは、やっぱり全然違うんですね。中国語で「歓迎、青木村」というと、これ、「ホワイン チンモクスン」というのが中国語で「ようこそ、青木村へ」なんですけれども、「チンモクスン」と言っても通じないんですよ。発音が違っているみたいですね。この英語の発音とかフランス語の発音とか、いろいろそういうのもありますんで、そういった面からもなるべくそういう本場の皆さんと接する機会があったりすれば、どうしても我々言葉をしゃべると日本語調で発音するんで相手に伝わっていかないんですよ。

そんなこともありますんで、12月議会のとき同僚議員から台湾との姉妹校ということでも

うだという質問があったと思うわけですが、青木村でも姉妹提携している町もあります。

長泉町ですけれども、そのほかに村長が一生懸命頑張っていたきながら防災協定を結んだというようなこともありますので、姉妹協定とまでいかななくても友好校とか文化交流校とか、そういったのも検討していただきながら、多くの学校交流を持ったらというふうにもまた考えておりますので、いずれにいたしましても、子供たちが楽しみながら英語に興味を持って将来のために習得していただければいいかなと思っております。

以上で、私の質問は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 5番、宮下議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

10時35分から再開いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（沓掛計三君） 7番、居鶴貞美議員の登壇を願います。

居鶴議員。

〔7番 居鶴貞美君 登壇〕

○7番（居鶴貞美君） 議席番号7番、居鶴でございます。

通告に従いまして、村長、教育長、担当課長より答弁をお願いをいたします。

文化財の活用についてと青木村に進出した企業についての2項目であります。

1番目の項目の文化財の活用についてお聞きをいたします。

国の新戦略で文化財で地域を元気があります。これは、昨年12月に閣議決定されました文化経済戦略に基づいて現在実行プランづくりが進められております。文化や芸術を積極的に活用することで経済の活性化を図るものでございます。この柱に据えているものが文化財

の保存と活用であります。

まず、村長にお聞きをいたしますが、この文化経済戦略に対する村の考え方をお願いをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 文化経済戦略についてでございますけれども、御質問の中にありましたように、これは内閣官房と文化庁において文化と経済の好循環を実現するため省庁横断の新政策を定めて、この文化経済戦略ということを作成したというふうに伺っております。

その目的は、御質問にもありましたように、文化と産業、観光、こういったことが一体となった新しい価値を創出して、その価値がさらに効果的に再投資される、こういった自立と持続、こういったことを改定しながら発展していくメカニズムの形成というふうに承知しております。

私どもの村には、特に1,300年前から通っております当時の国の国幹道であります東山道、それから国宝三重の塔、そのほか国指定の重要文化財、大法寺観音堂、十一面観音でありますけれども、そのほか県宝もあります。それから温泉、青木三山の景観、自然、それかもう一つは東京の近さ、こういった青木村の持つております多くの資産、資源を文化経済戦略の流れの中で大きく飛躍できればと考えております。幸いにいたしまして、本年4月から観光商工移住課を設けて、こういったことを特段としてやっている体制も整えております。

それから、特に観光の入り込み客のバロメーターの1つとして私ども捉えております温泉の入湯税も、昨年、本年度と少し増加傾向、非常に下がってございましたけれども増加傾向に回復しておりますので、こういった温泉の活用、それから近隣にはない信州昆虫資料館、それから村ではなかなか持っているところがない美術館、こういった教育とか文化の面からも連携しながら、この戦略に乗っていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それでは、青木村の文化財についてお聞きをさせていただきます。

この統計資料によりますと、国宝大法寺の三重の塔を初めとして、村の指定文化財は現在64カ所ございます。こちらは青木村文化財保護条例により、保護、保全が図られております。

この青木村文化財保護条例第1条に、村にとって重要なものについて、その保存活用のため必要な措置を講じ、もって村民の文化的向上に資するとともに我が国文化の進歩に貢献することを目的とすると、このようになっております。

それで、この保護条例の中に第22条までありまして、まず、ただいまの指定文化財、こち

らにつきまして保存状況がどのようになっているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 文化財の保存についての御質問でございますが、保存については文化財の所有者にあるということになっております。これは文化財保護法というのがありまして、文化財の所有者は公共のために大切に保存するとともに、できるだけ公開するということになっております。

村としては、所有者が行う修理や改修のための補助を行いまして適切な保存に努めておりますし、毎年文化財パトロールということを実施してございまして、そのような対応を行って行くことで概して保存状況は適切に保たれているというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 適切に保存されているということでございますが、これは所有者が個人の方までにわたっております。その所有者の方との意見交換とか、そういう場をつくったりされているのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 所有者の方が教育委員会に参られて相談をされるということも行っておりますが、ある場を設けて全ての方にお集まりいただくという会はございません。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 文化財保護に対する費用についてお聞きをいたしますが、今年度は211万3,000円計上されております。その中で指定文化財保護補助金20万円になっております。まず、この文化財保護費に対して、この予算についての考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） お話のありました30年の予算ですけれども、内訳としましては、民族芸能の補助が56万円、指定文化財補助20万円、義民顕彰補助10万円、古文書整理賃金が35万、案内看板修理で18万9,000円、公用車修理で10万8,000円になってございまして、今お伺いの質問についてですが、保存のための修理代金、それから現在活動している団体への補助を行いたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ただいま申し上げられましたとおり、指定文化財が64カ所ございます。この指定文化財に対して村民の皆さんがどのように認識されているのか、この点についてどのように把握をされているかということですが、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 国の指定文化財につきましては、大法寺の三重の塔ですとか観音堂の厨子、そういうものについては村民のほとんどが承知しているものと思われま。しかし、県並びに村の指定文化財につきましては、表示の看板ですとかパンフレット及びホームページの掲載などPRはしておるところであります。村内の広範囲に広がっていることですか、直接目にしたことがないという理由から、国指定文化財と比べると認知度は低いではないかなというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） さらに、この認知度を高めていくためには、今後どのようにしていくのがいいのかどうかというようなお考えがありましたら、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在行っているパンフレットに掲載してありますし、今村長さんが言われたように、観光と連携をして村の文化財をより多くの方たちが、またより多く発掘して観光に生かしていく、それから、余暇利用も含めて、あるいは生涯学習も含めて広めていく、さまざまな機会を捉えてぐらいかなという感じで、そこがちょっとこれから工夫していかなければいけないところかなと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） これは提案というような形でお願いをしたいと思うんですが、これは小学生の授業じゃなくて結構なんです。小学生の遠足とかいろいろおやりになっていますが、64カ所一気にとは無理だと思いますので、この辺もそういう場も使って、もう小さいころから、青木村にはこういう文化財があるんだよということを知っていただくということも御検討いただければというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、青木村文化財マップについてお聞きをいたします。

大変によくできております。こちらですが、「のんびり歩こう、くまなく知ろう」というキャッチフレーズになっております。この青木村文化財マップ、こちらの活用状況につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村文化財マップですけれども、現在、文化会館、それから役場、道の駅に置いてありまして、多くの方に見ていただきたいというふうに考えております。

また、大きな大会が青木村で行われるようなとき、このごろ家庭科大会がありましたが、そのようなときに資料として配付もしております。

今後も道の駅の改修工事が終了ということになりますので、観光移住課とも連携をとってPRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） こちらのマップを今それぞれのところに置いてということですが、この効果というようなことが具体的にあらわれているというか、これを見た方からいろいろ御意見があるとか、その点につきましてお聞きをします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 実際に教育委員会に、これがあつたから楽しかったわというような話はまだ実は聞いたことはないんですけども、観光と結びつけて考えるとすると、紙ベースで配布することも重要ですが、多くの方は今インターネットで検索する方が多いのじゃないかと思っておりますので、ホームページに掲載することのほうが効果的かなと考えておまして、現在、青木村のホームページに載せましたので、今後も継続してホームページの充実を図っていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） このマップによりますと、これ全部64カ所実は出ていなくて、27カ所かな、抜粋してあるようですが、また、その効果を高めていくためにも、64カ所全部をここに次のときとか、そういうようなお考えがあるかどうか。

今27カ所ですよ。それを今64カ所指定されているんで、これとは別にとか、その点についてちょっとお聞きをいたしますが。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 御指摘がありました。64カ所の項目としてはホームページに載せているんですが、このように写真を撮ってとか、あるいはその地図のところにポイントをしてということは今のところは計画はございません。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 文化財の適切な保存と観光や村づくりに対する考え方をお聞きをいたします。

文化財の保存や修理、活用に対する専門職員の配置を考えたらよろしいかと思っておりますが、こちらについては保護条例で審査員、現在6名のようにありますが、審査員の方はおいでに

なりますが、これとは別に、そういう専門職員の配置についてのお考えですがお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 大きな市では学芸員を配置して充実を図っているということは承知しておりますが、現在、青木村では古文書の整理のため、それから休日の歴史文化資料館、民俗資料館の説明案内のために専門的な知識のある方に依頼をしております。見学の方たちの人数、それからニーズを考えると、現在の対応が適当ではないかというふうに考えておりますが、今お話のあった学芸員の配置等は今後の課題として承ってまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この文化財の保存と活用で先進地域で着実に経済効果が生まれていると、こういう報道も実はあるんですが、この経済効果の面からどのようにお考えなのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

文化財の保存と活用に関する経済効果ということでございますけれども、文化財の保存と活用は表裏一体なところがございまして、先ほどの閣議決定された経済戦略で明文化される以前から、適切な保存と、それから活用、公開等が叫ばれているところです。

町並みの保存などによりまして景観が保たれて観光客がふえるということですか、また特殊な技術が建物の修復等で伝承されるといったようなところから、経済的な効果は適切に活用すると、特に観光等の面で交流人口がふえて経済効果が生まれるというふうには考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この文化経済戦略、これは日本の場合、国内総生産に占める割合というのが実は非常に低くて、現在1.8%で約9兆円のようにあります。これを国は欧米並みの3%に引き上げると、このように明示しております。これは今、青木村にとっても非常にチャンスだというふうに捉えているんですが、この文化財の活用で市町村の取り組みを支援すると、このように明示してございます。それで当然、財政支援も行うと。

これは今まだ検討段階のようですが財政支援も行うと、このようにありますので、今の国も非常にまだ低水準ということですが、これをちょっと青木村に置きかえて、今後ですがどのように引き上げとされるのかどうか、お考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 文化経済戦略の指針は読ませていただいたところですが、今お話にあったように現在検討中ということで、具体的にどのような財政支援が可能になるのか、まだ形がはっきり見えないという段階であります。

それから、これはきのうの新聞なんですが、信毎に実は長野県も芸術文化の普及を担う組織発足へということで、21年度をめどにして県版アーツカウンシルと、こういう会を発足させるということになっております。

ですから、県の動き、国の動きは、これからアンテナを高くして見ていく必要があるなど。もし有利な支援策があるとするれば、これは早手を挙げなければいけないなど考えているところであります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 保存と観光振興、これを両立させる施策ということでありますが、なかなかこの分野は、全国的にそうだと思うんですが、青木村においても第5次青木村長期振興計画後期基本計画、あるいは日本一住みたい田舎の総合戦略において、まだまだ取り上げていないのが現状だというふうに思います。

これも昨年、今申し上げたように、国のほうで新たに今こういうプロジェクトを立ち上げてくるということですので、今後についてでございますが、これの保存と観光を両立させる施策というものについて、今後どのように村として取り扱いをされるのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村ですが、実は先週、3月4日にホクト文化ホールの協力のもとに、信州ネットワーク事業ということで、青木村生涯学習成人講座とタイアップして桂米朝一門会を開催することができました。この一門会には、村内外から280名の参加がありまして、あの文化会館の講堂が本当にいっぱいになったわけでありまして、一流の文化芸術を体験すると、こういう効果があるかなというふうに思ったところでありまして。

また、本年度、平成30年度は総合文化祭の年でもありますので、民俗芸能の発表も予定されております。

さらに、美術館では、ことし初めての試みとして、「子どもは天才講座」と題しまして、山崎美術館長さんが中心になって保育園児に自由に絵画を描かせるなど創造的な活動も計画しております。

今後も文化財の保存、それから伝統芸能の継承には力を尽くしていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 新たな文化財の指定についてでございますが、青木村文化財保護条例の第5条に、教育委員会が青木村指定重要文化財に指定できると、このようになっているんですが、現在、縁起のよい名前から女性の間で恋愛成就のパワースポットとして知名度が高まってきております恋渡神社ですが、これはネットで検索をいたしますと、非常にたくさん載っております。

この中にもグーグルマップ検索にも載っていない恋渡神社が恋愛のパワースポットにと、このような記事も実はあるんですが、これをごらんになる方が全国的に特に若い女性の間でかなりというか話題になりつつあると、このようにも聞いているんですが、この恋渡神社を指定についてのお考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今お話のありましたように、文化財の指定につきましては、青木村文化財保護条例がございまして、その第5条第3項に教育委員会は文化財専門審議員の意見を聞くとなっておりますので、文化財審議委員会を開きまして、その恋渡神社の文化財指定については意見を聞いてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 少し文化財から離れるかもしれませんが、やはり観光とか、そういう外部へのPRということでは私も全く同感であります。私も初めてこの恋渡神社という字を見たときに、もっと活用できないものかなというふうに思いまして、地元の方と氏子さんの皆さんと相談しまして婚活お守りをつくりました。思いのほか売れたり、それから実際これをきっかけとして、私も承知しているのでは二組が結婚をしております。

そういうことで、今後、こういうことを有名にするには、一般的には例えば小説に書いてもらうとか、それから歌をつくってもらうとか、そういうようなことが必要になってくるかと思っておりますけれども、御案内のとおり入奈良本の地域の状況はああいう状況でありますので、また地域おこしにこれを、今までも思っているんですが、さらに活用できないのかなと、こんなふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 2つ目についてですが、五島慶太さんの生家であります、青木中学

校だより「三重なす塔」で、「義民の心 五島慶太さん そして私たち」と、こちらが配布されておりました。ごらんになった方も多いかというふうに思います。

五島慶太さんの生き方と青木村と、この中に、生まれたのは1882年、最後の一揆から13年後、小さいころ歴史の話をよく聞いていた。青木小学校で歴史を教えていた。一揆の中心となった入奈良本、中挟、夫神を通過して毎週松本に行き来していた。彼は義民から影響を受けていたに違いないと、このように書かれているんですが、この関係につきましても、私も以前、五島慶太について取り上げたことがあるんですが、やはり観光を標榜しておりますので、青木村にとっても今まで以上に上げるべきだと、このように考えているんですが、2つ目の視点として、五島慶太さんの生家、今、殿戸区にあります、これについてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 五島慶太翁につきましては、お話のあったとおり、すばらしい近代日本の基礎を築いた偉人です。私も、この三重なす塔の中学校の校長さんが2月28日に「義民の心 五島慶太さん そして私たち」という大変すばらしいテーマと内容で、中学校の生徒たちに話をさせていただくという、講話をさせていただいて本当にうれしく思っております。

私、10年前に青木村へ戻ってきて30代前後の若い人たちに五島慶太の話をしたら、五島慶太知らないんですね。よくよく調べてみたら学校の先生たちも知らないということで、いろいろのデータを小中学校の先生、校長先生にお示しして、できれば1時間、だめでも年間30分でも最低お話をさせていただきたいということで、大分こういうことで浸透してうれしく思っております。

五島慶太をやっぴり顕彰する運動というのは私は青木村でもっともっとすべきだと思っております。実はいろいろ五島慶太、聞いてみますと、青木村の人たちは五島慶太のもう一つの実像というのを、PR不足だなというふうに思っております。大変、教育者でございます。五島育英会、東京都市大をつくりました。北見工業大学、国立ですけれども、あれをつくる時には数億円の私財を寄附していますよね。決してけちな方ではございません。そういうことで、五島慶太の顕彰運動をやっていききたいというふうに思います。

これは今各全国の自治体が地元が生んだ偉人ということで、例えば上田では顕彰運動として山極勝三郎さん、映画になりましたけれども、そのほか普通選挙による議会政治に提言をいたしました赤松小三郎さん、それから、けさの東信ジャーナルにも載っておりましたけれ

ども、日本で民生委員制度を提唱いたしました、当時は方面委員と、こういったそうでありますけれども、小河滋次郎さん、これは上田公園に胸像がありますけれども、こういったことを近隣の市町村でもやっております。

青木村でも、ぜひこの五島慶太を顕彰する運動をしっかりと実像を伝えていく、そういうことによりまして、観光もですけれども、子供たちの1つのボーイズ・ビー・アンビシャスになればというふうに思っているところでございます。

むしろ、外部の人だとかIターンした人たちに大変高い評価を受けているわけですので、文化財にするには今教育長が答弁したとおりいろいろありますけれども、顕彰運動はしっかりとやっていきたいと思っております。

今、殿戸の皆さんや関係の皆さんに提案しているのは、殿戸のバス停付近に五島慶太翁生誕の地、東京急行電鉄や五島育英会を創設した五島慶太翁生誕の地という看板が立てられないだろうかとか、それから、記念公園がありますけれども、あそこが車がとまっていて少し交通の邪魔だというような話がありますので、駐車場の整備ができないだろうかとか、それから、生家を訪ねてまあまあの方が殿戸区に来るんで、案内板が欲しいとかという地元の御要望もありますので、こういった文化財政戦略等の中で国の補助、県の補助金が得られれば、また皆さんと相談してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 2番目の項目に入らせていただきますが、青木村に進出した企業についてでございますが、平成27年の統計資料によりますと、村内には203の事業所数があります。現在、村内にあって本社が村外にある企業の企業数、こちらについて把握されておりましたらお願いをいたします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 今議員御指摘の企業の数でございますが、私どもも統計調査の経済センサスというものに基づいて企業数を把握しておりまして、今まで村外に企業本社がある、それから村内にある事業所ということでは意識して、今までは把握してこなかったところであります。これを機にそういった調査等をしていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 青木村からほかのほうに出ていかれるという企業もかつてあったかなというふうに思いますが、今のそういう企業と村とのかかわり、あるいはそういう中から今

後村内の企業が青木村から出ていかれるとか、そういうような情報等をお持ちでしたら、そういう動向についてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

企業の動向でございますけれども、まずは事業所が移転してこられるか、または村外へ出ていってしまいたいという意向があるかどうかということについては、主に村の商工会との情報交換の中で把握をするように努めております。

それから、建物を増設したり移築したりということが伴う場合には、私どものほうに建築届が出てまいりますので、この届けで把握をするという状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 法人住民税から見て、村に対する法人住民税の割合的なものがどのくらい占めているのかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 28年度のデータでございますが、法人住民税は1,098万7,000円ございました。村税全体で3億9,000ほどございますので、割合とすると2.8%。さほど大きな税収ではございませんでした。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係も実は商工会のほうが十分把握されているかと思うんですが、雇用状況なんですが、村民の方がそういう企業、青木村に進出した企業に大体どのくらいお勤めなのかどうか、そういうデータが入ってございましたらお聞きをいたしたいんですが。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

先ほどの企業数と同じで、従業員の数も経済センサス調査にあわせて把握しております。企業数も従業員の数が4人以上とか3人未満というわけで、ずっと今までやってきておりましたし、この従業員の数につきましても、全体の数は把握はしておるわけですが、うち村民が何名といったような統計の数字は持ち合わせておりません。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） これ最後にいたしますが、村長にお聞きをしたいんですが、工業団地についてであります。現在、村を挙げて企業誘致に取り組んでいるところでございます。また、村内企業の方も事業拡大によって工業団地の待望論というものもあるというふうにご認識

しているんですが、既に進出されている企業の移転等も含めて工業団地に対する考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） トップセールスでいろいろ企業回りをしながら、いろいろ企業誘致をしております。個々の固有名詞等お話できないのが大変申しわけなく思いますけれども、いろいろ状況がそういうことありますので、それは御理解をいただきたいと思っております。

1番は、行政側の工業団地を造成する場合、一番大事なのは、行政側のやる気、ウエルカムの姿勢だというふうに思っております。姿勢もいろいろありまして、1つは全員協議会で過日お話し申し上げましたように、御説明申し上げましたように、やはり他の行政体と引けをとらない税制等の優遇等であります。それから、工業団地がすぐ稼働できるような用地買収、造成、インフラの整備、取りつけ道等々が問われるところでもあります。もちろん議会、あるいは地元の皆さんの応援も当然必要になってくるわけです。

それで青木村の売りは何なのかと、こう考えたときに、やっぱり交通インフラ、青木村の中で地産地消をするわけではありませぬので、交通インフラというのは大変大切な条件の1つになります。そういう意味で、国道143号青木峠新トンネルが見えてきたということは大変大きな売りになるかと思えます。

それからもう一つは、やっぱり地価の安さ。最近上田のほうもそう高くなくて、余りこのカードは使えないかと思えますけれども、地価の安さもというふうに思えます。

課題として、難しいハードルとして、一番は農振除外と農地転用、これを日本の食料自給率が38%という中で、どうしても農地を、山を削るといふわけにいけませんで、農地を工業団地にするということになりますと、これが1つ。

それから、一団地として矩形で工業団地を買収しなければならないという用地買収の難しさ。私もこの5年間用地買収してきましたけれども、青木村は用地買収は非常に難しいところであるというふうに思っております。

それから、青木村の課題として、マイナス要因としては働き手がいるか。青木村に要望したときに、こういう若手の技術屋さんがありますかと言われたときに、いや、いや、おりますというふうには即答できないところが大変残念であります。これも周辺のところ、あるいは松本方面、安曇野方面からも今後は可能性が出てくるということになるわけでもあります。

もう一つ課題は、じゃ、非常に具体的になると、私のほうで、じゃ、いつごろというふうなこういうふうな話をすると、やはり2020東京オリンピック終わった後の景気が見

えてないと、よくこういうふうに言われます。銀行筋等々の金融筋ともお話をするんですけども、確かに今はいいんだけども、数億円投資をする、あるいは10億円単位に近い投資をする、それから正規の職員をある程度雇用する、その後、2020のときにどうなるかというようなことは非常に経営者としては危惧をするといひましようか、英断をするときに大きなことになっているということでもあります。

今御質問にありましたように、私は企業誘致と同時に青木村の企業はここにいひ大きくなると。もうちょっと消極的なことを言えばになるのかもしれないけれども、出ていかない努力をするということも、大変あわせて大事なことだといふふうに思っておりまして、商工会、特に工業部会の皆さんとは、いろいろ連携を密にしたり、見本市にい一緒にいたり、そういう中で情報交換をしたり、青木村のよさ、あるいは工業政策等々の話をしているところでございます。

それからもう一つ、最近で、今そんなに大きい空き工場、あるいは空き工業団地ではありませんけれども少しずつあるわけでもあります。最近になりまして印刷工場がこういった条件でどこかないかといふような照会がありましたり、それから、食料品の工場が進出、どこか空き工場、空き工業団地ありませんか、そんなに大きくななくてもいいけれども、すぐ使いたい、こういうようなことが言われていますので、私どもストックとして情報として持っておりまして、そういうようなことで現場を御案内等々しているところでございます。

いずれにしても、この工業団地の企業誘致といひのは、雇用、税収等、村の将来を考えたときに最重要課題でありますので、最大の努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） 7番、居鶴貞美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、3番、松澤正登議員の登壇を願ひます。

松澤議員。

〔3番 松澤正登君 登壇〕

○3番（松澤正登君） それでは、議席ナンバー3番、松澤正登でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきますが、よろしくお願いたします。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） それでは、12月定例会でも村が健康管理に取り組む活動についてお聞きしたところでございますけれども、改めて、1つとして、「健康で元気に活躍できる村づくり」について質問をいたします。

日ごろ村民の健康管理に今真剣に取り組んでおられることに日々感謝をしているところでございます。2025年には日本人口の5分の1が75歳以上の後期高齢者になり、その人口は約800万人とも言われております。長野県も長寿日本一を誇っていましたが、男性では滋賀県に惜しくも抜かれまして2位に後退しているわけでございますが、県としての若者や働き盛りの世帯にも一層の力を入れたACEプロジェクトの推進、啓発を働きかけております。

さて、こうした中で健康寿命の延伸の取り組みにも一層の努力をされているところですが、最近よくテレビや新聞でも紹介されておりますが、各自治体で取り組んでいます御当地ソングを替え歌にした健康体操が目にとまります。

調査をしたところによりますと、上田市では3年ほど前に上田市市民総合健康づくり計画の健康づくり事業で健康体操をつくり始め、平成26年はさらにわがまちの魅力アップ応援事業で、「あたま・からだ元気体操」のキャッチフレーズで県歌信濃の歌を替え歌にして健幸体操、健康のこうは幸せの字を使っておりますけれども、つくって現在推進を図っております。

内容は筋力強化によるロコモ予防、有酸素運動、脳トレの3要素が含まれているとのことです。そして、指導には総合型スポーツクラブでNPO法人が組織する3事業所に委託をして、この事業所の職員と地域のスポーツ推進委員、保健指導員の協力のもとで推進をしているということでした。

現在、市内では6会場で開催しているが、平成28年度は4,200人、そして平成29年は6,000人と増加をしており、終わった後は参加者のコミュニケーションの場ともなり、ひきこもりしていた高齢者などが参加しているとのことでした。また参加者にはチャレンジポイント制度があり、いろいろな特典がもらえる制度をつくり、参加者の増加に努めているということです。また、CD、DVD、ユーチューブ等の活用推進にも力を入れております。

また、お隣の筑北村では、高齢者向けではありますけれども10年ほど前に御当地ソングの替え歌で健康体操をつくり、有線放送等を通じて、いつでも、どこでも気軽に体を動かせる内容だそうであります。現在、地区の会合や村役場の朝の体操、小・中学校のスポーツ祭な

ど体操ができる機会を活用して推進を行っているようであります。指導者には健康運動指導員、保健師、そして民生委員などが指導しているとのことでもあります。また、地元有線テレビやCDでも推進を図っているとのことでした。

誰でもサポートを受けることなく自立の生活ができることが健康寿命であり、介護支援を受けるまでが大事であると考えます。そこで青木村でも、お年寄りだけでなく、より若い世代の人たちにも親しんでもらえるような健康体操ができればよいのではないかと提案し、今後、村として健康寿命延伸の取り組みについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいまの御質問でございます。村としましても、現状の取り組みと今後ということで、今後の事業展開が必要になってくるわけですが、議員さんも十分御承知かと思いますが、村では長期振興計画の中で健康寿命延伸プロジェクト、村の重点施策である健康寿命の延伸につきまして、これからいろいろな事業展開を図っていこうというふうに考えてございます。

やはりお話もありましたACEプロジェクトの特にアクションの部分、体を動かす、その部分は大変第一番ということで大変重要なことだともう認識しておりまして、村では健康寿命延伸プロジェクト推進会議を設置いたしました。

今後、この事業展開を図っていくところでございますが、そのメンバーの中にも村内各団体のメンバーの皆さんにもお集まりをいただきまして、その中で他市町村の状況、今議員さんにも貴重な御意見もいろいろ情報をいただきましたので、それも踏まえ、信州ACEプロジェクトにもあるように、体を動かす、健診を受ける、健康に食べることについてをテーマとして進めていきたいと考えております。

また、御質問の健康体操につきましては、大変大事なことでございますので、今後、プロジェクト推進会議の中でも意見を交換しながら、よりより計画、今後31年からの5カ年計画の策定をしたいと思っておりますので、その中でも踏まえながら健康体操についてもテーマとして取り組みをしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

今後、健康寿命延伸のプロジェクトの推進に期待をしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 次に移らさせていただきます。

次の質問ですが、マイナンバー制度の活用についてであります。

社会保障、それから税、災害対策分野において行政手続の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の公平、公正な社会の実現を目的として、日本国内の全住民に通知されている12桁の番号で社会保障・税番号マイナンバー制度が導入されました。

国や地方自治体が行政手続に必要な個人情報をやりとりする情報連携が昨年11月からスタートして、住民が社会保障関連の給付を役所窓口申請する際、これまで必要だった住民票の写しや課税証明書という書類の提出が要らなくなり利便性が向上しております。

また、行政手続の利便性を高め、マイナンバーカードの普及も進めておりますが、メリットがあるにもかかわらず、役所以外でも全国の手続き系コンビニエンスストアでも利用できることが余り知られていないようです。また、青木村においても、村の広報等で10回以上にわたり周知を努力をされております。

そこでお伺いをしたいと思います。1つとして、現在ではこの制度の活用状況やナンバーカードの交付状況についてお聞きをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） マイナンバーカードにつきましては、村のほうでも平成27年10月以降より、住民の皆さんにマイナンバーの通知がされているかと思っております。村でもPRをしているところでございますが、ホームページの掲載につきましても計13回ほど掲載させていただいております。

なお、このマイナンバーの活用ということでございますが、税の確定申告での確認の利用や顔写真付きの身分証明書として利用されております。

マイナンバーカードの交付状況につきましては、1月末現在で388人分が交付されております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 次に質問いたします。

マイナンバーカードの個人向け専用サイト、マイナポータルですが、仕事や育児で忙しい子育て世代向けのパソコンや一部スマホでも子育てワンストップサービスが始まっているようですけれども、青木村での利用を把握していることはありますか、お伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 子育てワンストップサービスにつきましては、

当村では現在導入しておりません。同サービスを受けるためには、利用する方がインターネット接続したパソコンやスマートフォンを用意する必要があります。

青木村では、行政を身近に感じられる顔が見えるきめ細やかなサービスを提供することで子育て支援に力を入れていきたいと考えております。システム整備は経費もかかる中ですが、対応する職員の対応、またスキルアップが求められる中、当村では導入した他市町村の利用状況や利便性等を見きわめながら今後検討していきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

それでは、3番目に、同じナンバーカードの内容につきまして御質問をさせていただきます。

マイナンバーカードの内容を知らない人がまだ多数いるのではないかと、こんなふうに思うわけでございます。政府も活用分野を広げる努力をしているようでございますけれども、青木村ではPRに努めていることが何かありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今お話し申し上げましたが、やはり広報のみでも何回かとPRしてございます。マイナンバーカードにつきましては普及の活動も力を入れなくては行けませんので、今後いろいろな面でマイナンバーカードの利用につきましてのPRを積極的に行っていきたいと思っております。

○3番（松澤正登君） マイナンバーカードの活用が進めば行政の向上や窓口業務の円滑化も図られると思っておりますので、一層のカード推進をよろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 3番目の質問に移らさせていただきます。

村の人口減少の取り組みについてお伺いいたします。

日本全体の高齢化、人口減少の問題が社会保障にひずみを起こしております。ある本によりますと、2020年東京オリンピックには日本の女性の半数が50歳以上になり、子供を出産できる年齢女性が2分の1になるとも言われております。全国では年間出生率は2016年には統計開始以来初めて100万人を割って97万6,978人となり、2017年は94万人程度と1年間で4万人出生者が減っていると言われております。

長野県でも2017年の出生者数は前年比659人減の1万4,728人に対して、死亡者数は495人増の2万5,703人で1万4,755人の自然減で、2004年以降減少している状況といわれており

ます。

青木村の広報からもデータをとったわけですが、2016年では死亡者56人に対して出生者は12人、2017年では死亡者63人に対して出生者は13人と死亡率が高く、人口減少となっております。

そこで、出生率を高める支援活動の1つとして新婚世帯への支援拡大が大事と考えます。国立社会保障・人口研究所のデータによりますと、結婚の意思がある未婚者を対象とした調査で、1年以内に結婚するとしたら何が障害になるのかと調べたところ、結婚資金との内容が最も多く、男性では43.3%、女性では41.9%に上っております。経済的な理由で結婚をためらう若者がふえているとありましたけれども、こうした状況を鑑みまして、新婚生活の支援拡大に人口の増加が見込めると考えます。

そこでお伺いをしたいと思います。1つとして、青木村の現況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 人口減少の取り組みについてでございますが、我々のもうちょっと後になりましょうか、結婚したくてもできない男性、結婚したがない女性と、こう言われてきましたけれども、どうも最近はそうでなくて、男女ともに結婚の希望といいましょうか、願望は少なくなっているなという大変残念な状況だというふうに思っております。

人口減少問題は、これをやれば全てクリアするという事はなかなかない。いろいろなことをトータル的にやらなければならないというふうに思っております。国では今、地方創生ということで、まち・ひと・しごと、これは東京圏の人口を地方へという流れをつくるためのいろいろな戦略をやっております。

私どもの村でも総合戦略をつくりまして、1つとして、村の教育、福祉等の充実をPRし、若い世代の婚活、結婚、妊娠、出産、子育て、こういった希望をかなえること、それから2つ目といたしまして、道の駅あおきの強化、あるいは青木峠の新トンネル、こういったインフラ、あるいは豊かな自然、タチアカネ等の地域の資源を最大限に活用して人の流れを活性化すること、3点目といたしまして、若者の流出に歯どめをかけるとともに空き家を含めた住まい対策に取り組み、U、I、Jターンの定住者の受け入れ支援をしますと、こういうことで取り組んでいます。

今お話のありました人口問題研究所の推計によりますと、青木村の人口は何も手だてをしない場合には2025年には3,944人というふうになっておりますけれども、私どもは村の総合

戦略をいろいろ今言ったようなことを実現する中で、2025年には4,086人ということで4,000人をキープしようという努力をしております。

私どもも御案内のとおり子育てハンドブックというのをつくりまして、この中にはいろいろ支援することをトータル的に紹介をしているところでございます。

それともう一つは、青木村定住促進応援補助金ということで、住宅の新築、購入、改築、土地購入等にかかる経費のアップー100万円でございますけれども、5%の範囲内の応援、あるいは住宅リフォーム工事の補助、これも20万円を上限としておりますけれども、大変活用していただいております。

そういうことを踏まえて、今子供たちの年齢が生まれたときの12カ月後の人口と今の人口がどうなっているかということをおし上げますと、今松澤議員の中では何人生まれて、何人亡くなったというデータでありますけれども、これはそれをフォローするという統計で見たいと思います。今12歳の子供が1歳のときは31人でしたが、今では12歳の子供は44人で13人プラスであります。それから、11歳の子供が生まれたときは33人でしたが、今は42人ということで9人のプラスになっております。1年生の6歳の子供でありますけれども、22人でしたが、36人ということで14人のプラスということで、いろいろ社会増をふやす努力もあわせてしていかなければ青木村の人口の歯どめにはならない、そういう面を一生懸命やってみようと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

今も村長から御説明がありましたけれども、どこの自治体にしましても少子化や若い世代の人口流出の問題につきましては、それぞれ工夫を凝らしたり、結婚や新婚生活への応援を自治体がふやしているところが多くあるわけでございます。また、政府も地域少子化対策重点推進交付金というような制度をつくりまして、予算を倍増して活用を進めているというようなことも載っております。

そこで2番目にお伺いしたいと思いますけれども、現在、今村長からありましたけれども定住促進応援補助金支給制度がございますけれども、そうした制度の充実、そして私から提案したいのは、結婚する際には結婚祝い金の新設、それから今出産祝い金ですか、1子は10万円、2子につきましては15万円、3子は20万円、4子は25万円、5子以降は35万円という制度が引き続きあるわけでございますけれども、こうした額をぜひ新設をしていただいたり増額ができないかと、こんな御提案を申し上げますが、よろしくお願ひします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 結婚祝い金は、残念ながら当村では今実施していないところでございます。今、県内の77の市町村、どういう状況かについて答弁申し上げますと、77市町村中、この結婚祝い金を出している市町村は14市町村でございます。支給額も2ないし3万円が中心でありますけれども、特例としては30万円というのもありまして、これは一、二でございますけれどもありました。それから、お金ではなくてお祝いの品を出している町が1、それから結婚仲人の報奨金を出している市町村が4、それから結婚相談所に登録するときの費用を助成しているところが1自治体ございました。

人生の最も輝けるとき、行政として、村として祝福をすることは大変意義あることだというふうに思っております。

諸事情がありまして私ども出しておりませんが、今、村が直接しておりますのは、婚姻届を出した際に、こういった御結婚記念証、おめでとうございますということで、これを出して、写真を張っていただくということでありますけれども、私が席にいるときは、これを受付まで行ってお渡しするんですが、喜んでいただいているかなというふうに、そのときの感じで思っております。

それから、出産祝い金でありますけれども、御案内のとおり、第1子10万、順次、15万、20万、25万、第5子以上35万というのを差し上げているわけでございますが、これは25年4月1日に新しい制度を策定し、平成28年におのおの5万円をアップいたしました。特に第4子以降につきましては、20万円を第4子の場合は25万、第5子を新たに設けて35万円ということにしたわけでございます。

過日申し上げましたように、第3子以降の出生もふえておりますので大変喜ばしい状況になっております。

なお、県内でこの出産祝い金を実施している市町村は77分の40でございます。額は、データを見ますと、青木村ではその額はトップクラスでございますので御理解をいただけるかと思えます。

なお、近隣の上田市と東御市は、これは出産祝い金は実施しておりません。なお、長和町は第1子が3万、第2子以降5万円の状況でございます。

いずれにいたしましても、結婚祝い金につきましては、あるいは出産祝い金の増額につきましては、婚活、結婚、妊娠、出産、育児、教育、就職、こういった若い世代への応援の一連の中でしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 大変ありがとうございました。今後も、ぜひ少子高齢化の問題につきましては手厚い支援をよろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

4番目ですけれども、青木村地域自然エネルギー研究協議会についてお聞きをしたいと思っています。

つい先ごろテレビ放映でもされたところですが、平成28年4月に村と商工会、村内の企業、金融機関、大学などが連携して、新たな産業や雇用の創出、若い世代のエンジニア育成などの目的に設立されまして、自然エネルギー発電の開発研究や試作品の作成を進められてこられました。

地域創生加速化交付金4,500万円、地方創生推進交付金5,000万円で進められているわけですが、昨年、平成29年2月には道の駅あおき内にエネ空あおきタワーとして実証実験が開始され、同年10月にはリフレッシュパークあおき内に小水力発電と太陽光発電を組み合わせたミライズあおきが完成をしております。また、ラオス人民共和国の在日大使御夫妻の来村を迎えましてオープニングをしております。

いよいよ海外への進出、出発となっているわけですが、つい先ごろは8名の調査団が現地ラオスを視察訪問されました。そして、今年度も地域創生プロジェクト推進交付金等の採択にもなり、より前進をするという状況になっております。

今世界の潮流は、欧州では再エネルギーの送電網を送電会社に義務づけるとか、それから中国を中心としたアジア太平洋地域でも再生エネルギーが急増している状況であります。そうした中であって、我が村としてはラオス共和国にとどまらず、ミャンマーからも引き合いがあると報告がされていますけれども、そこで御質問をしたいわけですが、この研究開発の今後の展望についてお聞きをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 自然エネルギー研究会の推進につきましては、議会の皆さんには本当にいろいろ御協力、御支援いただきまして厚く御礼申し上げたいと思います。

若干これまでの経過について申し上げたいと思いますが、青木村の製造業は、本当バブルの崩壊後、大変、工場の撤退などありまして、出荷額は平成22年88億円でございましたけれども、平成2年にはこの半分以下に減少してしまったわけですが、そしてもう一つ、23年3月に発生いたしました東日本を境に、今お話ありましたように自然エネルギ

一の活用の気運が高まってきたわけでございます。

28年4月に元日本風力学会会長の関和市先生を中心といたしまして、青木村地域自然エネルギー研究協議会を立ち上げました。優秀な村内の技術力を有する鋳物工場等々の参加を得まして、金融機関、大学の先生等の連携のもと、この研究会をつくり、太陽光、風力、小型水力でハイブリッドの発電システムの試作品の製造、そして商品化に向けた実証実験をしているところでございます。

いろいろなところから評価されまして、内閣官房参与とか、あるいは内閣府の地方創生推進事務局の審議官等からも、いろいろ応援の言葉をいただいて大変やる気になっているところでございます。

こういった1号機をエネ空あおきタワーとして道の駅に今制作し、実証実験中でございます。それから、10月には、2号機といたしまして、水力を中心としたハイブリッド、リフレッシュパークにミライズあおきを設置し、御質問にもありましたように、先日ラオスにこの実証実験上の予定地の現地視察等に行っておりまして。そういう中で30年度は、来年度は3年目、地方創生の補助金としては最後になりますので、まとめのことをしてまいりたいというふうに思います。

ラオスに関しましては、外務省とかJICAとか、いろいろ関係する機関の応援を既に外務省からはいただいておりますし、JICAからも今お願いをしているところでございますので、大きな期待の中でこれをやっていきたいと思っております。

3月14日になりますけれども、私どもの青木村に来ましたスンダーラ大使から招待を受けまして、ラオス大使館に食事といいたまいますか、パーティーといいたまいますか、お呼びをいただきまして、私が行ってまいりまして、少しでも外向的なところでも位置づけが発揮できたかなというふうに思っております。

それからもう一つ、私どもは、今いろいろなところで問題になっております太陽光なんですけれども、畑とか建物の外に立てますと大きな課題もありますし、東日本震災以降、自然エネルギーの必要性が大きく叫ばれている中でございますので、こういった課題の中、本プロジェクト、いろいろ社会的にも期待されておりますので、30年度は補助金の最後の年となりますので、いろいろまとめをしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 大変ありがとうございました。

これにつきましても、今後一層の発展を祈念いたしまして、私の質問は終わります。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 3番、松澤正登議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

1時から再開いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 堀内富治君

○議長（沓掛計三君） 9番、堀内富治議員の登壇を願います。

堀内議員。

[9番 堀内富治君 登壇]

○9番（堀内富治君） 9番、堀内富治でございます。

きょうは3件について順次質問をしてまいります。それぞれ一問一答方式でございますので、村長並びに関係課長の答弁、よろしく願いをします。

まず、第1点目でございますけれども、青木村の財政状況と30年度の予算編成について質問をしてまいります。

運動公園の建設と続けて実施をされました道の駅にかかわる大きな業務が終了する運びとなりました。非常に適切な取り組みと、村民の期待に応えての事業が終結するわけでございます。北村村長並びに職員の皆さんに、本当に心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。大変御苦労さまでございました。

この小さな村がさらに取り組みを進めなければならない大きな仕事がございます。それは青木新トンネルの開通でございます。非常に期待をされておるわけでございますが、こういうような中で一昨日、平成30年度青木村一般会計・特別会計予算の提案がされたわけであり

一般会計につきましては、歳入歳出ともに26億5,000万円、それから前年比を考えると1億7,750万円、こういうような減になっておるわけでございます。細かなことまでは申し上げませんが、地方交付税につきましては2,163万6,000円の減、このことにつきましては今、参事から説明があったわけでございますけれども、村の人口の自然減というようなものが大きく影響しておるといような説明でありました。もう一つは県の支出金でありますけれども、これが7,097万5,000円というような数字が出ておるわけでございまして、それぞれ大きな仕事の後の最後の整理かな、こんなように私は考えておるわけでございます。

こういうようなことから村長にお伺いしたいと思っておりますけれども、本年の予算編成のポイントについてどう考えておられるか、まずお願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 議員の皆さんの大変な御協力をいただきまして、ふるさと公園あおき、そして今年度末をもちまして道の駅の高機能化プロジェクト、そして、実は簡易水道の5カ年計画は8億円余という大変大きな5カ年計画、ことしこの3つの大きな事業が終わるわけでございまして、安心といいましょうか、ほっとしているのが偽らざる気持ち、今の気持ちでございます。

予算編成をする中で、やはり財政力指数は相変わらず低いわけですがけれども、そのほかのいろいろな指数は大変好調といいましょうか、国が定める数字を大きく下回っておりますので、そこのところはよしとして、今後攻めること、守ることの両方あると思っております。守ることにつきましては、例えば文化会館の建てかえと、それから体育館の大改修、そのもう少し先には中学校の体育館も視野に入れなければならないときも来るかと思っておりますので、こういったような公共施設、ほかにもたくさんありますけれども、こういったことのメンテナンス等をしながら守っていくこと。それから、攻めについては、これから超少子高齢化の中で青木村を持続していくためには、やっぱりいつも言うように米のなる木をつくらなければならない、143号のトンネルができることを契機として新しい村づくりを、5カ年計画の中で議論していただきましたようなことをしていかなければならないというのが、今回の予算編成の中のポイントでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 積立金の内容も調べてみますと、非常に健全な内容であるというふうにはうかがえるわけでございます。22億というような積み立てができておるわけでございますけれども、非常に内容的には堅実であるというふうにも私も考えております。

それから、ちょっと先ほど村長も触れましたけれども、経営の健全化判断比率、指数ですね、このことにつきましても4点、決算時には出てくるわけでございますけれども、この辺もずっと過去の経過を考えれば問題はないだろうと、こんなふうを考えておるわけでございますが、この4点の指数の見込みでございますけれども、これは村長はどんなふうにお考えですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 30年度につきましては、大型プロジェクトが一応終結しておりますので、この指数について大きな変化はないというふうに思っております。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担率、これも3カ年の平均を主にとっておりますことから、ことしだけどうだという見方の数字がないわけでございますけれども、昨年度の秋の決算のとき御報告申し上げましたように、実質赤字の比率が7.0ということで、国の早期健全化が25.0、それから再建団体の基準が35.0に対しまして7.0という数字ですから、健全なうちにあると思っております。他の比率につきましては、数字が出てこないということで横線でございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それから、基本となります職員の数でございますけれども、昨年も2人ぐらい新採用されておるわけでございますが、非常に職員の給与については下がっていくときには大変だというふうに私は考えておりますけれども、どのぐらいの人員を予定をして進めてこられたか、お伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 行政の仕事は、つまるところやっぱり人だろうというふうに思っています。人の数ということではなくて、人の数もありますけれども、ある程度一定の人がいないとサービスもできないというふうに思いまして、特に専門職の保健師につきましては、このところ鋭意、雇用の促進、職員の数をふやしてまいりました。なかなか保健師さんを募集しても応募してくれないというような長野県の市町村の実態の中で、青木村は複数応募していただくことは大変ありがたいと思っております。職員の数も一定量はぼつぼつ達するかなというふうに思いますので、これからは若手を育てる、そういうことに注視してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そのことは理解しました。

それから、職員の給与の関係ですが、毎年これは話題に上がるわけですがけれども、ラスパ
イレス指数ですね、これらについては予算編成上どんなように考えてこられたか、お伺いし
ます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私がバトンタッチさせていただいたときは90割っておりまして、
89.7程度でございました。しかし、いずれにしても長野県下でも本当に最下位の数字であ
りまして、職員の生活給でもありますモチベーションも上がりませんので、周辺の市町村
は上田市は県下でもトップ、1位、2位でありまして、100を超えるときもございます。長
和、東御についても九十七、八でございますので、その下位ぐらいにはつけたいという努力
をしております。昨年の数字では93を若干越えておりますので、今の2つの長和、東御の下
位ぐらいには近づける努力をし、職員のモチベーションを上げたり、優秀な人に受験してい
ただいたり、こういうことに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先ほども触れましたけれども、30年度は青木新トンネルの工事も本格
的に始まるわけでございますけれども、内容的にはよく私もわかりませんが、この工
事にかかわる青木村としての事項、要するに負担金等についてはどのような扱いをされ
るのか、お伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 調査のトンネルが平成30年度、トンカチが始まるという状況には残念
ながらまだ至っておりません。来年度、県ではルート選定のための予算を計上しております。
先日も、また議員連盟で沓掛議長も同行していただいておりますので、また報告があろうか
と思っておりますけれども、ルートを今、東条ダムの上と下の2案ありまして、それを決定する予
算というふうに伺っておりまして、そうすることによりまして工事が少しでも近づいてくる
かと思っております。

来年度じゃなくて長期的といいましょうか、工事のとき、どのぐらい村の負担がかかるか
ということに関しては、原則これは県工事でありますので、私どもにはその工事に対する負
担金はないというふうに思っております。ただ、そのルート選定とか用地買収とか、それか
ら工事用のヤードとか、土捨て場だとか、そういうところはマンパワーで、私どもの姿勢と
いいましょうか、役場の協力、あるいは地元理解、地元住民の皆さんの協力は不可欠でござ
います。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それから公園、それからまた道の駅の関係でありますけれども、この運営あるいは指定管理料というようなものも相当考えなければいけないというふうに私は思いますけれども、先日の説明の内容については、1,720万円余これを考えておるとというような説明があったわけでありましてけれども、この辺の金額の確定についてはどんなようにお考えであるか、お伺いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道の駅の指定管理につきまして、大分施設がふえたんですけれども、株式会社道の駅に今指定管理のお願いを、今回の議会でもお願いしておりますけれども、受託をしていただく株式会社と相談の結果、そんなに大きく対前年、施設はふえますけれども29年度から見てふえるという状況にはございません。

それから、公園のほうも、当初もう少しかかるかなというふうに思っておりましたけれども、あそこを管理していただく女性の3人ですかね、の皆さん、非常によくやっただきまして、除草も、それからトイレ等々の掃除、清掃もいろいろの人から、外部の方から、おほめをいただくような状況になっておりますので、思いのほかそんなにかからないというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そうすると、おおむね予算の範囲内であの地域の指定管理については進めていかれると、こういう考え方でよろしいですね。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 29年度もおおむねのところは農産物直売所、それから食堂につきましても指定管理の利用の中でやっていただいております、ふえる部分もあります。特に県で施工をお願いしております駐車場がちょっとどういうふうになるか、どのぐらいの清掃が必要になってくるか、ちょっと見えないところもございますけれども、今の予算の範囲内でお願いをしたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 現状、3月末には村長の話では大体完了だと、こういうお話を聞いておりますけれども、これに附帯する継続事業的なものは考えておりませんか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今ある道の駅のハード面はおおむねできて、残るのは県にお願いして

おります車の駐車場の整備のみでございます。今後かかるとすればソフト面で、お客さんを呼ぶとか、農産物をふやすとか、食堂の何をするとか、そういうようなものがふえてくるだろうというふうに思っております。特に地元の野菜をふやしたい、そういうことでありまして、農業関係のセクション、役場の中、役場の外も含めて、あるいは農産物の運営組合等と連携しながらやっていきたいと思っております。

それから、もう一つソフトの面で、あそこをにぎやかにするということでイベントを何か組んでいきたいと。道の駅の市場が非常に立派なものができますのでそのところと、それから情報館、アトリウムというふうに呼んでおりますけれども、そこを活用したもの、あるいは少し大きくなればふるさと公園あおきのほうでのイベントを含めて、今後ソフト面であそこを活性化することを考えてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 続いて、一般会計のほかに非常に私心配してきたのは、国民健康保険の関係でございます。同僚議員からいろいろ質問もあった事項でありますけれども、4月から県一本化になるというようなことございまして、この歳入歳出を私はいろいろと心配をしておったわけでありまして。健康保険組合の5億1,700万円余と、こういうような金額になっておりますが、29年度と比較しますと8,200万円ほど減と、こういう数字に一応なるわけでありまして。この辺が予算編成上、どのような動きをするかということについても、私は関心を持っておるわけでありましてけれども、もしお考えがありましたら、一言で結構でございますのでお願いをします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回30年度の予算につきましては、大きな金額が動いております。基本的には、青木村では医療にかかった経費を計上し、それに見合うものが県から来るという仕組みになりまして、ほとんどの今まで入りました国の交付金、補助金等が、そのまま今度は村ではなく県のほうに入るために、その辺の関係で主に動いているものでございます。ただ、医療費につきましては、やはりかかってくるのかなというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ちょっと内容的に調べてみますと、委員会の審議にかかわるようなことまでは質問しませんけれども、非常に予備費の段階で多くかかってくると、こういうように数字的には解釈できるわけですか、先ほどの答えのとおりでいいですかね。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） また委員会でもあるかと思うんですけれども、全体的に必要な経費ということで、各項目につきましても県から標準的な予算の編成につきましての資料が来ておりまして、それにならって組んでおります。また、医療費につきましても、県の資料に基づきましてそれぞれ計上させていただいております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 内容については理解をしました。細かなことについては、また委員会で協議をするわけでございますから、どうか係数の整理をしながら、しっかりと健全な予算ができ上がりますように期待をしております。よろしくお願いします。

次に、消防団の関係でございますが、最近全国的に非常に災害が続発をしておると、こういうふうには私は感じておりますが、地震があり、それから台風があり、あるいは集中豪雨があり、それから今どんどんと噴煙を出しております火山の噴火がありというようなことでございまして、災害がどんどんとふえていくような感じをしておるわけでございます。こういうようなときだけに、消防団に対する期待が非常に私は大きいというふうに考えておるわけでございます。

青木村の中村地区でもこの間火災があったわけでございますが、やはり地域の消防団活動、これを非常に私は重点的にこれから考えていかなくちゃいけないというふうに考えておるところでございます。重要な課題だというふうに感じておるわけでございます。

青木村の状況、村長御存じかと思えますけれども、ちょっと私も調べてみましたけれども、基本団員の条例定数は200人ということになっておるようでございますが、実際には141人であると。これも減であります。それから、また機能別の消防団員、これは100人のところ94名であると。合計が235人というふうに私は聞いておるわけございまして、定員を大きく下回っておるような状況であります。非常に残念に思うわけでございますが、村長の感じているお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先日の中村の火事も、常備消防だけではなくて消防団員の皆さんの活躍を本当に目の当たりにして、改めて消防団に対しまして感謝をしているところでございます。あわせて、またその必要性も確認をしているところでございます。

定数は、今御質問いただいたとおりであります。それで、昨年度の退団者が20名、今年度もそれに近い数字の退団者が出るのが予想されておりまして、入ってくるのが5名弱、5

名前後でございますので、ますますこの数は減っていくことになるわけであります。

それで、事務的な話の中では、先日の中村の火災もそうですけれども、退団者のすぐの協力団員の皆さん、OB隊員の皆さんは、非常に現役と同じぐらいの意識を持って働いていただいております。ですから、そういう人たちにも今後OB団員の中でも少し直近で退団された方、あるいは少し時間のたっている方のまた何かそんな違いをあらわすようなことも考えていかなければならないなというふうに私は思っております。

それからもう一つ、機能別消防団でありますけれども、これは自治消防法が改正されて、いろんなどころでは大学生がなったりいろいろしている、日本国内でもいろいろなところが地域に合った、実情に合った機能別消防団員を組織化しております。

私どものところは各地区にうまいぐあいに工場等がありますので、その皆さんに特に初期消防などをお願いできればということで条例化などしておりますので、来年度につきましては、消防団の皆さんと連携しながら、機能別消防団についてももう少し団をふやす中の素材として御協力いただくようなことを考えてまいりたいというふうに思います。

本年1月ですけれども、総務大臣からわざわざの文書、各市町村消防団含めて文書がありました。今、堀内議員から質問があったような大規模火災が常時起こっている状況の中で、団員の充実を図るということと、団員で防火防災に対する意識を高く持って活動するというようなことを促す書類もわざわざ来ておりますので、国を挙げてこういうことに取り組んでいるというふうに理解をしておりますし、村でもこういった線に沿いまして、さらに消防団と連携を密にし、消防員もしっかり活躍して、委員会組織もできておりますので、改組いたしましたので、そういった御意見を伺いながら確たるものにしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ただいま村長から話がありました総務大臣からの文面につきましては、村長のほうからそれぞれ議会の消防委員のところへ送付されているかと思っておりますけれども、非常に私は全国的にこれは深刻な問題だなというふうに解釈をしたわけでございます。非常に人員が足りない、消防団の組織の機能が完璧でない、そういうようなことが長々と書いてあったわけでございますけれども、非常に全国的にこれからしっかりと対応していかなければいけないということを認識をしたわけでございます。

それから、先日、先ほども村長からありましたけれども、中村の火災の現場に行ってみて、消防団員のできばきとした行動を私は本当に感銘をして帰ってまいりました。よく頑張っ

いるな、そんな感じがしたわけでございます。ホースのつけかえから、消火活動から、非常に細かくみんなで共同して、とにかく作業をし合っている姿、あれは本当に青木村消防団の姿かなというふうな感じをしたわけございまして、消防団の皆さんに敬意を申し上げたいというふうに考えております。

それから、消防団員の確保の仕方でございますけれども、今議会の消防委員会と、それから消防団の幹部の皆さんと一緒に、いろいろと今検討を始めてまいりました。方向づけは今のところできないわけでありまして、十分にだから各区の区長さんたちとも相談をしながら、的確な方向づけができるようにということでちょっと時間がかかっておりますけれども、小林さんのところできちんと今対応されておるといふふうに考えておるわけでございます。現状消防団も昨年の4月から2分団制に変わりました。そういう中でいろいろ話を聞いてみるわけでございますけれども、非常にみんなで協力し合って頑張っているというふうな返事でございまして、私も消防委員長として大変うれしく思っているわけでありまして、

最終的には各区の区長さんたちと細かな整理をしながら方向づけをしていく必要があるだろうというふうに思うわけございまして、もし村長のお考えがありましたらお願いをしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ここ数年、議会あるいは消防委員の皆さんの御協力をいただきまして、消防団員の定年の延長でありますとか組織の改組、それから出動手当の創出、それから退職金の引き上げ、こういうことをしてまいりました。決してお金だけでお願いするということではなくて、いろいろの設備の負担でありますとか、そういうことも含めて役場では予算面あるいは資金面等でそういったことに対応をさせてきていただいております。

もう一つ、私は魅力のある消防団って何だろうかな、団員をふやすには魅力のある消防団にしたいなと。先日も中村の火事の際に夕方暗くなってから再度私行ってみましたら、地元の皆さんも女性の皆さんも20人近く、それから区長さんたちも10人近く、それから団員の方も地元の団員を含めて10人近くいて、一晩中やった朝6時にさらに交代してということも聞いております。夜半は1時間ごとにパトロールまでしたというふうに聞いておりまして、そういう消防団でありますからこそ、何か魅力のある消防団にできないだろうかというふうに思っております。

それは単なる手当等々ではなくて、何かソフト面で、ビーチバレーをやったりスポーツ少年団とやったりいろいろしておりますけれども、都合2年ぐらいお休みいただいております

婚活も、もう一度4月以降、消防団に投げかけてみたいと思っております。消防団が主催した婚活によりまして、2名か3名の方が結婚しましたし、既に子供さんのいる方もいらっしゃいますので、そういうこと含めて消防団員の半分が、協力団員の消防団含めて半分の皆さんが独身というふうに聞いておりますので、そういうことを含めてトータル的な魅力ある消防団あるいは消防団員になるような工夫も団と相談していきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村長のほうから今細かくありましたけれども、女性の消防団員の問題であります。現状11名になったそうですね。非常にですから、私はこんなにいくかなと思っておりましたけれども11名というようなことだそうございまして、本当に私もうれしく思っております。

今村長も幅広くというような言葉もあったわけでございますけれども、いろいろと調べてみますと、例えばラッパの大会では上位入賞されるとか、それから、また必要な取得がされるとか、それからさらに、意見発表会では東信地域の代表になられるとか、非常にそういう面で女性の消防団員がみずからとにかく活動をしたいというようなあらわれが出てきているんじゃないかというふうに私は思うわけございまして、そんな点から考えまして、11人なんぞ言わないで、近々のうちにはすぐもう20人ぐらいになれるような、そんなやっぱり組織対策を進めていく必要があるんじゃないかと、こんなように考えておるところであります。

今村長も女性の消防団員については、もっと魅力ある活動をお願いをしたいというような言葉がございましたが、村長、最後に、具体的にどんなようなことを考えておられるか、お伺いをしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村の消防団員、数から言ったら少ないんですが、率から言ったら一定程度いっている、お願いしているかなというふうに思っております。

これは青木村の消防団員ではありませんが、青木村在住の青木村出身の上田で働いている方が地元の消防団に入って、小型ポンプ操法大会で3番手に入って、上小大会で優勝、県大会で3位になったという大変輝かしいものを持っておりますし、そういった青木村出身の女性もいます。

それから、ちょっと余りプライバシーのことで具体的には言いませんけれども、青木村の消防団員の方が消防団員に入ってよかったと、いろいろ世の中広がってよかったと、具体的なことをおっしゃってございまして、そういう面でも消防団員11名でありますけれども喜んでい

ただいていると思っております。

昨年11月ですけれども長野県消防団員の意見発表会がありまして、このところでもいろいろ女性たちの意見発表を聞きまして、いろいろ私どもがやるべきことがあるなというふうに思っております。男女共同参画ということもあったり、それから優秀なお嬢さんたちが青木村にたくさんいらっしゃいますので、今後広報活動、あるいは水利の点検、地域活動の参加、こういったことの一翼を担っていただくように、今後女性の消防団員の願いを団員の確保についてしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 内容については理解をいたしました。議会としても立派な消防団活動ができるように、鋭意努力をしてまいりたいというふうに考えております。よろしく願います。

次に、3番目でございますけれども、青木村中山間地農業の進め方ということで若干質問してまいりたいというふうに考えております。

現在、中山間地の農業につきましては、もう高齢化をしておる、それから、もう一つはもう労働力がなくなってきておるといようなことが加わりまして、大変深刻であるというふうに私は解釈をしておるわけでございます。いろいろ作物はありますけれども、青木村の機械化・産業部会の皆さんを含めて、水稻栽培ぐらいしか今後もしないかなと、水田にすることがせいぜい精いっぱいかなと、こんな程度の農業になっちゃうかなと、こういうふうな心配をしておるわけでございまして、もっとやはり頑張っていかなければいけないというように考えておるところでございます。

特にその中で期待をしながら、また、しっかりとこれから守っていかなくちゃいけない中山間地域直接支払制度、こういうような事業があります。私の感じとしては、村として仕事を進めていくためには、大変この事業はいい事業だと、こういうふうに私は考えておまして、この事業をさらに発展をさせていく必要があるのではないかとこのように考えておるところでございます。

大変もう長く続いておりますけれども、内容をちょっと調べてみますと、現状、中山間地域の関係については、村全体で23団体というふうに聞いておるわけでありまして、面積的には81ヘクタール、339戸の皆さんが加入をされておるといようなことでございます。

それから、また、そのほかにも多面的機能の組織があるわけでございますけれども、この両方を加えますとかなりの比率にいくわけでございますけれども、こういうような制度を有

効に利用しながら青木村の農業振興を一つ一つやはり固めていくという必要性があるというふうには私に考えておるわけでありまして。もしなかったらどうなるかということを考えてまいりますと、全くもう荒廃地になります。これはもう先が見えておるわけでございますけれども、非常に私はよい制度でありますので、これは国の制度でありますけれども、青木村の制度としてももう少し生産者に理解を願って実行してもらおうような策はないかということも、これから考えていかなければいけないというように思うわけでございます。

片田課長にお伺いしたいと思いますが、現状のこの中山間地事業の実態をどんなふうにお考えであるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 中山間地域等の直接支払制度、また多面的機能の支払制度、今、堀内議員さんからお話があったとおりでございます。両制度で青木村の水田の約97%をこの制度によってカバーしておりまして、今もう4期目の対策に入っておりますので20年ですかね、この制度によって年間両制度で、村のお金も入っておりますけれども2,500万円ぐらいのお金が各組織に分かれて入っているわけでございます。そんなことで、水田の持つ多面的機能ですとか景観の整備を、この組織の皆さんにずっと守ってきていただいたところでございます。

そんな中で今議員さんの御指摘のとおり、のり面等をしっかり維持はされているけれども、田面には何も耕作されてないよとか、そんなようなところも散見されていたところでございます。その辺のところも何とかしていかなくちゃいけないなという形の中で、今お話にも出ましたけれども、機械作業受託組合の皆さんに入っていて、今まで何もつくってなかったところだけでもソバをまいていただいたとか、そんなようなことでその田面の利用価値、利用推進といいますか、そんなようなことも進めてきたところでございますし、組織によっては企業がそっくりそのところに入っているようなところもあるわけでございます。

お話にもありましたとおり、組織の中でも高齢化が進んでいてというようなところがあつたり、また次の世代といいますか、またその子供さんのところにうまくバトンタッチができているというようなところも出てきておるところもございます。

非常にいい制度だというふうに思っております。そんなことで、集落内でも徹底的に話し合いをしていただいて、これから俺たちの地域の農地どうしていこうかというようなことをぜひ積極的に御議論いただいて、その中で早目に御相談をいただいて、次の展開をどうやっ

ていくかというようなところを村も一緒になって考えていきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 現実の問題として、制度の内容はいいわけでございますけれども、もともとにかく10メートルもあるような高い畦畔の草を、少なくとも年2回は刈らなくちゃいけない。もう大体年も70、80になってくれば、もう何しろ本当にびくびくしながらとにかく草刈りをしなくちゃいけない。もし災害があった場合にはどうするか、やっぱりこの辺の災害対策もやっぱり村として指導してもらわなければいけないというふうにも考えておるところでございます。畦畔の草刈り、それから水路の草刈り、それから農道の草刈り、非常にこれはもう年配者にとっては大変な作業でありますけれども、その辺をある程度機械化を考えながら青木村方式というものが考えられないかどうか、いいお考えがあったらお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今お話しのとおり、機械化等で労力を軽減していくというように一つの策だと思います。そんな中で農業支援センターでも幾つかの除草用の機械もラインアップとしてそろえてまいりまして、何とか農家の皆さんのお手伝いができないかなということで取り組んでいるところでございます。

また、今のお話の中で中山間の直接支払、また多面的機能というのは、国・県、そして村からお金が入ってきます。そのお金もぜひ有効に活用していただいて、労力を軽減できる部分にも充てていただけるのかなと。例えば外部に委託できるところは委託していくですとか、そんなようなこともあわせて検討していただければというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それぞれ有効に活用できるような、生産者にとって安心して仕事ができるような、そういう対応をお願いをしておきたいというふうに考えております。

ちょっと先ほども触れたんですけれども、この中山間地事業の中には災害に対する、災害もそうですけれども事故ですね、要するに、ここに対するやっぱり支援策というようなものはございますか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 国の交付金の中でそういったような制度と申しますか仕組みはないわけでございますけれども、それぞれの各地区で自治会活動保険と言いましたか、区

全体でかけていただいているような保険があると思いますので、そちらのほうで対応いただくことは可能かと存じます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） どうも、すぐ何しろ各地区というような言葉が出てきますけれども、青木村としてどういうことを考えておるかということをお伺いしたいんですがね。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 村で当然その辺の加入をお勧めをして、村も応分の負担をしながら、その掛け金をかけているというふうなことで御理解いただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 次に、鳥獣対策でございます。これにつきましては、本当に村としても一生懸命やってもらいました。前任者の方も本当に頑張ってもらった形跡があるわけですが、いまだに被害を与えておる鹿の数が減らない、イノシシの数が減らない、じゃネット張るしかない、こういうような状況で非常に各地区としては困っております。これをどうにかとにかく解決する方法はないかということでございます。

村のほうへもいろいろとお話をしたわけでありまして、まだ青木村として実行されてない地域があるというふうに私は聞いておるわけでありまして。先日も專業農家の方からこんこんと私は要請をされました。一生懸命とにかく水田はつくっているんだけど、毎年毎年何しろ鹿に入られて困っていますと、この地域だけまだ網が張ってないんです、早くやってくれませんか、こういうような言葉を受けたわけですが、今課長にもお話をしてあるわけですが、あとどのぐらい残っておって、どういような対応をすればいいか、もし整理ができておったらお伺いをしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 鹿の対策につきましては、今お話しのとおり防御、それからまた駆除、捕獲というような二本立てで進めているところでございます。今の話、防護のお話でございますけれども、侵入防止柵の設置、平成23年度から開始をいたしまして、29年度本年度末の予定で4万8,300メートル、48.3キロとなりますね、設置が完了して、全体がつながったという想定からしますと進捗率にしましては89%、おおむね90%ぐらいまで設置が完了しているところでございます。

今設置中ですが、当郷の上田市側ですね、上田市との境のところ、今毎年設置しておりますけれども、そこ。それから、まだ入田沢の洞、木立についてまだ未設置な箇所が

ございます。この辺については地元の合意を促す中で、村としてはもういつでも応援していく準備ができておりますので、整備を続けていきたいということでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ぜひ早く進めてもらうようお願いをしておきたいと思います。

それから、ちょっと話は変わりますが、先日、日本農業新聞という新聞を見ておったところ、夜間、銃による猟を開始をするというような記事が載っておりました。これは和歌山県の鳥獣害対策ということでございますけれども、2カ月間で鹿を100頭目標に捕獲をするということの内容でありますけれども、これは昼間でなくて夜間こういう作業をして、地域全体で鹿の頭数減を図っていくと、こういうことのようにございます。非常に夜間ということになれば難しいわけですが、この地域としては恒例によって実施をしているようにございまして、地域の状況だとかそれから交通規制だとか、きちんとそういうようなこと全部やって実行をしていくということによって、この地域の農業の被害を受けないようにできつつあると、こういうような記事を私は見たわけでございます。昼間なら全く問題ないかというふうに私は思いますけれども、夜間だって地域を限定をして、時間を限定して、そういう対応ができれば、私はこのことが可能だと思うんです。前に美ヶ原高原でもそういうようなことをやられたというふうに私は記憶しておるわけでございますが、こういうふうにして農業地帯も実行しておるわけでございまして、鹿、2カ月間で100頭を目標に実行していくと、こういうようなことでございますが、この辺については一応村としてどんなようにお考えであるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 夜間銃猟ということで、夜間の捕獲でございます。基本的には夜間銃砲を撃つことというのは禁止なわけなんですよね。それが、平成26年度のたしか法改正で緩和されたというようなところでございますけれども、これちょっと調べてみましたら、やはり誰でも講習を受ければできるというものではなくて、まず、国あるいは県が計画を立てて、その県が認定した認定鳥獣捕獲事業者、こちらに委託した場合のみ夜間でもできるよということのようでございます。

この経過とすれば、今議員のお話にもありましたとおり、これまでの猟友会等をお願いしていた半ボランティア的な作業だけでは、高齢化等により担い手の確保が困難になっていくだろうということで導入された制度ということでございます。

じゃ、その県が認定する認定鳥獣捕獲事業者というのはどんなものかということなんです

けれども、捕獲の専門業者ということで県が認定するものということでございまして、要件とすれば法人格を有することでありまして、捕獲等の実績あるいは捕獲従事者が10名以上いるとか、安全管理の徹底だとか、研修計画あるいは夜間銃猟をする際の要件等のクリアが必要でありまして、調べてみましたら県内では今8社、このような認定を受けている事業所がございました。東信地区では小諸に1社というような状況で、その中でも夜間銃猟ができる業者は県内でまだ2社という状況でございました。県でもまだ今試行段階ということでございまして、本年度は伊那の一部で実施計画を立てて実施しているということでございます。

夜間銃猟に限らず、このような法人を設立して専門的に捕獲に取り組むということは、将来的に必要なようになってくるというふうに思われます。現時点では、今申し上げたとおりのような厳しい部分もあるわけですが、鹿には住民票がないわけですね。そんなことで、青木村で一生懸命捕っても、またすぐよそから来るとか、そんなような課題もあるわけでございます。

この辺は青木村も当然ですけれども、周辺市町村含めてやっぱり広域的に、ジビエの利用とかも含めてもっと広域的に取り組んでいく必要があるのかなというふうに感じているところでございます。

今お話ししたとおり、県の計画の中にこの地域も計画として盛り込んでもらうというようなことが非常に大切になってくるのかなということでございますので、今後関係機関にはそんな形で要望していくようなこともしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先日も村の猟友会の橋本さんともちょっと話をしたわけですが、最終的には猟友会の体制だというふうに私は思います。若い方も応援体制が1人できたし、じゃちょっと検討してみるわというような話程度でありましたけれども、どうか村としても前向きにそういう対策ができて農業振興にもつながるような、そういう対応をしっかりと進めてほしいというふうに私は考えておるわけでありまして。もうほとんどの農家が電気牧柵を買わないとお米がつかれないと、こういう状況であります。もうどこから入ってくるかわからないし、とにかく個体数を減らさなければこの問題については解決できないと、こういうふうに私は考えておるわけでございます。前段で申し上げました木立、洞の関係もそうでございますけれども、もうこれに生産者の皆さんはどんなに苦勞しておるか、ぜひひとつ御理解をお願いをしたいというふうに思います。

いろいろと今申し上げたわけでございますけれども、ぜひ実行のできるところからお取り組みをお願いをしたいというふうに考えております。

3点につきまして、いろいろと質問申し上げてまいりましたが、はい、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 堀内議員の3点目は青木村の農業の活性化ということでありますので、全体にわたって今私が新たに取り組もうとしていることを答弁をさせていただきたいと思っております。

それぞれ課題は今御質問の中でいろいろ言われたとおりでございます。先日も立派なリンゴの木を切られてしまって太陽光になるというようなことになったり、それから、見てみますと花卉も本当に立派なハウスが高齢化のために放置され、機械、ポンプ等がありながら残念ながらという、しばらく前の話になりますけれども、牛舎も搾乳の立派なのがあったのに亡くなられた後、活用されてないとか、それからもう一つ、やっぱり高価な農機具が結構ある程度あるんですね。そういうようなものを活用できないだろうかというようなことで、何かこんな現状を解決する、もう一つは荒廃地の拡大だとか、景観上好ましくないとか、農業の衰退だとか、果樹なんかは1年間、木があっても休むとその後収穫するのに数年かかるとかということでもあります。

それから、新規農業者の確保をしたいし、その新規農業者の生活の確保もしていきたいというような課題と現状を踏まえるために、先日、全員協議会の中でも少しお話をさせていただきましたけれども、今、青木村の新規農業者の推薦、あるいは農業の再生プロジェクトというものを県とかJAとかJAの子会社のファームとかと相談しながらこの点に取り組みたいと考えているところでございます。

果樹園とか花卉栽培ハウス、畜産施設、優良農地、農業の機械の売却、貸し出し、こういったことを有償無償含めてデータとして提出していただき、村のホームページに載せると。それからもう一つは、3年後に、もうちょっと果樹はできないわ、花卉はできないわというような方のニュースも含めて把握しておきたいと思っております。

それから、先日も全員協議会でお話ししましたように、230余の空き家住宅、すぐ使えるものからいろいろありますので、そういったものの活用とか、JAファームが新規農業者の応援をして、青木村でもブロッコリーをつくる方が昨年からは活動しております。

それから、地域おこし協力隊とか、こういった間の雇用を考えていくとか、人員の確保をするとかということで、もう一つ課題は、農業だけでは当面の技術もないし経験もないもの

ですから、一つの農業だけでは食べていけないと。これを複合的にしても大変なものですから、村内の人手が必要な工場等と契約をして、そういったところでも調整しながら雇用してもらい、生活費を当面稼いでいただく、そんなことをトータル的に考えて、いろいろな農業の活性化も含めて、少子高齢化、空き家、人手不足、たくさんの目的を持ってこういうことに取り組んでまいりたいと思いますので、また議会の皆さんの御支援、御指導をいただきたいと考えております。

○9番（堀内富治君） ありがとうございます。終わります。

○議長（沓掛計三君） 9番、堀内富治議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、1番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議員番号1番の宮入です。

さきに通告しました3点について、一問一答方式にて質問します。よろしくお願ひします。まず、青木村の情報機器管理について伺います。

現在、社会全体として情報化が進み、私たちの情報もあらゆるところで管理されています。例えば住所や名前、電話番号などの基本的な情報から、メールアドレス、クレジットカード情報、金融機関の情報、最近ではマイナンバーもそうです。パソコンを利用するためのIDやパスワードの情報など、さまざまなシステムを使うためのパスワード情報など、我々の生活においてはこのような情報なしでは暮らしていくのが難しい状況にあります。また、それは個人だけではなく企業や官公庁などでも管理されていることであります。

最近では情報漏洩の事件を新聞やニュースで見るとは珍しくありません。例としては、最近のことなんですけれども、千葉県不動産会社の従業員が顧客情報約2万6,000件を持ち出してインターネット上に保存していた例、また、長野県の高校で教諭が生徒の個人情報を含むUSBメモリーを紛失してしまった例、こういったことなど身近にも実際起こっています。

先ほどは企業や学校の例を申し上げましたが、青木村としても多くの情報を管理している

と思います。また、情報とこうやってしまうと、何かパソコンの中にある電子データだけのように感じますが、情報というのは何もパソコンの中にだけあるものではありません。紙で管理されているものもまだ多くあると思いますし、その内容もただ困ったことを相談したことや他人に知られては困るような情報など、そういった情報はこの青木村の役場にも集まってきています。職員の方や関係者だけしか知り得ない情報もあり、守秘義務というものもあると思います。こういったことは、退職後や役職退任後も義務があるものと思っています。

ここで質問です。このように非常に重要な情報を持つ機関であるこの青木村役場ですが、この青木村の情報セキュリティ管理はどのように行われているのでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 情報セキュリティのハード面、ソフト面でどのような管理が行われているかについてお答えを申し上げます。

御案内のとおり、村では自治体の事務を行う上でさまざまな個人情報を扱っているわけがございます。紙媒体があれば、電子データもあるわけで、あるいは面談を受けた際のこともございます。こういった情報を、多岐にわたるものを私ども役場職員といたしまして、地方公務員法にのっとり秘密を、退職した後も漏らしてはならないことになっているわけがございます。各自が法の遵守をするように、そして新規採用職員の研修会等を行いながら徹底的に指導しております。

総務省のセキュリティ対策は、私たちがインターネットあるいはコンピューターを安心して使い続けるように、大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたり、あるいはふだん使っているサービスが急に使えなくなったりしないようにする対策という定義をしております。

こういったことで、国・県からの助言、指導もいただきまして、いろいろな対策を講じているわけがございます。

まず、ハード面の整備について申し上げますと、平成27年から28年にかけて総務省の補助金をいただきました。自治体情報システム強靱性向上事業というのを、1,500万円でございますけれども補助金をいただきまして、ネットワークの分離、媒体の制御、ログイン時の二重の認証、こういったことを導入いたしました。そして、特に番号の利用の事務としては、L GWANのシステムの強靱化を図ったところでございます。

また、平成28年度には、長野県が事業主体として県下の全ての市町村が参加いたしました長野県自治体情報クラウドへ本村も参加をいただきまして、情報系のネットワークについて、

ファイルの無害化装置、あるいはメールの無害化機能の導入、そしてOSアンチウイルスソフトの更新、こういったセキュリティの強靱化を図ってきたところでございます。

次に、ソフト面についてでございますけれども、人的な面では、パソコンあるいはUSBメモリーの貸与あるいは外部の持ち出しの禁止、こういったこと、帰庁時は鍵のかかるロッカーあるいはディスクに収納するようにということでございます。

また、番号利用事務系パソコンでは、利用担当職員のみには権限を付与しておりまして、情報系パソコンとのデータの移送につきましては、セキュリティのUSBメモリーのみ使用するというふうなことで徹底をし、不自然なメールの未開封や必要のないサイトを開かないよう、各自努力、認識をしているところでございます。

安全対策は常に新しいものに変わりますので、時に応じて講演会あるいは専門業者の指導をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 村民の方々の大切な情報ですので、もちろんその辺は御承知いただいていて、いろんな対策をしていただいていると思いますが、再度徹底していただくようお願いしたいと思います。

続いて、災害時のシステムに対する対応について質問したいと思います。

2011年3月11日の東日本大震災は、間もなく7年がたとうとしている現在でも私たちの頭から離れることができない非常にショッキングな出来事でした。その際に大きな問題となったのは、自治体のシステムダウンによる影響が大きかったことです。災害によりデータを紛失してしまったところもありました。

ここ青木村は過去に大災害はないと言われていますが、地震や火山の噴火など、我々の想像のできない規模のものがこれからないとは言いきれません。また、火災で焼失してしまうこともあるかもしれません。このような場合でも我々の情報は安全な状態で、なくなるということがないように管理されているのでしょうか。

ここで質問です。火災や激甚災害の際のシステム停止時の復旧までの想定というのは、具体的にどこまでされているのでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 村の中でもあらゆる情報の管理ということ、それから、こういう災害の対応ということは、当然日ごろからやっておかなくては

いけないことになっております。今現在、青木村ではシステムベンダー、青木村で言いますと（株）電算になりますけれども、そこで保有をしてありますデータセンタービルの中でサーバーームを設置しております。そこで村のデータセンターを利用したクラウドサービスという方法で、全てのデータについては保存をしてございます。

実際に大災害等発生した場合ということになるんですけれども、被害のレベルに応じてバックアップをベンダーからいただくようになっております。当然一日でも早く通常業務に復帰、復旧するような体制をしいております。

また、策定中ではございますけれども、青木村の防災計画の後、青木村業務継続計画、BCPというものがあるんですけれども、この中でも電算システムの対応方針、それから復旧業務の目標時期等を定めることとしておりまして、これを書面化して、ふだん携わっていません職員等への徹底、それから研修等をやっていく所存でございます。

有事の際にいち早く復旧、復帰できるように、今後も努めていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。今回答いただいたように、私たちのデータは、実際は管理はここではなくて、青木村のところではなくて、データセンターで管理されているということで、そこで安全な状態で保たれているということでした。

また、そういった復旧ができるように、今もBCPの策定をされるということでしたので、早急にそういった策定をしていただき、万が一のときでも対応できるようなこととしていただきたいと思います。

続いては、サイバー攻撃についてです。サイバー攻撃とは、国家機関や国際機関、企業などの特定のコンピューターネットワークを対象としたインターネット経由での破壊活動のことを言います。国境を超えて攻撃するサイバーテロも増加しています。その手法としては、コンピューターウイルスやスパムの大量送信、ネットワークへの不正侵入と破壊、ウェブサイトの改ざんなどがあります。

近隣の自治体の庁内サーバーが数年前に標的型サイバー攻撃に遭って、ウイルス感染が判明してインターネットを遮断しなければならないことがありました。インターネットが使えないことによりメールの送受信ができず、自治体の業務や市民へのサービスへの影響は大きかったと思われます。

現在はサイバーセキュリティ基本法により細かく対策することが求められています。青木村のこのシステムに対するサイバー攻撃の今までの有無などの現状及び対策についてお願い

します。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） まず、現在のところサイバー攻撃等の実績はまずございません。先ほど議員もおっしゃったとおり、近隣のところでは標的型ということがあったやのことは聞いております。

おっしゃるとおり、サイバー攻撃は大きく分けまして、特定組織を狙った標的型の攻撃、それから不特定多数を狙ったもの、2つに分けられるようでございます。まず、標準型攻撃に対しては、村の中では事務系のネットワークと、それから情報系のネットワーク、これをもう完全に分離をしています。ですので、個人情報扱う端末へのウイルス感染については防止をしていると確信をしております。それから、不特定多数を狙ったその対応についてですが、これはOSやソフトウェアのアップデートをすることで防げるが多いと考えております。こうした対策によって、現時点では発生はしていないという状況でございます。

今後のことですが、職員各自がサイバー攻撃に対する正しい知識、これは当然持たなくてははいけません。それから、業務の中で人為的なミスによるウイルス感染等も、これも防がなくてははいけない。それから、セキュリティの関係の研修会も開く。こういうこと、積極的なことをやりまして、セキュリティ事情について職員間の情報共有とそれから危機管理のほう、特にこちらのほうをふだんから気をつけて努めてまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

事務系と情報系のデータは切り離されているということで、何か攻撃があった場合でも情報をとられることがないという説明だったと理解しました。

このように現在では業務の中核を担うシステムですので、そのシステムを熟知した管理者が指揮をし、今後も青木村のシステムを構築していく必要があると考えています。現在のこの青木村のシステム管理の体制であるとか、その教育の体制を教えてくださいたいと思います、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 当村では、やはり専門的な知識を持った職員は在席はしていません。当然、ですからセキュリティ対策を含めたシステムの構築については長野県、それからシステムベンダーであります（株）電算になりますけれども、そちらからの助言をいただきながら随時進めている状況でございます。

どんなにしっかりしたシステムを整備しても、利用する職員一人一人が適正な運用をしなければいけないとは思っております。危機意識のもと、青木村の情報セキュリティポリシー、それから特定個人情報の安全管理に関する基本方針、それからそれに伴う規程、マニュアル等を策定しておりますけれども、なかなかこれを職員にしっかり徹底して熟知させることがまだかと思っております。当然研修会等今後行う中で、またそれはやっていきたいと思っております。

万が一こういうインシデントが発生した際には、その対応と緊急時の対応計画、これ手順書はあるわけですが、これに基づいて冷静に対応し、それから国・県、ベンダー等の協力を得ながら実施していくことが大切かと思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今のお答えでは、専門の方がいらっしゃるということでした。今専門的な方がいらっしゃるというのは、人的なことですぐどうこうという話ではないですけれども、やはりこういった情報というのが非常に重要視されてきている中で、青木村として村の職員としてちゃんと管理をできる人がいないというのは、私自身はちょっと問題点ではないかと思っております。

ただ、今できることとしてはそういった形でやっているということですが、今後やはり青木村としてそういったものを熟知して、青木村のシステムをこうやっていくんだという、そういうものを村の職員としてもちゃんと考えていかれる人たちを育てていく必要があるのではないかとちょっと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） いないという、何をもって管理する人というのか、少し意見が違うかと思っておりますけれども、私どもも自治体職員として最低限できる職員はちゃんといるわけでございます。パーフェクトにどうかとなると、なかなかこれは専門的にということでお答えしたつもりでございます。

それから、こういうのは日進月歩して、こういうような業界の人に話すと、職員のうち極端な部署では3分の1が常に研修をしているということではないとついていけないというような話を聞いておりますので、これが青木村で完全に先端のコンサルタントといいたまうか、業界の皆さんと同じようなものを共有していくというのは、なかなかできないかと思っております。

ただ、全体としてセキュリティも含めてこういった新しいことに対して、何か町村会とし

て全体として何かこのことも含めて、例えば今やっていることをもっと安いものがあるんじゃないかとか、違う方法あるんじゃないかというようなことを、そういうような人を育てるといいでしょうか、専門家がいて各自治体に派遣してもらおうとか、そういうようなことができないだろうかということを複数の首長と話す機会はあるんですけども、いずれにしてもスピードが速過ぎて、それぞれについていけないというのが実態でございます。

もう一つ思うのは、やはりいいコンサルを、いいコンサルというのは我々村民にとっても自治体にとってもいいコンサルを確保する、いいコンサルの人に指導してもらおうというようなことも当面大事なことでありますので、そういった視点でもこの件については取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 私のほうもちょっと理解不足で申しわけございませんでした。

セキュリティに関して、情報の管理に関しては、非常に青木村としても非常に重要なことでありますので、ぜひこれからもいろいろな研修、教育等やっていただいて、トラブル等のないように運営していただきたいと思います。

続きまして、青木村の働き方改革についてお話ししたいと思います。

現在国では働き方改革についての法案のことで、そういったニュースで持ち切りなんですけれども、私がここで言いたいのは、裁量労働制のことであるとか、消灯時間を設けて早く帰るとか、そういったお話ではありません。私、青木村で働きながら暮らす、まさに青木村で生きていくという生き方についての話をしていきたいと思っております。

ひと昔前まででしたら、学校を出たら一つの企業に定年になるまで働き続けるというのが一般的でした。転職するということは、余りよいイメージもなかったかもしれません。しかしながら、現在では自己のステップアップのため職を変えていく方は多くいらっしゃいます。また、最近では仕事を複数持ちながら生活するという方も若い方を中心にふえてきています。例えば私も職は、最初は医療機器のメーカーの営業をしていたり、その次に電気メーカーへ行ってみたり、そして現在では青木村へ戻り農業と議員をしています、農業と議員という2つの仕事をしています。

皆さんは、半農半Xという言葉聞いたことがありますでしょうか。塩見直紀さんという方が2003年に出版した著書で、半農半Xという生き方、そこで提唱されている、半分は農業、もう半分はそれ以外の自分のスキルを生かした何かX、それで生計を立てていく暮らし方が書かれていまして、15年たった現在、今でも注目を浴びています。それでいくと私は、

現在は半農半議員かもしれません。今後このような働き方をする人がふえてくると考えています。これは歓迎すべきことだと私は考えています。

以前から私は、現在の社会問題を解決するための仕事、ソーシャルビジネスとよく言いますけれども、これについて話をしています。例えばタクシーのような使い方ができる有償運送事業の仕組みを一つの仕事として行うことができれば、一つの仕事Xが生まれ、また、サービスの的にも村民に喜ばれます。このような働き方の動きを捉えて、これからの働くということを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

ここで質問です。国や県でも検討されている働き方改革ですが、これからの青木村の働き方に対する考えというものはありますか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 議員さんの、働くイコール生き方というお話がありました。大変さまざまな人が多様な生き方の中で当然そういうことがあるというふうに思っておりますし、最近特に若者、中堅の皆さん含めて、いろいろ人それぞれ、100人いれば100様だというふうに思っております、それはそれで大変尊重すべきことであろうと思っております。

少し青木村の現状についてお話ししたいと思いますけれども、ただいまこの議会でもお話がありましたように、農業についても、それから商業、工業、おのおの人手不足でございます。各企業が、若い人だけではなくて中堅の人を募集してもなかなか集まらないと。日本の人口の減少以上に労働者人口の減少というのは、こんなといいましょうか、中山間の青木村にも的確に及んでいるというふうに思っております。

国の働き方改革はいろいろありますけれども、それは今こちらに置いてという話でありましたので、あえてそれは触れませんが、青木村の現状では改革の前に、改革の前といいましょうか、受け入れとして、生き方の受け入れということでは、さまざまなパイがあるというふうに思っております。

少し前になりますけれども、商工会では御案内と思いませんけれども、青木村の企業で働きませんか、このチラシをつくって上田方面等々に新聞の折り込みをいたしました。裏には青木村の各企業の展開あるいは若者定住とか含めて企業交流、日本一の出店、地域消費圏、自然エネルギー協議会、道の駅あおきプロジェクト、住宅取得応援、こういったことをやりました。

その結果、意外といいましょうか、応募がたくさんありまして、例えば高齢者福祉施設では本当に常時従業員が足りないと、ですから、私どもも入りたくてもなかなか入れないよう

なところがあるんですが、上田地域でいろいろ募集要項を出しても応募はなかったけれども、今回このチラシを出すことによって7名の応募があって、実際2人採用してということで、大変今までハローワークへ行ってもなかなかなかったということで、こういうようなことで青木村の働く、いわゆる生き方を青木村の中でできたかなと思っております。そのほか、金属会社、運輸会社等々がありますけれども、それぞれ成果がそれなりにあったということで、また次回もぜひ、そういう際には参加したいというような好評をいただいているところでございます。

それから、もう一つ、半農半Xについてでありますけれども、少し違うかもしれませんがけれども、2地域居住ということをやって、これも働く場所は同じですけれども生活する場所が2カ所ということで、半農半Xの延長上にある生きざまの一つの方法ではないかというふうに思っておりますので、これも青木村の生きざまの、生き方の売りではないかと思えます。

それから、先ほど農業の新しいプロジェクトについて堀内議員に答弁したところでございますのでダブりますから割愛させていただきますけれども、こういったことも新しい生き方の一つの提案の中の一つであるというふうに御理解いただきたいというふうに思えます。

それから、少し前からゆっくりリズムといいましょうか、東京、都会のようなああいった時間的にもノルマもハードなところではなくて、少しゆっくりしたリズムの中で時間の中で暮らしたいという方々もたくさんいるというふうに聞いておまして、青木村もそういう中ではちゃんと候補地の一つであるというふうに思えます。

これから青木村、さまざまな働く場所、光ケーブルとかツールもたくさんありますし、癒す心、心身を癒す自然もありますし温泉もありますし、そういうところの働き方の一つの場所として選んでいただければと、選んでいただくようなことも、私どもPRしていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

青木村の働き方について伺いました。

続いてですが、いろいろ日本の企業などではよくある話なんですけれども、例えば会議を開くときには、その前にまたもう一つ会議を開いて会議のための会議を開くとか、慣習的に行われてきた必要以上に記入しなければいけない書類があったりとか、よくある話なんです、青木村の役場でも業務プロセスの改善であるとか会議のあり方であるとか、基本的なところを見直していくように取り組んでいただきたいと思います。そういった改善できた

その分を、村民へのサービスに生かしてほしいと考えています。

現在の村の職員であるとか、教職員含めたそういった業務プロセスの改善であるとか、そういったことに対する取り組みの状況についてお答えいただきたいと思います、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） じゃ、私のほうから教職員の取り組みについてお話ししたいと思います。

教職員の働き方改革につきましては、昨年長野県教育委員会の基本方針が示されました。具体的な方策としては3つありまして、1つは、学校が担うべき業務を明確にして、業務の削減、協業化を進めるということでありまして。会議、調査の精選、部活動指導員の委嘱というふうなこと。それから、2つ目として、業務の効率化、合理化を進めるということで、ICTの活用、勤務時間の管理です。3つ目として、勤務時間を意識した働き方ということで、タイムカードの利用等が盛り込まれております。

青木村でも、例えば中学校では2学期よりコンピューターを利用したタイムカードを実施しておりまして時間外勤務の時間をはかっております。このことで働く時間について意識が高まりまして、例年より時間外勤務のその時間というのは減ってきております。

さらに部活動の指導も大きな改革の視点であります。そこで、現在も技術的な指導を外部の先生たちをお願いしている剣道部、剣道部を中心に、来年度1年をかけて部活動指導員として外部の指導者に委嘱ができるのか、また、その場合はどのような職務をお願いすることがよいのか、さらに報酬はどうしていくかも含めて研究を行うことにしております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 私のほうから村の職員という立場でお答えさせていただきたいと思います。

職員の中でふだんから当然住民サービスということを根幹に仕事に取り組んでいくことが大事だと思っております。そのためには業務の見直し等があれば、それは必要に応じてやらなくてはならないと思っております。職員一人一人が発想力ですとか能力、それからゆとり等があれば、そういうものが整って入れば、必要に応じて改善することもやぶさかではないと思いますし、常にふだんからそういうことを考えながら業務に取り組んでいくことが重要かと思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。それぞれそういった業務プロセスの改善であるとか、そういったことは常に改善していただいているということと理解しました。今回だけではなく、今後もあるたびに、そういった改善はしていただきたいと思います。

続きまして、私は以前から村に対して、起業支援のためのコワーキングスペースの設置であるとか、村営バスの問題を解決させる方法として村民みずからが運営する有償運送事業であるとか、村でやりたくてもできていない部分を子供を持つママさん世代の仕事として任せてどうかであるとか、そういった提案をいつもしています。これは世の中の働き方の変化からの意見でもあると考えていただきたいと思います。

国の働き方改革の一つにテレワークの推進というものが挙げられています。テレワークとは、インターネットなどを介して時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態のことを言います。テレワークは、自宅で行う在宅勤務、移動中や顧客先などで行うモバイルワーク、そして勤務先以外のオフィススペースで行うサテライトオフィス勤務と、大きく3つに分けられると言われています。長野県でも総務省が推進して、塩尻市での塩尻市振興公社と企業が取り組むふるさとテレワークや、軽井沢町などもこれからテレワーク推進をするために総務省が後援した体験ツアーを開催している例などがあります。こういった動きが、またどんどん大きくなっていくものと思われま。

青木村としては、現在企業誘致として工場を誘致する計画ではありますが、青木村の環境を生かした空き家などを利用した小規模のサテライトオフィスとしてのテレワークという、そういった可能性があるのではないかと考えています。青木村でのテレワーク推進の計画というものはないのでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） テレワーク自体、働き方の選択肢の一つということとっております。情報通信技術を活用して、場所、それから時間にとらわれずに柔軟な働き方をすることだと思っております。

したがって、テレワークを実行するためには、事前にしっかりとした規程等をつくった上でルールを明確化する必要があると思います。また、自宅等を基本とした場合には、その環境整備が整っていないとなかなか難しい面があるかと思っております。さらに、業務管理の難しさですとかシステム導入後の展開、それから教育、サポート体制ですとか、構築費用等も課題は幾つかあるかと思っております。

先ほど議員おっしゃった中で総務省というあれがありました、県内でも塩尻市もそうですけれども、あとは富士見町、王滝村ですね、ここでも地域の実証事業ということでプロジェクトが行われたようでございます。ちょっとインターネットで調べた限りでは、始まったばかりのものでございますけれども、成果になることと、それから課題等の両方があったというように見させていただきました。

じゃ、これは青木村でということになるわけですが、これからの課題になるかと思いますが、必要が求められて条件が整ってきた段階で、また検討はしていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ぜひ、企業誘致もそうなんです、こういった形での誘致の仕方もあるのではないかなと私自身は思っていますので、頭の片隅には入れていただきたいなと思っていますし、今時代的にも求められているものでもありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、外国人観光客の受け入れについて質問します。

新聞報道にもありましたけれども、観光庁によると2017年に国内のホテルや旅館に宿泊した外国人の延べ人数が、前年比12.4%増の7,800万人となったそうです。長野県内は16.2%増の131万8,520人で、過去最多だったそうです。

私自身、スキーが趣味でして白馬のほうへよく行くのですが、白馬のスキー場へ行くのですが、平日の利用客の8割以上、多いときは多分9割以上だと思うんですが、外国人です。日本人で滑っている私が、狭い思いで何か滑っている感じがします。特に白馬はオーストラリアの方が多く、また、そのオーストラリア人向けに受け入れする旅行会社であるとかホテル、そういった企業などもあり、ビジネスとして成り立っています。

スキー場といいますと、今から25年とか30年前に行ったことを思い出しますと、1時間のリフト待ちは当たり前でしたけれども、現在はレジャーも多様化してまして、スキーやスノーボードをする若者が少なく、そのような光景を見ることはなくなりました。ただ、そのような状況下で、海外から特に白馬エリアの雪は世界の中でも有数のパウダースノーがあって、彼らはジャパウと呼んで日本のパウダーは最高だよということなんですけれども、そういうふう呼んで集まってきているんです。

国や県ともにこういった伸びてきている外国人観光客ですが、現在の青木村での状況はどうなっていますでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

青木村における外国人観光客の現在の状況、動向といったことですが、残念ながら統計資料等はありませんで、はっきりとした数字は不明です。かわりに県の観光協会が平成28年にビックデータを分析する形で行った訪日外国人の動向調査というのがございまして、それを見ますと、長野県内で外国人が多く訪れる人気スポットというものが、松本城、それから地獄谷野猿公苑、先ほど議員のお話しにありました白馬八方尾根スキー場と善光寺などであったということです。残念ながら東信地域が含まれておりません。また、松本城を訪れた外国人の方、周遊先としては、こちらも長野市や山ノ内町、それから白馬村といったところ、スキー場ですとかスノーモンキーといった希少価値のある名所をめぐっているといった状況が見てとれるというところでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。データがないということでしたので、ちょっとどういった状況なのかはわかりませんが、長野県全体としてはふえている状況ではあるということです。

こういった観光のスタイルというのも変化してきていまして、私たち日本人でも共通なことだと思いますが、団体の旅行から家族や友人、または一人での単位の旅行というものがふえてきています。ただ口をあけて待っていても来てもらえるわけではありません。ターゲットを絞ったPR活動、こういったことを県と連携をとりながら行う必要があると考えています。

青木村として外国人観光客を積極的に受け入れをするという、こういった考えはありますでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 観光スタイルの変化等によりまして外国人の旅行のスタイルが変わっているというのは、もう一つ外国人の観光客の皆さんの目線は都市部から地方へ移っていると、こういうことで数字の上でも出てきているようであります。訪日の観光客数は、2017年では2,800万人、外国人観光客が消費した金額は合計で4兆円というふうに統計の上では出ておまして、日本の観光ビジネスとして外国人を呼ぶというのは、大きく成長しつつあると言われております。

もう一方、グリーンツーリズムということで農村、漁村に滞在して地域独自の自然、ある

いは文化、人との交流を楽しむというような旅行スタイルも多くなりまして、東京とか富士山とか京都とか、いわゆるゴールデンルートと呼ばれるところから、有名な観光のスポットから、一通り訪れた人がリピーターとして日本の自然とか普通の田舎ということを目的にして旅行するというこのようでございます。

いろいろ旅の本といたしましうか、こういった本を読むと、何も構えてということではなくて、今ある普通のものでいいんだよ、こういうのが言われております。何も特別なプロジェクトを用意するんじゃなくて、普通の田舎暮らし、普通の農作業を体験してもらう、それが何よりのウエルカムだというふうによく言われております。

ですから、私どもの村も、あの方々は特に歴史に敬意を表すると言いましうか、700年前の国宝だよとか、1300年前の国道だよとかということで、大変クレージーだといって喜んでくれますけれども、こういった青木の今あるものを売り出していくということで、Wi-Fiとか3カ国語のパンフレットだとか、そういったものは当然用意する必要があると思いますけれども、特に外国人の方を団体バス10台で来てもらうような、そういうことをするというは青木村にとってはなじまないのではないかというふうに思っております。今あるものに触れていただくということを最大のターゲットにしていきたいと思っております。

データはありませんけれども、定期的に毎年田沢温泉の旅館にはドイツの方々が団体で来ているという、私も実際お会いしたことがありますけれども、そういうような方々がおりますし、何よりも信州ええっこ村の活動に敬意を表したいと思いますけれども、素晴らしい活動をしていただいております。来る国も中国とか台湾とかモンゴルとかオランダとかオーストラリアとかインドネシアとか香港とか、たくさんの国から来ておりますし、1,600人ぐらいのほとんどが、1年間の実数のほとんどが外国人だと。子供たちが喜んで手紙、お礼状をくれるというようなことを見ても、青木村はこういう形でいくのがいいのかなと、こんなふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。私自身も今あるものを生かして喜んでいただけるような受け入れ方、そういったものを目指すべきだと考えています。

前回の一般質問にて青木村のホームページの拡充について述べたわけですが、青木村のホームページの観光のページ、こちらには英語版はあるんですが、なかなか魅力を伝えるものにはなっていないように私自身は感じています。実際に来たいと思っても地図が英語になっていないなど、ちょっと整備されていないんですね。近々ホームページがリニューアル

ルされるという話を伺っていますので、実際に使うことを考えた改善を望みたいと思います。

また、先ほども3カ国語のパンフレット、こちらも非常に素晴らしいでのパンフレットだと思っておりますが、これ実は私たちのところに来た海外の方に紹介しようと思って、これ見て好きなどころへ行ってほしいという話をしたんですけれども、これ実は地図がこの中には大きい地図しか、日本の中の長野県があって、長野県の中に青木村がここにあるという、そういう地図しかちょっと載ってないものでして、これを参考にちょっと訪問するという形がちょっとできないパンフレットになっています。このパンフレットの目的が、もともともしかしたら何か海外に行って日本の中の青木村を紹介するパンフレットだということであればいいんですけれども、青木村の中で実際に来た人が使うにはちょっと使いづらいので、そういったことの改善ももし次変えることがあれば改善していただければなと思っています。

外国人観光客に限ったことではないんですけれども、彼らはノートパソコンやタブレット、スマートフォンを使って旅先で家族や友人と電話したり、周辺の情報を集めて観光しています。インターネットを宿泊先で使いますが、そのときに必要となるのは、先ほども村長もおっしゃっていたWi-Fiですね、無線LANが必要になります。現在の青木村の宿泊施設では、どの程度整備されているのでしょうか。宿泊施設や団体が観光に関する整備をする際に、青木村でそういったハードやソフト面での村での支援というのはあるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

現在の青木村の宿泊施設におけるWi-Fiの環境整備でございますけれども、各お宿のほうにお任せをしております、村のほうでは逐一は把握をしてはおりません。

加えて、団体や宿泊施設等がWi-Fi環境ですとか整備をした場合のハード面やソフト面での支援があるかということでございますけれども、こちらは特にWi-Fiに限ったようなものの特別な補助金等はございませんけれども、観光事業者に限らず商工業者の方が一定の条件のもとで施設整備、増設等を行った場合には、商工会とも連携しまして融資のあっせんを行っているところでございます。

それから、Wi-Fiに話が戻りますけれども、先ほど村長からの答弁もございましたが、インバウンドに向けてのパンフレットということで、道の駅にも多国語のパンフレットを作成をして配置しましたり、あと看板も大法寺の駐車場、それから青木のバスターミナルにも設置をしているところでございます。

今後、年度が変わりますけれども、特に防災拠点としての位置づけである村の施設にはW i - F i の施設を整備していくという計画もございますので、結果としまして外国人の方、それから観光客の方、国内外を問わずお役に立てるかなと思っております。

今後も村民の皆さんと一緒に快く訪日客を迎えられるような整備はしてまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。直接的な支援はないということですが、そういったいろんな制度を使えば、W i - F i をもし整備したい場合には、そういった制度を使いながら整備することができるということですねと理解しました。

今回、私がここで言いたいのは、青木村も白馬村のようにオーストラリアの人たちがたくさん来るようなところになるべきだと、そういったことを言っているわけではありません。白馬村は白馬村の魅力を生かして受け入れができているものと理解しています。先ほどもおっしゃられたように、青木村ではええっこ村で海外の方も受け入れを行っていることは知っていますが、青木村の魅力を生かした受け入れ方、観光に携わる方々で検討していく必要があるのではないかと考えています。

青木村だからこそできる観光、外国人観光客の受け入れ、そういったものがあると考えますが、そういったものがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村だからこそ外国人の受け入れというのは、少しきざな言い方になりますけれども、おもてなしの心だろうというふうに思っております。ええっこ村さんは本当に精力的な活動を続けておられまして、本年度も12月上旬までホームステイで1,051人、日帰り体験で638人、合計1,700人近くの受け入れをいただいております。これは、御質問の中にもありましたように、外務省がJ I C Aに、J I C Aが県に、県が青木村にと、こういう流れの中で青木村にたくさんの方々をええっこ村さんの努力とあわせてこういうようなこともあって、評価されて来ていただいているというふうに思っております。

それから、もう一つは、やっぱり青木村に来ると体験が農業を含めて商業なら商業、工業なら工業、それから温泉とか、あるいは教育施設とか、そういうような視察を本当に短時間で短いところで全てできるということも評価されているというふうに県からは聞いております。1泊2日で大体が見ていただけるというふうに思います。

それから、もう一つ、ええっこ村のむらおさは、よくほとんどの皆さんを役場庁舎に連れ

てきていただいております。この議場を含めて外国にはない文化だろうというふうに思いますが、ここだとか村長室だとか、オフィスの状況だとか見てもらうことによって、また日本の青木村の印象をよくしているというふうに思いますので、先ほども議員からお話がありましたように、今あるものにどうやって付加価値をつかめていくか、トータル的にしていくか、横串を差していくか、そういう工夫をして、青木村らしい観光客の受け入れをしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。私もやはり青木村に来ていただいて、いろいろな体験をしていただく、そういったことが青木村で何かできることだと思っています。何か特別なものがあるわけではないかもしれませんが、そこで農村体験をしていただいたり、経験をしていただいたことが海外の人たちにとってかけがえのない思い出になる、そういう可能性がたくさんある青木村でありますので、今後も外国人観光客の受け入れに関しましては、前向きにいろいろ御検討いただけたらと思っています。

私からの質問は、以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

3時5分から再開いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時05分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続いて会議を再開します。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（沓掛計三君） 2番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

○2番（坂井 弘君） 議席番号2番、坂井弘でございます。

御答弁をよろしくお願ひいたします。

最初に、国民健康保険税改定案について質問をいたします。

まず初めに、青木村国民健康保険運営協議会答申並びに国民健康保険税改定案の内容についてお尋ねをいたします。この件につきましては、さきに山本悟議員からも御質問がありましたので、重複する部分についてはなるべく重ならないように配慮して質問をいたします。

本年2月1日、青木村国民健康保険運営協議会が開催され、同日付で平成30年度国民健康保険税率の改正についてと題する答申がなされました。この答申を受け、村では国民健康保険税率の改定案を取りまとめ、本議会での条例改正の提案に至ったものと理解をしております。

さて、改正案の内容はどのようなものなのでしょうか。議会開会日の6日に提案された条例改正の提案、そしてまたさきの山本悟議員への御答弁の中で幾つかの数値が明らかにされてまいりました。改正案の中身についてなお御説明いただける部分がございますら、調定額ベースでの年度ごとの具体的な数字もお示しいただきながら御説明いただければと思います、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 改正案ということでございます。今、当初の御質問にございましたように、国保運営協議会答申ということ踏まえて、青木村のほうでは今回改正につきまして計上させていただいております。

それでは、まず、ちょっとお時間いただきますけれども、今回の答申案につきまして概略でございますけれども、ちょっとお話をさせていただきます。

青木村につきまして国保状況といたしましては、平成24年度の青木村国保加入者1人当たり医療費は35万5,415円で長野県下5番目の高さをピークに、平成27年度は9番目と、非常に高い水準で推移しております。一方、国保税は平成21年度に改正をしたのを最後に年間据え置きで、国保税1世帯当たりの調定額が長野県下で64番目と非常に低く抑えられてきております。財源不足でありながら税率を据え置きできたのは基金を取り崩してきたからで、平成29年度の医療でも伸びが見られ、今回3,000万円の基金を取り崩す予定です。基金も枯渇し、これ以上の据え置きはできない状況の中で、引き上げはやむを得ないとしております。

また、低所得者への配慮も含め急激な引き上げをせず段階的な引き上げとし、基金に加えて一般会計からの繰り入れも含め考慮している点、今後保険者となる県との連携の強化や村

民の健康状態の分析、また、それに伴う保健事業の充実に努めるよう答申をいただきました。

その中で今回引き上げをするわけでございますが、平成29年度現行の税率でいきます国保税の調定ですが、算定では暫定ですが9,254万9,300円となっております。

また、今回3年間の段階的な引き上げということで徐々に引き上げをさせていただくわけでございますが、3年後、平成32年度の最終の調定額の見込みでは1億430万2,100円となっております。

なお、これにつきましては、本来県のほうへ納める納付金は今回予算の計上しておりますが、1億2,651万4,000円余りという中で、所得者の軽減につきましては、それを差し引く中で今回国保税として最終的に1億400万円余りの税収が必要ということでありまして、それを段階的に引き上げるということでございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 丁寧な御説明ありがとうございました。

ただいま御説明いただきましたように、改正案の内容は3年間で県の示した標準税率に合わせるべく、毎年段階的に値上げをするというものであると理解をいたします。

村民により一層の負担を強いることとなる国民健康保険税の値上げについては、私は強く反対するものであることを、ここでまずもって表明をしておきたいと思います。

しかしながら、この改定案において資産割を廃止することとした点、この点については大いに評価をいたします。資産割は、固定資産に対する税の二重取りになること並びに国保被保険者が持つ固定資産が負担能力につながらず応能性の趣旨に反していることから、9月並びに12月議会の一般質問で私からも強く要望をしまいったところ です。

一方、改正案では、ただいまお答えいただきましたように、資産割を外す一方で所得割の率を1年目に高めて、そして医療基礎課税分、それから後期高齢者支援分、介護給付金分全て含めた所得割は10%から12.6%に2.6%値上げされることとなります。調定額で見ますと、1人当たり平均1,529円、率にして1.87%の値上げです。2年目は、均等割を1人1万900円引き上げています。調定額では1人当たり平均6,044円、率にして7.27%の大幅値上げです。3年目、平等割を1世帯当たり8,300円引き上げます。調定額では、1人当たり平均2,791円、率にして3.13%の値上げです。3年間の総合計は、ただいまお答えいただきましたとおり、調定額で1人当たり1万を超える1万364円、12.7%という超大幅な値上げとなります。

以上申し上げた数字で間違いないでしょうか。

また、本年度並びに来年度以降の改定案における応能割と応益割の率はどのように変化するのでしょうか、確認並びに御答弁をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 現時点、平成29年度でございますが、応能割につきましては、55.75%となっております。応益につきましては、44.25%でございます。来年度、平成30年度におきましては、55.87%、応益は44.13%となっております。また、平成32年度につきましては、応能は48.21%、応益は51.79%に移行する予定でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先ほど私の述べた額等については、それでよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） そのとおりでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

さて、それでは、ここで青木村国民健康保険運営協議会が答申された平成30年度国民健康保険税率の改正についてと題する答申の中身について質問をいたします。

答申では、平成30年度国民健康保険税率の改正を諮問のとおり認めるとして、さらに次のように述べています。

引き上げ幅についても、平成30年度より改正される国民健康保険制度において保険者となる長野県から示されている標準税率を基本として、複数年をかけて目標税率とする激変緩和措置がとられていることや低所得者に配慮した改正となっていること、非常に逼迫した財政を支えるため、基金に加えて一般会計からの法定外繰り入れも含め考慮している点等を勘案し、やむを得ない適当な率であると考えられる。先ほど住民福祉課長の御答弁の中でもあった内容と重複するかと思います。

さて、ここで言う低所得者に配慮した改正並びに基金に加えて一般会計からの法定外繰り入れも含め考慮している点、この2点についてどういうことを意味しているのでしょうか、お答えください。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 低所得者の配慮の点でございます。

今議員さんがおっしゃられましたとおりでございますが、低所得者への配慮という点でご

ございましたは、やはり資産割につきましては、やはり収益性のない居住用資産が多く負担能力に直結しておらず、低所得者への負担が大きいと考えられるために、当運営協議会の答申も踏まえ廃止とさせていただいております。

また、3年後ですが、先ほど申しました応能につきましては、応能割は48.21%を3年後は見込んでございます。今回県からの標準税率等の試算によりますと45.98%と、それよりも応能割を配慮し、少し若干高目になってございます。応益割をふやせば低所得者の人にはきつくなりますので、県の資産の応益率よりは低く設定するということで低所得者には配慮をした考えでございます。

また、法定外繰り入れにつきましては、現在国保基金が4,454万4,000円余りのところ、平成29年度当初予算の段階ではやはり取り崩しを1,000万円の基金の崩しを見込んでおりましたが、今回はまた補正でもお願いしているところでございますが、医療費の伸びが見られましてプラス2,000万円の取り崩しをする予定でございます。基金残高1,400万円余りとなりまして国保運営が困難な状況の中、やはり急激な引き上げによる被保険者の皆さんへの負担を考慮し、財政不足分の対応として、村は国保被保険者の関係でございましてけれどもやはり村全体のことを考えまして総括的な判断の中で、3,000万円を一般会計から平成29年度で国保会計への積み増しをするということで考えてございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

まず、低所得者に配慮した改正という点での御答弁についてでございますが、その1点目、資産割の廃止ということを挙げていただきました。しかしながら、この制度改正そのものは、先ほども述べましたように大いに歓迎するものではありますけれども、資産割の廃止は保険税徴収の基本的な考え方の見直しであって、被保険者全体にかかわる制度変更であります。したがって、低所得者への配慮と言える筋合いのものではないのではないのでしょうか。

もう一つ御答弁があるかなというふうに思っていたんですけれども、国の措置である軽減措置、そういったこともこの中に含まれているかなと思ってはいたんですけれども、その点についての御答弁はございませんでしたが、これについても国が行っている措置と同じ措置を行っている内容であるということで、特段今回の改正による部分で低所得者の配慮ということになっているわけではないということを御指摘申し上げておきたいというふうに思うところです。

そこで、低所得者への配慮という点に関連して、保険税の収納率並びに滞納者の対応とい

う点について、先にお尋ねをしたいと思います。

昨年9月議会における平成28年度の決算の委員会審議の中でお答えいただきましたが、この点を再確認させていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

その中で国民健康保険特別会計の決算書の中で滞納世帯数、率、そして長期滞納世帯数、また短期被保険者証発行世帯数についてお答えをいただきました。この数値について、再度聞かせていただくことはできるでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

28年度の数値でございますが、徴収率は89.21%でございました。滞納世帯は73世帯、件数で864件でございます。短期証の交付につきましては、ちょっと私どものほうでは資料ございませんので、申しわけございません。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

今滞納世帯数73世帯というふうにお聞きいたしましたけれども、率にするとどれぐらいになるでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 加入世帯が1,150件ほどでございますので……ちょっとお待ちください。ちょっとこちらでもう一度集計して、改めてお答え申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員、ちょっと数字出るまで次の質問。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 通告の仕方が数字までについてちょっと申告していなかったことかと思しますので、申しわけありません。

私の今考えるところでは、昨年の28年度決算、そのときのお答えと、若干今滞納世帯数、食い違う部分があったけれども、そのときの御答弁よりもさらに滞納世帯数がふえているというふうを考えております。いずれにしましても、およそ1割近い部分で滞納が出ているということになるのではないかなというふうに思っております。

さて、そうした滞納世帯のうち、長期滞納世帯はその3分の2ほどに当たるというふうには思っております。そうした滞納されている世帯、恐らく低所得者の皆さんであろうと思われれます。好んで滞納しているわけではなく、滞納せざるを得ない状況に陥っていると見なければなりません。国保税改定前でもこの状況なのですから、国保税が引き上げられたらど

うなるでしょうか。国保税を納めることができない世帯がさらにふえるだろうことは想像にかたくありません。こうした状況の中で低所得者の配慮がほとんどされていないというか、全くされていない、そういった中でそうした配慮は不十分と言わざるを得ません。

さて、先ほどお答えいただきました応能割と応益割の率についてはどうでしょうか。住民福祉課長の御答弁では、県の示した試算45.98よりも高く抑えているというお話でありましたけれども、現在55.75、応能割の分ですね、能力に応じて、すなわち所得に応じて考えられている応能割の部分が、現行では55.75なのに対して48.21まで引き下げるわけですよ。県の試算45.98より高いというふうにおっしゃいましたけれども、県全体としてくくりの中で示しているのは49対51ですよ。その49対51を飛び越えて48.21という形に応能割を低くしているわけですよ。県以上のものを示しているという点では、先ほどの低所得者への配慮というよりも配慮していない、むしろ低所得者が困難になると、そういう状況の割合ではないでしょうか。

私にはそう見えるのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 県全体のほうでは、恐らく49対51の数字になっているかと思います。やはり小規模町村の中でございまして、その中で応益割につきましていろいろ算定をしたわけですが、一概に大まかに49対51ですと、半々の程度でございすけれども、そこまでしてしまうと全体の収益の中で大変ちょっと苦慮する部分があるのかなということになります。その中で実際48.21ということで約0.8%ほど実際には県の一番の基本からは低いわけですが、その辺はその分、段階的に引き上げをさせていただくということで、一般会計も加味する中で今回3年間の計画をさせていただいたところでございます。率もそうですが、本来そこまでなぜ上げなくちゃいけないかという、やはり医療費に応分のものをやはりある程度は保険者の皆さんに御負担をいただきたいという考えが一番でございまして、その中で進めているわけですが、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。全体収益を見る中でということのお話ですが、県の示す49対51よりも青木村はさらに応能割については低くなっているということを確認させていただきたいと思っております。そういう点では、低所得者への配慮ということは極めて不十分だというふうに指摘せざるを得ないというふうに思います。

さて、先ほどもう一点質問いたしました、答申で言うところの一般会計からの法定外繰り入れ、これについては28年度補正の中で3,000万円を基金として積み増すという御説明でありました。一般会計からの法定外繰り入れ、これについてはやはり9月議会、12月議会の中で一般質問で強く要望してきたところであり、これについて、この英断を大いに歓迎し評価するものです。

しかしながら、御説明いただきました改正案では、平成32年度の調定額1億430万2,100円、これは県の示した標準額というふうになるかと思うんですけれども、そうであるならば、平成30年度における基金からの補填は、その30年度の調定額と32年度の差を比べた場合、この補填額は1,001万8,900円、31年度は316万4,200円といった算出ができるかと思えます。したがって、この2年間の合計額は1,318万3,100円となります。28年度における基金積立額と相当な乖離があるように思われます。加えて、積み増し前の基金残高と合わせると、国民健康保険税の改定額はさらに相当抑制できるのではないのでしょうか。

この点についてお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 村としましては、一応3年計画で考えているわけですが、やはりこれからの国保独自の保健事業も年間約600万ほどかかっております。その中でやはり国の交付金等の精算部分で、3年後にはやはり800万近くのもの新たに負担になるかなということちょっと想定されておりますので、それもいろいろ加味する中で、基金をゼロにするためではなく、ある程度、今現在これで今年度29年度3,000万を一般会計から入れなければ1,400万という中で、3年後には全くのからになってしまうということもありますので、やはりこれからも少し健康寿命プロジェクト、やはり健康寿命を延ばすのが一番の目的でもございますので、その中で国保の被保険者の皆さんが健康で生活ができるよう、その中の事業としても含まれておりますので、それを加味しながら計算したところ、この3,000万が必要であろうということで見込んであります。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 来年度から、御案内のとおり制度が変わります。保険者が県になるということで、御案内のとおり、この1年間、県はいろいろ数字が出てくるたびに変わっていますよね。ですから、私ども、先日も町村会がありまして担当課長が来ていろいろ御説明する中で、3年間やる中でいろいろ試行錯誤していきたいというお話もいただいております。ですから、この途中はそう大きな変化はないと思いますけれども、県が保険者でありますか

ら、村の今までのような裁量の幅は非常に狭まってくるということでもありますから、おっしゃるとおり、もっと少ない額でもよかったのかもしれませんが、先ほど来、低所得者の配慮というお話もありましたように、被保険者全体に対して一般会計から今のチャンスでなければ積めないということもありましたので、少し余裕を持たせた中で積み立てさせていただいております。

むしろ坂井議員から、よくやったなというふうに言われるかと思ったら、意外な御質問で戸惑っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。ただいまの村長の御答弁ですが、よくやっただと言われるかと思ったというふうなお話でしたけれども、その点についてはまずもって申し上げました、これについては大いに評価するものであるということをお最初に申し上げておいたつもりであります。その点は御了承願いたいというふうに思っております。

その上で、今の余裕を持ってというお話はよくわかるところであります。しかしながら、事実として、今回の3年間の契約の中に補填される部分については半分までいかない部分であるということについては、確認をしておきたいというふうに思います。

続いて、改定案の算定基礎についてお尋ねいたします。

12月22日に報道された試算では、青木村の保険税の増減率は28.9%と報じられていました。今回の改定案では、3年間で12.7%の値上げとなっています。かなりの乖離があります。この間、1月末に新たな試算が県からおりにしているという情報を得てはいますが、今回の改定案はこの1月試算、すなわち最終確定試算に基づいたものなのでしょうか。

また、最終盤に来てこのように試算が何度も出し直される、今の村長の御答弁にもありましたけれども、そういったことが繰り返される、この理由は何なんでしょうか、お教えてください。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 年間を通じまして算定のデータをそれぞれ県のほうに報告、村のデータとして報告させていただいて算定してございます。

なお、一番大きな変更の点でございますけれども、28年度の試算におきまして、こちらの事務方のほうの解釈のほうがちよっと違いがございました。基金を1,000万円取り崩しております。基金を1,000万円取り崩したんですが、それは赤字補填じゃなくて単純な財源の振り替えという形の報告をする点がございまして、その分を加味した上で最終的な数字が今回

出してきた数字、第4回目の試算、今回が最終の数字ということで固まったわけでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

さて、これまで何点か質問を重ねてまいりましたけれども、そうした中でこの間の試算が揺れていること、そしてまた応能、応益比率一つとっても検討し直す必要があること、さらには基金積み増しが全て3年間で使うわけではないと、そういったこと等が明らかになってきたと思います。そういう部分では、先ほどの村長の御答弁にもございましたが、この3年間、段階的改定案は固定的なものではなく、情勢を見て検討し直す必要があるというふうに私は思っています。

この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 事務方としましては、今回3年の国保税の必要な数字ということで算定をして、計上させていただいております。ただ、これを毎年やるというものでなく、今回はあくまで3年の計画を基本として計画しておりますので、途中計画の変更というものは、やはりよほど大幅な医療費の増減などあった場合、例えば逆に医療費がふえた場合には納付金に反映されて、またふえた場合、また逆に減った場合にはじゃどうするのかという問題がございますが、基本的には3年の計画ということで諮問をいただいている中で計画しておりますので、進めさせていただきたいと思っております。

ただ、今年度また納付金につきましては、また9月から新たに算定のデータを提供しながら数字が固まってくるわけでございますので、その都度、毎年税率を変えるという部分も、やはり被保険者の皆さんにも逆にいろんな不安感を与えてもいけませんし、一番は安定的な運営をするためにはある程度固定をさせていただいた中で、またその状況によりまして判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。若干御答弁と私の考え方に食い違いがあるように思いますが、私としては3カ年かけての段階的改定案、固定的なものではなく検討が加えられなければならないというふうに確認をしたいと思っております。

最後にこの点についてですけれども、医療費削減、健康寿命延伸の取り組みについて質問いたします。

国民健康保険税を引き上げなければならない要因の一つとして、先ほど来、村では青木村の医療費が平成27年度で県内9位の高水準となっていることを挙げています。この医療費を削減し健康寿命を延ばす取り組みに村でも本腰を入れようとされていることは、敬意を表するところでもあります。平成30年度一般会計予算案には、健康寿命延伸プロジェクト委員の報酬、健康寿命延伸計画策定委託料といった項目が見られます。この健康寿命延伸プロジェクトについては、今後の策定を待つということなののでしょうか。本年度打つべき新たな方策はどのようなものがあるのでしょうか。具体的にお話をいただけることがございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

また、健康寿命を延伸させる上で重要な手だてとなる特定健診の健診率についても、直近の数値で教えていただければと思います、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今おっしゃいましたように、健康寿命延伸ということで今後進めていくわけでございます。プロジェクト推進会議を設立しまして、その中でいろいろな情報をいただきながら、みんなで知恵を出し合って、さらに基本的には31年からの5カ年計画をどのように進めるか策定したいと思っております。

なお、やはり健康寿命ということでACEプロジェクトに準じるわけでございますが、一応運動の関係とかチェック機能などございますけれども、今回予算でもちょっと計上させていただいているのは、国保の健診の受診率を上げるということございまして、やはり健診事業の強化が必要ということでありますので、まずは健診費用の助成ということですが、国保の被保険者の皆さんが健診を受けやすいよう自己負担分を一部無料とするふうに考えております。国保の関係で対象年齢は40歳からでございますが、40歳、45歳、50歳と5歳刻みの年齢の方をまずは40歳から70歳までを対象として、その方は無料にしようということで、まずは第一歩とりあえず何か始めようということで考えてございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。ただいま御答弁いただきましたことについては、開会の際にも予算説明の中で5歳刻みでというお話があったことを、大いに歓迎をしたいというふうに思っているところであります。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、坂井議員から第1点目で国保の改定についていろいろ御質問いた

できましたけれども、もう一つ答弁させていただきたいのは、もともとこういうことになった、いわゆる県が保険者になるというこの目的は、長野県は77市町村ありますけれども、3,000人未満の市町村というのが約5割ぐらいあるわけですよ。こういった財政的基盤の大変弱いところをどうやって救っていくか、安定させるかということが一つの目的であるわけでありまして、私どもの村にとりまして大変これは、そういう意味ではプラスになるだろうというふうに思っております。

それで、最終的に県は将来的な保険水準を県全体で統一したいという考えを持っております。ということで、先ほど3年というお話が出てまいりましたけれども、県は保険料の水準の統一に向けたロードマップについて市町村と意見交換しながら、その方針について、次期改定時期3年後までに検討するというふうに言っておりますので、こういう中で私どもも、坂井議員が言ったことは、もっともなところもありますので、私どもの意見を伝えてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの特定健診のことについて質問を続けたいと思ひます。特定健診の受診率については、おわかりでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 28年度でございますが、特定健診につきましては受診率は42.5%になっております。

あと、もう一点でございますが、先ほど国保の滞納数の関係でございます。率ですが、全世帯のうちの10.4%となっております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。10.4%ということについて言えば、先ほどの私の1割程度という言い方で大体合っているということで続けさせていただきたいと思ひます。

それでは、健康寿命の延伸に向けたさまざまな手だてを今後考えていただけるというふうに思っておりますが、その一方で医療費削減を声高に唱えること、これは必要な医療を受ける機会を奪うことにもつながりかねないという危険性も持っています。医療費が低額に抑えられている自治体の中には、地域的に医療体制が十分整っていないことも要因となっている

のではないかと予想される自治体も見受けられます。医療費の削減は結果であり、健康寿命延伸こそが目標であることを見失わないようにして進めていただきたいと思います。

さて、特定健診の健診率ですが、この数値は住民の健康に対する関心度をはかるバロメーターとも言えるかと思います。青木村では、ただいま御答弁いただきました42.6%ということでありましたけれども、その前の年、27年度40.6%、その前年35.5%、前々年38.4%、30%台で推移をしてきました。これを42.5%に引き上げたということについては、御努力に敬意を表するところであります。

このことについて、国はこれを60%に引き上げるということを勧告しているのではないかと思います。保険者努力支援制度でも、その評価項目となっているかと思います。平成27年度の青木村の健診率40.6%、これを県内で見ますと低いほうから13位となります。また、健診結果に基づいて行われる特定保健指導の実施率、青木村は平成27年度8.0%、極めて低い数値です。25年から27年までの3年間、毎年1桁台なのは、実に県内で青木村のみです。

一方、修那羅峠を越えた隣の村、麻績村は健診率が67.4%、県内トップの喬木村71.5%に迫ります。特定保健指導も81.3%と高水準です。健診率、保健指導ともにこれほど高いのはなぜなのか、麻績村を尋ね、お話をお聞きしてまいりました。

青木村と異なる点、同じ点もあるわけですがけれども、特定健診を集団健診のみとしないで、かかりつけ医による個人健診も行っている。また、集団健診、青木村も春、秋の2回実施となったかと思いますがけれども、麻績村では春、秋それぞれ3日間実施し、うち1日は土日の休日を入れている。そして、それでもなお受診しない方には、1月に個人健診を促す文書を送付しています。さらに、健診を受けた方全員を対象に個別訪問し、健診結果を伝え、保健指導をしています。保健師の数は3名です。また、若年健診と銘打って、特定健診の対象とならない20歳から39歳までの住民の健診も行っています。そのことが健診への習慣づけとなり、特定健診の受診率を高めることにもつながっていると言います。青木村よりも人口が少ないために実施できている事業もあると思いますが、こうした健診率を高める工夫をしている自治体に学ぶべき点はないでしょうか。

上田市では、ことしから特定健診を全て無料にしています。

ただいまの御答弁、5歳刻みで無料にする、一歩進め、全員無料というふうにしてみてはいかがでしょうか。

また、上田市と東御市では、数年前から特定健診受診者に対するポイント付与制度を始めています。この点については、先ほど松澤正登議員からも質問の中にもありました。保健講座

やウォーキング、健康イベントに参加してもポイントがもらえます。このような冊子をつくってPRをしております。たまったポイントは、運賃低減バスの乗車券、あるいは市内の温泉施設、体育、民間スポーツ施設、そういった各種施設や農産物直売所の利用券にかえることができます。

3月3日の信毎には、木曾村でも同様の健康ポイント事業を始めることが報道されておりました。こうした個人へのインセンティブも保険者努力支援制度の評価項目になっています。

保険者努力支援制度を活用し、国からの補助金を引き上げ、国保税の減額に結びつける努力も、これまで以上に本気で進めていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今さまざまいろいろ他市町村のお話もお伺いさせていただきまして、大変一つの参考にさせていただければと思っておりますし、大変素晴らしいことをやっているなというふうに感じております。

今回健康寿命ということで青木村も本腰を入れましたので、今盛りだくさんのお話もありました。確かに本日の新聞にもありましたけれども、いろんなポイント制度というのも私どもも以前より関心があるところがございますが、一体じゃどのようにするのかということで、こちらプロジェクト推進会議もできた上で、こちらも一つのチームとしていろんなアイデアをいただきながら、また議員さんからもアイデアをいただきながら、青木村として何ができるのか検討させていただきたいと思っております。

確かに上田市さん、健診が無料ということで、私も最近、ああ、すごい、よくできるんだという感じがしたわけでございますが、やはり国保全体の会計の中でどの程度できるか、やはり基金の状態とかそういう原資の関係もございますけれども、やはり健康一番に考えていろんな手だてを今後考えていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 坂井議員の質問の中の前段で、医療費が高いのは云々というお話がありましたけれども、決してお医者さんにかかるなということを言っているわけじゃなくて、私は早期にかかっていたきたいと。それは、何も国保税とか青木の役場の行政の税金がと言っているわけじゃなくて、御本人のためですよということを、まず共通の議論のベースにしようではありませんかというのを提案させていただきたいと思う。

それから、保健師が3名とおっしゃいましたけれども、幸いにして4名になりました。

○2番（坂井 弘君） 麻績村ですか。

○村長（北村政夫君） 我が村。先ほど麻績村の話ですか、失礼しました。

それから、先日保健指導員の委嘱式がございました。2年間、大変御苦勞いただきました40名を超える皆さんでしたけれども、健診がいつありますよと、特にうちの場合を見ると2回も来ていただいているいろいろ御説明いただいたりしてやって、あなたのうちはこの健診、あなたはこういう受検できるとか、そう本当に細かくやっていただいて、きめ細かくやっていただいているなというふうにして、本当にこの皆さんには感謝をしたいというふうに思います。そういうことで、つまり御本人の医療費というか健康ですよ、本人の健康のためにということでもあります。幸いにして診療所が2人体制に4月からなるということになりましたので、そういうことでも時間がかかってというようなお話がありましたけれども、村内でこういうことができれば早いうちに本人も、結果として全体の医療費も安くなるんじゃないかと、こういうようなこともやっていきたいと思っております。

それから、けさも生坂村の話、ポイント制の話が出ていましたけれども、それぞれやり方いろいろあるかと思えますけれども、まずは私どもは本人の自覚を促すということが一番ポイントだろうというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

先ほどの村長の医療費の部分については、思っていること、目標は同じであるというふうには理解をしております。私の言い方の中で言ったことについて引かなかったのかと思えますけれども、一般論として申し上げた部分でありまして、青木村がというわけではございません。方向は同じ方向を向いているというふうには理解をしております。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

人工内耳装着者への助成制度創設についてお願いいたします。

人工内耳、聞きなれない言葉かもしれませんが、若干の説明を申し上げたいと思います。

人工内耳は現在世界で最も普及している人工臓器の一つで、聴覚障害があり、補聴器での装用効果が不十分である方に対する唯一の聴覚獲得法だと言われております。未発達または損傷を受けた内耳にかわり、音の信号を脳に伝える電子医療機器です。

人工内耳は、手術で耳の奥などに埋め込むインプラント、そして音をマイクで拾ってデジタル信号に変えインプラントに送る体外部とからなり、この体外装置をサウンドプロセッサーあるいはスピーチプロセッサーと呼んでいます。体外部は耳かけ式補聴器に似た格好をしているものが主体ですが、近年耳にかけず後頭部に取りつけるコイル一体型の体外装置も製

品化されています。

成人の人工内耳手術の適用基準は、1998年には90デシベル以上の重度難聴者とされていましたが、昨年の見直しでは70デシベル以上90デシベル未満でも適切な補聴器装用によっても最高語音明瞭度が50%以下の高度感音難聴者まで適用範囲が広がられています。また、小児の適用基準については2014年2月に見直しがされ、1歳以上の小児への両耳装用が実質的に認められるようになりました。

人工内耳手術の件数は、2005年には年間400件程度でしたが2014年には1,000件程度となり、10年間で倍以上に増加しています。このうち7歳未満の小児の割合が半数近くを占めるようになってきました。

人工内耳装用者は現在全国に1万人以上いらっしゃるかと推定されています。青木村ではどうでしょうか。実態を把握していらっしゃいましたら、お教え願いたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいまの人工内耳装着者の村内の関係でございますが、申しわけございませんが、こちらでは特に届けの関係もなく、現在把握している人数はゼロでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

村としては村内の在住者について把握している部分についてはないというお答えでしたが、実は青木村の住民の中にも人工内耳を装着されている方がいらっしゃいます。過日、その方から御相談をお受けしました。突発性難聴から60歳間際で聴力を失ってしまった方です。

人工内耳の埋め込み手術にかかる費用は、総額400万とされています。内訳は、人工内耳の装置が260万円、手術費用40万円、入院費等で100万円です。しかし、自立支援医療制度や高額医療費制度の対象となるため、自己負担は限度額までの負担で済みます。

ところが保険適用とならない維持費が思いのほかかかります。故障のほか、製品のシステム開発、性能アップなどにより、体外装置の更新を余儀なくされる場合があります。価格は120万円。愛用者特典を使っても、70から80万円はかかるとされています。先ほどお話しした相談に見られた方は、装用を始めて16年だそうです。既に3台目の体外装置を使用されているということです。

人工内耳の体外装置を作動させるには、ボタン電池や単3電池、充電電池などが用いられます。耳かけ式の装置にセットできる充電電池は1万9,000円、相談に見られた方は充電電池を2

個持っていて、毎日交互に充電して使っていて、2年間使用すると買いかえているということです。ボタン電池を使用した場合も消費電力が大きいので、電池代だけでも2,500円から3,000円はかかると言います。このほかにも別売りのアクセサリとして防水防塵装置が2万7,000円、無線システムを使ってマイク音声や電話、テレビ音声などをダイレクトに体外装置に届けるワイヤレス機器がそれぞれ3万8,000円ほど、リモートコントロール装置2万6,000円ほどで販売されています。

こうした経費に村として助成することはできないでしょうか。これまでに人工内耳装用者に対する助成制度を設けている自治体並びに助成内容について把握していらっしゃいましたら、教えてください。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 人工内耳装着者への助成制度を設けている関係でございます。まずは、今回の対象ということでございますが、議員さんおっしゃられたとおりでございます。その中に内容としましては、障害者の日常生活等を総合的に支援するための法律の規定により重度障害者等が対象になるということになってございますが、私どもでわかる範囲でございますが、県内22市町村に助成制度があると伺っております。内容につきましては、対外機助成が上限20万円となり、聴覚障害者で人工内耳装着後5年以上経過したものが対象となります。イヤモードにつきましては、9,000円から9,432円を助成をするものというふうに認識しております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

4月20日の信毎で、県内松本地方を中心にした地域で、昨年4月以降助成制度が広がったということが報道されております。ただいまお答えいただきました22市町村ということでしたけれども、対外機20万円がほとんどかと思いますが、大町、白馬、小谷では上限80万円というふうな制度を設けているところもあるように聞いております。全国では、対外機助成155自治体、電池代助成129自治体というふうな状況が生まれています。

さて、昨年6月議会で金井とも子議員とともに、私は補聴器の購入補助を訴えました。子供の学びを大切にしようとする村長の御英断で、子供たちに対する補聴器購入助成制度を実現していただきました。しかし、高齢者の補聴器購入補助については見送られたままとなっています。近い将来、高齢者への補聴器購入補助についても実現していただくことをお願いしつつ、1歳児から高齢者まで対象となる人工内耳装用者に対する助成制度も構築していた

だきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 青木村としましては、人工内耳装着者の助成ということでございますが、現時点、来月30年4月からでございますが、対外機助成が上限20万円の助成ということで考えております。ただ、これは今初めに申しましたように、重度障害者、その法律に基づく者の方が対象ということで、まずその制度の関係を運用したいというふうに考えてございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 前向きな御答弁、大変ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

3点目の質問に入らせていただきます。土砂災害の防止、復旧工事についてであります。

昨年8月の集中豪雨、そして10月の台風などの襲来で、村内では多くの土砂災害が発生いたしました。建設農林課を中心に鋭意復旧工事を進めていただいているところでありますけれども、昨年の土砂災害の発生状況並びにこれに伴う復旧工事、具体的にどのような形で進められているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 本年度につきましては、今議員さんのほうからもお話がございましたとおり、8月と10月の豪雨の際にのり面等の崩落が数カ所発生してございます。内容は、村道でのり面の崩落が沓掛、あと当郷ですね、それぞれ1カ所ずつで2カ所、また、農地で畑ののりが崩れた箇所、村松で2カ所ですかね、それから、民地ののり面の崩落、夫神で1カ所、計5カ所が主立ったところでございます。あとは水路等が閉塞して水が吹いて少しいたずらをしたというような箇所は何カ所かございましたけれども、主立ったところはそんなところでございます。

復旧の状況と経費の関係でございますけれども、道路につきましては、沓掛地区につきましては、もう既に工事が完了してございます。当郷につきましては、発注がもう済んでおりまして、3月末には完了という予定でございます。いずれも村の単独事業で工事を実施いたしました。

農地ののり面については、規模とすれば災害にとれるというような規模ではなかったということで、原則は地権者の対応となるわけでございますけれども、今回の事例は土砂が農業用水路に入り込んだというようなことで、地元の農水保全会の皆さんが水路を守るという考

え方の中で、土どめの木柵を設置していただきました。受益が広範囲にわたるといふ地域の活動ということで、村のほうでもその辺については材料を少し支給させていただいた経過がございます。

それから、また、夫神の宅地ののり面が崩落した箇所につきましては、こちらも村の部分については発注は済んでおります。年度内には完了の予定でございます。道路の安全を守るために、のりどめといひまして、のりのこちらの部分をのりどめする工事については村が実施をして、民地の部分については地権者のほうに御負担をお願いしているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

今民地にかかる部分の村としての部分はのりどめをしていただくというふうなお話をいただいたところでありますけれども、その民地の部分であります、具体的には今回崩落を引き起こす要因となったのは、かつて村道を拡幅する際に崩落地の基礎部分を削ったことによって勾配がきつくなった、そしてさらに数年前には、そこにあった木を、冬場の凍結を防止するために伐採するように要請を受けて切り倒したと、そしてそこに今回の自然災害だったというふうに聞いています。村で負担する部分もあるということでもありますけれども、民地にかかる部分についても、民地であるから民地の責任ということも言えるかとも思いますが、一方でそうした状況を鑑みたときに、個人の管理責任ということに帰してしまうのは余りに酷かなというふうに思われるところであります。

そうした点で、こうした部分についても状況を鑑みて、公費を注ぐというふうなことはできないのかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、坂井議員のお話の中に村道を広げるときに官が、いわゆる役場が個人ののりを切ったという意味の御質問ですかね、というふうに聞こえましたけれども、構造を見ますと、当時役場が土地を買ったのは反対側に買っているんですよ。ですから、役場がそこを大幅に切ったというのは、そのことからあり得ないなというふうには思ひます。しかし、そうはいいながらも水路は既存のところに入れてありますから、何らかの工事はしたのかもしれないけれども、上を削るような大工事ではなかったというふうに思ひます。その水路があったからこそ、今回あそこで土砂がとまらずに、下の家庭とか道路全体を塞がなくてカバーできたかなというふうに思ひます。

それからもう一つ、御質問の中にありましたように木を切ったということでもありますけれども、これは私が聞いたところでは、地区の大集会で上に住んでおられる方が冬になるとあそこは凍ってということなので、日陰で雪が凍ってという話のことから、切ってほしいということがあって切ったということに聞いておりますので、役場、行政がしたということではございません。ということをお前提に御質問いただければありがたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 木を切ったことについては役場の要請ではない、地区の要請であるということは存じ上げております。それから、道路拡幅について水路だということ、正確には水路ということなのかもしれません。

しかしながら、水路の拡幅工事によってその部分を広げた、そのことが傾斜をきつくするというにつながっているというふうなことだというふうに私は理解をしております。

さて、そうした中で公費投入のことについてですが、この点についてはどうなのでしょう。手だてというのは、ないものなのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 前提が違うんでということを申し上げたいんですけども、これは今設計している図面なんですけれども、下流側、上流側、いわゆる〇〇さんの家の畑から道路側、幹線道路もそれから側道のほうも、あの勾配は一定ですよ、崩れたところも崩れないところも。ということですから、官がそこを大幅に切ったということではないと私は先輩たちから聞いてもらったり、それから地元の人から聞いております。

ただ、〇〇さんは一部そういうようなことをおっしゃっていることがあるかもしれませんが、私どもはそうは思っておりません。しかも、公図から見ると私ども、繰り返しになりますけれども、反対側、〇〇さん家の反対側を道路を広げているんですよ。ですから、削る必要はなかったということをお前提として御質問いただければと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 申しわけありませんが、ただいま村長の御答弁の中で固有名詞が出てまいりましたが、削除していただけますでしょうか、議事録から。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） あえて〇〇というふうに言わせていただきましたけれども、それも必要でしたら削除いたします。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ○○ではなく、日本名で出た部分がありました。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） じゃ、それは日本語出たのは取り消しをさせていただきます。

しかし、私が言うのは、その場所を特定しないと議論にならないものですから、あえてそういうふうに言わせていただきました。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） わかりました。前提の違い等について食い違った部分もございしますが、しかしこうしたところについて、何らかの助成ができないものかなというふうに私は思っております。こうした土地というのは結構あるんじゃないかなというふうに思うんですね。例えば道路管理という面からして危険だなと思えるようなところ、今後自然災害等でそうした部分が起きるんじゃないかという危険性があるようなところ、そうしたところに手を打っていくということができないものかなというふうに思うところなんですね。

そうした場合に、例えば村道に近いそうした急傾斜地においては、一部を買い上げて村有地化することで防止措置をつくるとか、あるいは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律というのがあるかと思うんですが、傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上、そして危険を及ぼすおそれのある家5戸以上という場所でないと指定できないようなのですが、この条件をクリアしているかどうかというところは微妙な部分がありますけれども、これに近い状態であるというふうなことを考えたときに、そうした部分、今回の部分を含め、今後のことについて等も考えながら、何らかの公的な措置についてお願いできないかというところがあります。

お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私のほうから、その夫神のことについてまず答弁させていただきたいと思っておりますけれども、崩落後、私も何回も行きましたし、担当者も何回も行きました。一番、その担当するお宅が安くできる方法で安全な方法を私どもは何回もいたしましたし、私どもでできることについては、こういった絵を描きながらなるべく軽減をする方法を相談しながらさせていただいております。

一般的なことについては、担当課長から答弁させます。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 議員さんのおっしゃることはよくわかります。原則今の話、

民地側というのは民地で地権者の皆さんに対応していただくということになるかと思います。対応に策が必要になってくる場合については、今お話の中でもございましたが、換地の中で行う、あるいは必要があれば買収をして防水措置をしていくと、そういうような立場は変わらないというふうに思っています。例えば村が道路改良で土地を求めるような場合もございます。そんなようなときに、削ることによって危険が生じるということになれば、その対策というのはその工事にあわせて実施をしておりますので、基本的な考えはそんな考え方でっております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

残り時間1分の掲示になっております。大変長い時間質問いたしました。多岐にわたりお答えいただきまして、大変ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 2番、坂井弘議員の一般質問は終了しました。

通告のありました7人の議員の質問は全て終了いたします。

◎総括質疑

○議長（沓掛計三君） 引き続き会議を進めます。

これより平成30年度一般会計及び特別会計の予算についての総括質疑を行います。

総括質疑のある方。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 議案8号の部分でございますが、これは新規の条例だと思いますが、我々も私も団塊の世代ということで大変介護のほうでは、今後お世話になる塊の中にいる議員でございますけれども、やはり健康長寿というようなことが一番大事なことだと思うんですが、この議案の8号と10号については、居宅介護……

○議長（沓掛計三君） ちょっと宮下議員、悪いですね。

一般会計と特別会計に関する総括質疑やっていますもので。予算に関するものであればいいですけども、それ予算に入ってきていますかね。

課長、予算に入っている、条例。入っていない。

それじゃ、悪いけれども、それは委員会の全体審議の中で、またよろしく願います。
ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 以上で総括質疑を終了します。

◎委員会付託

○議長（沓掛計三君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第28号から議案第34号までを常任委員会に付託したいと思います
ますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） それでは、資料を事務局より配付いたします。

[事務局資料配付]

○議長（沓掛計三君） それでは、お手元に届きましたでしょうか。

井古田事務局長より内容について御説明申し上げます。

○事務局長（井古田嘉雄君） 今お手元の資料のほうをごらんいただいて、ちょっとページが
振ってありませんので申しわけありませんが、表紙の関係をごらんいただいて、今回は議案
の28号から34号まで、平成30年度の一般会計並びに特別会計が付託の案件となります。右
端には、付託の各委員会の名前が記載されておりますので、それに従ってお願いをいたした
いと思います。

続いて、次のページからは、一般会計の歳入と歳出別のページ数が記載されているもので
す。各委員会の中で御協議いただくときに、このページを頼りに御協議をいただければと思
います。委員会名は、やはり右端に振ってあります。

最後のところになります。歳出になります。ページで言うと、32から最後159ページま
でということで、一般会計のそれぞれの項目ごとに記載をしてありますので、よろしくお願
いをいたします。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 何か不明な点ございますか。よろしいですか。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） それでは、以上で委員会の付託を終了します。

◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会といたします。

散会 午後 4時18分

平成 3 0 年 3 月 1 6 日 (金曜日)

(第 3 号)

平成30年第1回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成30年3月16日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議案第 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 2 号 課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 4 号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5 号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6 号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 号 青木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8 号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例について
- 日程第 9 議案第 9 号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 10 号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 11 号 青木村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 12 号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 13 号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 青木村授産所利用料徴収条例等を廃止する条例について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 道の駅あおきの設置及び管理に関する条例について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 道の駅あおきの指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 青木村田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 青木村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 寄附採納について
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 教育長の任命について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度青木村一般会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度青木村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度青木村簡易水道特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度青木村別荘事業特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度青木村介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 5 請願第 1 号 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを求める請願書について

出席議員（10名）

1 番 宮 入 隆 通 君

2 番 坂 井 弘 君

3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務課長 兼 事業推進 室長	井古田嘉雄君	建設農林課長	片田幸男君
住民福祉課長 兼 保健衛生 係長	花見陽一君	教育次長兼 公民館長	横田孝君
保育園長	多田治由君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山俊樹君
建設農林課 長補佐兼 建設係長	宮下剛男君	住民福祉課 長補佐兼 上下水道係長	若林喜信君
住民福祉課 長補佐兼 地域包括セ ンター支長	宮澤章子君	住民福祉課 長補佐兼 住民福祉係長	上原博信君
建設農林課 長補佐兼 農業振興係長	奈良本安秀君	税務会計課 長補佐兼 資産税係長	高柳則男君
総務課長 兼 事業推進 室長	稲垣和美君	総務課長 兼 事業推進 室長	小林利行君
総務課長 兼 事業推進 室長	塩澤和宏君	総務課長 兼 事業推進 室長	小林宏記君
教育係長	横沢幸哉君	商工観光 課長補佐 兼 観光課主 事	津田直樹君

事務局職員出席者

事務局長	井古田嘉雄	事務局員	稲垣和美
------	-------	------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（沓掛計三君） 皆さんおはようございます。
定刻になりましたので、本日の会議を開会します。
-

◎議事日程の報告

- 議長（沓掛計三君） 本日の日程は、最初に委員長報告をいただき、議案第1号から議案第34号まで質疑、討論、採決の順で行います。
なお、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会の現在までの取り組みについても、経過報告として委員長報告をいただきます。
また、新津商工観光移住課長並びに上原商工観光移住係長については、それぞれ親族の葬儀及び病氣療養のため欠席しております。かわって同課の商工観光移住課、津田主事の出席を求めていますので、御承知を願います。
-

◎委員長審査報告

- 議長（沓掛計三君） それでは、各委員長より、委員会審議の内容について報告をお願いします。
最初に、総務建設産業委員会における質疑内容について、委員長より報告を願います。
堀内総務建設産業委員長。
○総務建設産業委員長（堀内富治君） 青木村議会議長、沓掛計三殿。総務建設産業委員長、堀内富治。
総務建設産業委員会に付託されました案件につき、審査の結果を会議規則第74条の規定により報告をします。
議案第28号 平成30年度青木村一般会計予算の認定について、歳入では、村民税の特別徴収の推進状況、入湯税の増額の理由、歳出では、役場庁舎の空調にかかわる設計委託料、

地域おこし協力隊の状況と今後の採用予定、地方創生プロジェクトの取り組み、千曲川ワインバレー特区の取り組みについて、さらに、昆虫資料館の運営状況、道の駅の管理委託料の内容、道路新設改良費などについて活発な、非常に建設的な質疑がございました。村長初め担当職員から詳細にわたりまして説明がございました。

限られた財源の中で、第5次長期振興計画後期基本計画、2年目を迎えるに当たり、村民のために積極的な取り組みについて評価をし、「日本一住みたい村」の実現に努め、引き続き努力をお願いしたいというようなことがございまして、賛成討論として、そういう論議がされまして、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第31号 平成30年度青木村別荘事業特別会計予算の認定について、区画の販売、転売の状況、今後の除雪体制への対応などについて質疑がされ、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 続いて、社会文教委員会について、委員長より報告を願います。

居鶴委員長。

○社会文教委員長（居鶴貞美君） 青木村議会議長、沓掛計三殿。社会文教委員長、居鶴貞美。

社会文教委員会に付託されました案件につきまして、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により御報告をいたします。

議案第28号 平成30年度青木村一般会計予算についてです。社会文教委員会関係部分であります。

教育委員関係では、ALT派遣委託料、中学校のICTの整備、インクルーシブ教育システム体制整備のためのスーパーバイザー等について質疑応答がなされました。

住民福祉課関係では、障害者支援事業、乳幼児・児童への子育て支援事業、健康寿命延伸プロジェクト推進会議、健康管理システムへの更新、青木診療所施設等整備基金などについて質疑応答がなされ、鋭意整理された予算と認め評価しますとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第29号です。平成30年度青木村国民健康保険特別会計予算についてであります。

国保税の算出根拠、激変緩和の内容、基金の状況と、これまでの経過、健康診査料及び人間ドック補助金の算出根拠について質疑応答がなされました。討論なく、国保税値上げは反対だが、資産割の廃止や法定外繰り入れを含む激変緩和措置等は評価し、予算案自体は賛成

との意見があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第30号 平成30年度青木村簡易水道特別会計予算についてであります。

公営企業会計移行に関する内容や経費について、市ノ沢浄水場稼働による村内の水道水の供給状況、水道機械設備損害保険の対象や村単事業工事請負費の内容、また、水道管理者育成のための経費について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第32号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてであります。

浄化センターの脱水汚泥の処理に係る処理事業者の内容や継続的な受け入れの確保について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第33号 平成30年度青木村介護保険特別会計予算についてであります。

今後の介護保険料及び介護保険事業運営の見通し、歳入における介護給付費にかかわる内容について、介護予防、地域支え事業内容について質疑応答がなされました。保険料の値上げについての反対討論、給付の増大や少子化の中で、制度を運用していかなければならないから値上げもやむなしとの賛成討論があり、賛成多数にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第34号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

一般会計予算との関連について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上であります。

○議長（沓掛計三君） 続いて、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会における取り組み及び審査内容について、委員長より報告を願います。

宮下委員長。

○道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員長（宮下壽章君） 青木村議会議長、沓掛計三殿。道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員長、宮下壽章。

本委員会における調査の結果を、会議規則第74条の規定により報告いたします。

平成29年6月議会定例会において、重点道の駅あおきの拠点化プロジェクトについての調査研究機関といたしまして設置いたしました全議員による道の駅あおき高機能拠点化プロジ

ェクト関連事業（継続）特別委員会の平成29年12月定例会以降の取り組み状況について御報告をさせていただきます。

平成29年12月15日に第5回目、また平成30年1月15日に第6回の特別委員会を開催いたしまして、村長、担当課長及び担当職員から、現在建築中の包括的情報提供施設の進捗状況について説明がありました。また、現地確認も行いました。

委員からは、本施設の利用方法、提供される情報の内容等について質疑が、また意見が出されました。平成30年4月より、一部長野県が施行する主に駐車場部分であります。工事が残りますが、リニューアルされました道の駅がオープンとなります。本施設が村内外から広く親しまれ、産業、観光、交流、防災などの多機能な拠点化施設として利用されることを要望いたしまして、委員長報告といたします。

○議長（沓掛計三君） 委員長報告が終了しました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） これより議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 時代の要請で組織を変えるということだと思いますけれども、今まで第2分団で管理していただいていたポンプ車を独立したポンプ車班をつくると、そういうことのようなんですけれども、この背景、こういう背景だからこうするんだよというのをお聞きした点もあろうかと思えますけれども、それから、現時点で考えられるメリット、デメリットはないと思うんですけれども、それと財政的なもので何かある程度変化があるのかどうか。それから、団員に対する負荷はどうなんでしょうか。それともう一つ、訓練等はどうやっておやりになるのか。高度な機械を使うので、それなりの訓練があつて機械がそれなりの十分性能を果たせるのかなと、そんなように思いますので、以上、何点かお尋ねをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） まず、御質問に対してですけれども、経過から申し上げますと、その昔は青木地区の団員の者で構成されて、ポンプ車も管理をさ

れていたと。それが4分団に変わり、さらに2分団制に変わってきたという経緯になります。

2分団制になったときもそうなんですけれども、本来、青木地区にいる方でやっていたことが、これがもうかなわなくなったことで、2分団になったときも、やはり全体から選抜をしてチーム編成なりをして管理もしてきたというふうな経過がございます。

ここへ来てになりますけれども、本来、ポンプ車なるものも有事の際もそうですけれども、より早く出動する体制づくりが重要なことですので、来年からは、しっかりとしたポンプ車班というものを構成をした中で、今後対応をしていかななくてはいけないというのが一番の根底かと思います。

人数につきましては、ポンプ車班、全体で15名で組織をいたします。その中で大会等の出場もございまして、それから、ふだんの有事の対応もしていかななくてはならないと。その中で、青木では3名の方が入っております。それから、村内の在勤で申しますと、4名の方がいます。いざということになるわけなんですけれども、全てこの人がそろっているわけではございませんので、役場の職員で構成をしています本部班も当然加わって、有事等の対応はしていかななくてはならないというふうな、大変昔から比べれば厳しい状態になっているかと思えます。

予算的なことは、設備等はもう既に全部整備をされておりますので、一番はこのポンプ車なるものを運用する人の力になるかと思えます。そんなことで今後はやっていきたいと。当然、中には新しくポンプ車班になる班員もいますので、このメンバーで、もう既に引き継ぎ等は終わっておりまして、日ごろから訓練も、このメンバーで当座はやっていきながら、有事等の対応はしていくということでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 総勢が15名、青木の方が3名、本村在勤者が4名というふうなことなんですけれども、一番はやっぱりいかに駆けつけてもらえるかというのが大事だと思うんですけれども、そうはいっても、皆さんそれぞれ仕事をお持ちになっているので、できる範囲の中で、ベストを尽くして所期の目的が達成できればいいかなと、こんなように思いますが、わかりました。

○議長（沓掛計三君） 答弁よろしいですか。

○10番（山本 悟君） はい。

○議長（沓掛計三君） ほかにございませんか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） すみません。私、社会文教委員をずっとやっておりましたので、こちらの関係のことは詳しくないので教えていただきたいんですが、ポンプ車は何台あって、どこに配置されているんでしょうか、お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） この中で言っていますポンプ車というのは1台でございまして、役場の下に消防庫なるものがございまして。その中におります。それともう1台、ポンプ車ではなくて、可搬のもののはり車タイプのものがございまして。これは役場の職員、本部班のほうで管理をしている。計、車という意味では2台を管理しております。

○議長（沓掛計三君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 次に、議案第2号 課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第2号 課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 次に、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第4号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第4号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第5号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論に参加をいたします。

国保税被保険者に、より一層の荷重負担を強いることとなる国保税の値上げ提案については、既に本会議一般質問において問題点を明らかにし、反対を表明してきたところです。

ただし、先ほどの社会文教委員会の委員会報告にもございましたように、平成30年度の改定となる資産割を廃止すること、条文で言うところの第2条2項から4項並びに4条、7条、9条の改正については、大いに賛成をするものです。

また、所得割の率の改定、条文の3条1項並びに6条、8条の改正については、応能割部分の改定であることから、一定理解をいたします。しかし、平成31年度の改定となる均等割額の改定、条文で言うところの5条、7条の2、9条の2並びに32年度に改定となる平等割額の改定、条文5条の2、9条の3の改正については、応益割になる部分の大幅値上げであり、認めることはできません。また、これらに伴う第23条の改定についても同様です。

平成31年度並びに32年度の改定も含めて本条例が提案されていることから、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については反対をいたします。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかに反対の討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） それでは、賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） それでは、討論終結、採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（沓掛計三君） 賛成多数。

議案第5号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第6号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第6号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第7号 青木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第7号 青木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第8号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） これは、新規に取り入れた条例だと思うわけですが、これから団塊の世代等が高齢化してまいりまして、要介護者がふえてくるのが目に見えております。今までは各特養ですとか、施設からのそういう収容することが可能だったんですが、これからはちょっとその点はだんだん不足してくるんじゃないかなということから、だんだん居宅ということが大幅になってくるかと思うんでございますけれども、この内容を見ますと、人数的

にも大分ふえてくるんじゃないかなと思うわけです。我々の団塊がそうなった場合には、今の介護支援事業者、これは具体的に青木村ではどういう体制なのか、ちょっと詳しく御説明いただきたいですが。

○議長（沓掛計三君） 宮澤介護支援センター長。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 居宅介護支援事業所と申しますのは、在宅の介護サービスを受けられる方が、毎月ケアプランに基づいてサービスを受けられますけれども、そのケアプランを立てる介護支援専門員、ケアマネジャーさんと言いますけれども、その方々が所属する事業所のことを申します。

青木村の村内におきましては、レポートあおきさんの事業所1カ所となっております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 居宅というふうになってきますけれども、過去は3世代で生活されている皆さんが大分多かったです、最近は何れも、若い皆さんは若い皆さんで生活し、年寄りも年寄りで生活するというようなことで、独居あるいは老夫婦2人という家庭が大分見受けられるんですが、その老夫婦2人が暮らしていた場合に、片方が介護するような状態になった場合に、非常にそれなりの負担があると思うんですが、そういった場合に、村としては、今のケアマネの皆さん、それから特養の皆さんということだそうなんですが、これで十分賄えるのかどうか、人的な人数としまして。今の現在の数字で間に合うのかなという、その辺のところ。

○議長（沓掛計三君） 宮澤地域包括支援センター長。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） ケアマネさんの事業所は、村内には1カ所なんですけれども、他市町村さんにも事業所はたくさんありまして、現状では5カ所ほどの事業所さんに、介護のサービスのケアマネジャーさんの事業所をお願いしている状況でございます。

今回の改正につきましては、権限移譲につきましては、高齢者の方が、今おっしゃったとおりの住みなれた地域で長く生活していただくためには、高齢者の方も自立支援に向けた介護サービスの計画というのがとても大事になってきてまして、医療とか介護、それから生活支援、介護予防とかを一括して充実させていく地域包括ケアシステムというところがうたわれておりますけれども、その一環ということになっております。

その一番地域でケアマネジメントをしていく役割を担ってくるケアマネジャーさんの育成ですとか、それから支援に市町村が積極的にかかわることが必要ということの趣旨から、今

回、今まで都道府県に権限がありましたこの居宅介護支援事業所の指定権限を市町村に移譲するということになったという経過でございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） そういう場合に、訪問回数というのは週何回ぐらいになるか、やっぱりその度合いによってですか。

○議長（沓掛計三君） 宮澤地域包括支援センター長。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） ケアマネジャーさんの訪問とか、具体的な内容につきましては、ケアマネジャーさんと家族、それはその方の介護度によりまして、必要に応じて変わっていくものなんですけれども、この条例のことにつきましては、その行う事業所の指定ということについて村が行うように変わったというところでございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第8号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第9号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 介護保険というものがどんどん上がってきている状態にあるんですが、私もちょっと調べてみましたところ、平成12年から始まっておる取り組みでして、当初は、1期目は月額が2,911円で年額が約3万5,000円ということであったわけですが、これが3年1期としまして、今回7期ということになります。

このころから見ますと、ほぼ倍になっておるわけですね。今回の場合、これは別表のほうの保険料を見ますと、第1段階、第2段階、第3段階は抑えているということでございますが、第5段階が一応ずっと標準としてやってこられたんですが、それでも現在は月額として6,000円、年額として7万2,000円ということです。高齢者にとっては非常に値上げというのが響いてくると思うんですね。年金等の引き下げとか延長ですとか、いろいろ出てきておりますので、これからどんどんこういう状態が続いていくのかどうなのか、見通しはいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回の条例の改正案でございますが、第6期におきましては、基準の方で月額5,700円を300円の引き上げで6,000円になるということでございます。ちなみにでございますが、第1期の介護保険料でございますが、2,268円でした。それが平成12年度のスタートとなってございます。また、その当時の介護給付費につきましては、2億7,100万円余りということでございます。それが第6期、平成27年度からですが、それにつきまして、介護保険料は基準で5,700円、また、参考としまして平成27年度の介護給付費は5億4,000万円余りとなってございます。

経過の中で、介護給付費も上がってきている中で、それに伴いまして、やはり保険制度でございますので、保険者の皆さんで相互の負担をしていただくという仕組みになってございますので、どうしても引き上げせざるを得ない状況でございます。

その中で、今後でございますけれども、やはり、第7期を鑑みますと、介護給付費もそうですが、被保険者の状況もある中で、どうしても引き上げをしないと、その財源として賅えない状況になってまいりますので、第7期は300円の引き上げでございます。また、それ以降につきましても、介護の方のを検討します中では、やはり見通しとしては、伸びる傾向で

あるというふうに現段階では判断しております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） もう1点伺いたしますが、今現在、第1段階から第10段階まで設定されていますが、村内においての第1段階から第10段階までの人数は、各段階でどのくらいになっていますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 第10段階におきまして、第5段階が基準というふうになってございます。また、平成30年度の見込みでございまして、第1段階から第4段階、軽減される方につきましては、全部で42%ほどということになってございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 私も近々御厄介になる年代に入っておりますので、なるべくそういうところは軽く抑えていただければありがたいなと思います。これからよろしくお願いします。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お願いいたします。

ただいま説明がございましたように、今回の改定、第7期ということで、30年度から32年度の介護保険料となるわけですけれども、今、私の手元に、県内の保険者別の第4期から6期までの1号被保険者の介護保険料基準額一覧表がございまして。これを見ますと、第4期の青木村の月額基準額4,300円、長和町も同じく4,300円、第5期、青木村は5,000円、長和町5,000円、そして現在の第6期、青木村5,700円、長和町5,700円、保険者ごとに決めることになっている保険料が、このように毎回毎回、長和町と歩調をそろえた額になっている理由は何でしょうか。隣町と改定額を申し合わせて同額にしている例は、保険者の広域を組んでいる3地域以外、県下ではほかに見当たりません。理由を教えてください。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） この介護保険料の算定に当たりましては、3年分の見込みを立てるわけでございます。その算定をするための計算の方法がございまして、その中で、やはり3年を通じたトータルの中で必要保険料というものが算定されます。その中で、今回は、今おっしゃられました長和町さんとの数字が合致しているということでございまして、決して申し合わせでやっているわけではございませんので、お含みいただきたい

と思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 3回ともたまたま同じになったということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） すみません。介護保険料の段階については、10段階のうちの低所得者の1から3段階の方については、保険料率を引き下げ、介護保険料の軽減を図りますということで概要書のところには書いてございますけれども、前回と同じ率になっていると思えますけれども、今回特に下げたということではないんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 第6期におきまして、例えば第1段階につきましては、計算式では0.45ということになってございます。その中で、通常ですと、国の基準に沿いますと0.45の数値、基準の0.45の保険料をいただくようになってございまして、その関係で、低所得者の方も配慮しながら、だから、現状より下がるということではございません。基準額が5,700円から300円上がりますので、上がった段階で0.3ということでございますので、その辺はちょっとお含みいただきたいと思いますが、第2段階が、国の基準でいきますと0.75を0.5、第3が0.75が0.7ということで、階段方式に少し配慮しながら設定をさせていただいております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お願いいたします。

青木村介護保険条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論をいたします。

1年前のことになりますが、私は独自に村民の皆さんにお願いし、村民アンケートを行いました。そのアンケートの中の質問項目の一つ、「今後村に力を入れてほしいことは何ですか」という問いに対して、一番多かった声が、国保料、介護保険料の引き下げでした。国保料、介護保険料の負担が村民の肩にいかにかかっているかを如実に示す結果でした。これ以上の値上げは耐えられない、値下げをしてほしいというのが村民の切実な願いです。

介護保険制度は、介護の社会化、家庭介護の負担軽減をうたい文句に2000年度からスタートしました。しかし、制度発足以降今日まで、政府の社会保障削減政策のもと、さまざまなサービス切り下げと負担増が繰り返されてきました。制度発足当初、基準月額、先ほど宮下議員の質問の中にもございましたけれども、全国平均は2,911円でした。その保険料が現在、第6期では、全国平均5,514円と倍増しました。

先ほどの花見課長の御答弁でも明らかにされたように、青木村の介護保険料も、当初2,268円だったものが5,700円、実に2.5倍です。制度発足当時、厚労省老健局長を務め、介護保険の生みの親とまで称せられた堤修三氏は、今から2年4カ月前、前回の改定が行われた半年後の2015年11月、次のように述べています。保険料を納めた人には、平等に給付を行うのが保険制度の大前提、しかし、2015年改定や財務省の給付抑制路線の提案では、この前提が崩れつつあると危惧している。さらに、要支援者の訪問介護などを市町村の事業に移しかえたり、補足給付に資産要件を導入したりするなどは、保険制度からいえば全くの筋違いで、団塊の世代にとって、介護保険は国家的な詐欺となりつつあるように思えてならない。高齢者行政のトップに位置して、介護保険制度をスタートさせた方の意見として、真摯に耳を傾けるべきではないでしょうか。

介護保険制度が制度疲労を起こし、破綻寸前になっていることは明らかです。社会保障費の自然増、削減という方針を転換し、社会保障増進にかじを切るべきときです。そうした見地に立つならば、今回の介護保険料の引き上げ提案を甘んじて受け入れることはできません。

先日、私は御代田町の茂木町長のお話をお聞きする機会を得ました。茂木町長が御代田町の町長になられたのは、11年前のことでした。そのとき、御代田町の介護保険料は県下2番目に高額だったといえます。その2年後、第4期の保険料を調べてみますと、青木村4,300円、高いほうから8番目、御代田町4,430円、高いほうから6番目です。9年前は、青木村よりも高額でした。第6期、現在です。青木村5,700円、高いほうから9番目、御代田町5,160円、高いほうから39番目、そして第7期、今回の改定では、青木村6,000円の値上げ案に対し、御代田町は550円引き下げ4,610円、県下で最も低い介護保険料になるとのこと

でした。県下2番目に高かった介護保険料、第7期は県下一安い介護保険料になるということ
とです。

こうした社会保障増進の施策に着目すべきではないでしょうか。ちなみに、先ほど質問で
取り上げた長和町、今回は保険料の値上げをせず据え置くことにしています。国からの圧政
に抗し、地方行政が盾になって住民を守ることこそが、今求められているのだと思います。

以上申し上げ、青木村介護保険条例の一部を改正する条例案に対する反対討論といたしま
す。

○議長（沓掛計三君） 他に反対の討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

山本議員。

○10番（山本 悟君） この制度が平成12年に発足して7回目ですか、3年に1度ずつの改
定ということなんですが、これは社会保障の中で医療保険、それから年金制度と相まって、
世界に冠たるすばらしい制度だと。今まで個人の家庭とかで見ていた者が、社会全体でお年
寄りを支えるということで、本当に市場経済の国、住居層あるいは自己責任という中で、こ
れは部分的にすばらしい制度だなと、私はこう思います。

そんな中で、私らも安心してこれから年をとっていけるのかなと。保険料はもちろん上が
らないほうがいいんですけども、当初、2,268円の当村の保険料が今は倍以上ということ
なんです。これはやむを得ないかなと。支える人が少なくなって、対象者が多くなっている、
またニーズも高まっているという中で、これはやむを得ないことかなと、こんなふうに思い
ます。

そんな中で、やっぱりこの制度を維持していくためには、お互いに泣くところは泣かなく
てはどうしようもないんで、お互いに負担を押し、それで自分がその対象になったときに
はまたお願いするといった、その中で、これはやむを得ない、何とかこの制度を維持してい
くには仕方ないのかなという中で、私は賛成討論といたします。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 他に賛成討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（沓掛計三君） 賛成多数。

議案第9号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第10号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第10号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第11号 青木村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第11号 青木村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第12号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 制定の趣旨を見まして、その中に、平成30年度から介護保険施設の類型の介護医療院を追加と、このように書かれているんですが、そのように説明があったんですが、この介護医療院というものはどういうものなのか、まずお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 介護医療院が新たに加わるということでございますか、介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設ということでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） そうすると、具体的には、今、青木村において、こういう介護医療院というものが存在しているのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 現在、介護医療院はございません。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 青木村にはないと、こういう説明をいただいているんですが、これは青木村だけじゃなくて、この近隣、この周辺の市町村には存在しているものなのかどうかお聞きをします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） この介護医療院につきまして、平成30年度から施行ということになってございますので、現在、私どもで把握しているのは近隣でもございませんが、今後、いろいろな展開が図られるかと思えます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第12号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第13号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第13号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第14号 青木村授産所利用料徴収条例等を廃止する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 説明にもございましたけれども、この制度ができたのは、昭和22年2月、失業対策事業というふうな名称であったかと思いますが、今、ここにいらっしゃる方の中で、22年に既にこの世に立っている人は、本当に私を含めて、あと村長と堀内先輩ぐらいでしょうか。ほかの方はいらっしゃらないという中で、前々村長の宮原栄吉さん、それから宮原毅さん、そして現村長と3代にわたってこの制度を維持してきたわけなんですけれども、戦後復員してきて仕事がない、あした食う飯もないというふうな中で、本当にその時代の要請に応じて仕事を提供し、何がしかのお金をもっととれるようにしたということで、本当にすばらしい制度だったんだと、こんな高度経済成長になって、今のようない時代なんていうのは全く想定できなかったと思うんですけれども、そんな中で、本当に時代の要請に応じて、すばらしい制度として、それなりに社会に貢献してきたと、こう思います。

今のように入効求人倍率が1.5とか1.7というんじゃないくて、働くところも本当はないというような中でこの制度ができて、同じようなことを言いますけれども、その中で、例えば当村では、オルガン針さんとか、すばらしい企業さんとおつき合いをして、末永く、景気の悪いときもいいときもちゃんと維持してできた。担当職員も本当に努力されて、一番最後の上原会長さんにおかれても、随分努力されたなど、営業から仕事そのものから、交渉からいろいろなことをやられてきたと、こんなふうには私は監査なんかのときに感じたことがありました。

村長にちょっとお聞きしたいんですが、時代の要請に応じてきょうまで来た。誰かがいつかはこれ、つくった制度ですから、やめるときがあるんですが、村長にとっても感慨深いものがあるかと思うんですが、その辺の村長のお考え、上原係長さん、いらっしゃったらお聞きしたいと思うんですが、いらっしゃらないので、村長、よろしくお願ひします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 授産所は、今、山本議員がおっしゃったように、長い間、本当に長い間、村民の生活を支援していただきました。これは議会、それから村民の皆さん、そして行政、何よりも、特に私が引き継いでから、オルガン針さんが最後まで、ほかの企業、下請等々を最優先で私どもの授産所に仕事を出していただきました。特にこの数年間はそういう状況で、

この授産所が維持できたというふうに感謝をしております。

近隣の同様の施設、県内を含めて近隣もどんどん閉鎖していく中で、本当に最後まで頑張れたなというふうに思っております。これは、本当に支えていただいた皆さんに感謝を申し上げたいというふうに思います。

残念ながら、時代の要請、そして今の求人倍率の動向等々を見て、入所する方も少なくなりましたし、現に入所されていた方も大変高齢になりまして、体調を気遣いながらの作業ということになりました。一定の年齢になりましたので、ほんの一部の方を除いては、一つの役割は終わったかなというふうに思います。

長い間本当に、特に最後のほうは、いつ閉鎖してもおかしくない状況の中で、3年という期限を切ってオルガン針さんにも御協力をいただいて、最後のところの幕引きができたということは、今までの長い間の先輩たちに感謝しながら、やむを得ない幕引きができた。いい形で幕引きができたと、感無量の面もありますけれども、そういう面でも感謝を申し上げたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 今、質疑といたしますか、発言の内容なんですが、その中で、本当に時代の要請に十分応えて任務を果たしてきたという中で、制度に御苦労さまという言い方はないかもしれませんが、本当に御苦労さんという気持ちで私は賛成討論をします。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかに賛成の方の討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第14号 青木村授産所利用料徴収条例等を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第15号 道の駅あおきの設置及び管理に関する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第15号 道の駅あおきの設置及び管理に関する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第16号 道の駅あおきの指定管理者の指定について質疑

を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第16号 道の駅あおきの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第17号 青木村田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） これは、今は展示といいますか、そういう形であるんですが、何年後には売却とか、そういうふうなこともあり得るのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今の施設を売却するかということの御質問でありますけれども、今のところは考えておりません。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第17号 青木村田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第18号 青木村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第18号 青木村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第19号 寄附採納について質疑を行います。

質疑のある方。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 1,400万円という方がおるわけでございますけれども、非常に金額的な面から考えればありがたいことでございますが、ちょっと大変かなというような感じもするわけでございます。このことについては、何か御異議はございませんか、お考えはありますか、お願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 寄附をいただいておりますキャストックさんでありますけれども、毎年何らかの形で御寄附をいただいております。これは一般寄附であったり、それから教育にだったり、あるいは社会福祉協議会だったりしております。

今回、大変多額な御寄附をいただいて、大変私どもありがたく思っておりますし、寄附を有効活用させていただきたいと思っております。製造業は大変今、多くの会社は景気がいいようございまして、こういうことから御寄附をいただきまして、大変ありがたく思っておりますし、活用させていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 活用の対応についてはこれからの問題だと思いますけれども、やはり村の産業の活性化とか、そういうような面で前向きに考えられておりますかどうか、お聞きします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） これから企業誘致をするとか、そういった産業の活性化を鋭意取り組む体制を今整えております。企業誘致も今しておりますけれども、そういう中で、底上げ、特に、例えば商工会でいえば工業部会の底上げをするような形に活用させていただければと

思っております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第19号 寄附採納については原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第20号 教育長の任命についてを議題とし、提案説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第20号につきましては、人事案件でございますので、慣例に従いまして、別室にての説明をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） ここで暫時休憩といたします。

議員の皆様は議員控室のほうへお願いいたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時18分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（沓掛計三君） それでは、村長より説明をお願いします。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第20号 教育長の任命についてお願いいたします。

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いいたします。

住所、青木村大字村松1914番地の1、沓掛英明さん。生年月日でありますけれども、昭和29年2月22日生まれでございます。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 先ほど村長からもちよっとお話がありましたけれども、私もこれまで社会文教委員会、また委員長として沓掛教育長といろいろなお話をさせていただいたわけですが、大変にいろいろな物の考え方等前向きであって、私としては、ぜひとも推薦したい方だと思っておりましたので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 他にございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第20号 教育長の任命については原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

なお、議案第21号の協議については、先ほど議案第20号の協議を別室で行った際、あわせて終了しておりますので、事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（沓掛計三君） 北村村長より説明をお願いします。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてをお願いいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の同意をお願いいたします。

住所、青木村大字村松2075番地の3。氏名、宮入典子さん。生年月日であります、昭和22年8月12日生まれでございます。

平成30年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 本案の件について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 宮入典子さん、上田市の職員としてかなりの地位にまで上り詰めた方でございます。今の人権擁護委員も大変熱心に取り組んでいただいております、大変適任だと思います。また、男女共同参画の立場からも、この女性を採用していくということは大変よいことだと思いますので、賛成をいたします。

○議長（沓掛計三君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦の同意については原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第22号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について質疑を行います。

質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第22号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第23号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて質疑を行います。

山本議員。

○10番（山本 悟君） かつて上田広域でマイカルの社債を買って、ある程度マイナスになったんですけども、そのときの形も権利放棄という形で、当村も権利放棄したのですが、当初の金額よりは戻ってきたということもあって、金額は少なくなったんですけども、そのときも放棄のというような形をとったんですけども、例えば負担金だとか、引き受け金だとか、何かそういうふうなことじゃなくて、放棄というと、何か私、言葉から受けるのからいつて、本来あるべき権利を、その人の都合によって権利をなくすというような意味でしょうか。どうしてこの場合、「放棄」という言葉を使うのか、その辺からちょっと教えてください。結果は同じだと思うんだよね、お金出すことには変わりはないと思うんだけども。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議員おっしゃったとおり、経過はそれとおりでございまして、当初、各構成市町村から出資という形で積み立てたものに対して、事務的な手続の言い方にはなりますけれども、放棄という形で、各構成市町村のほうでそれをするので実際に支出ができるという、強いて言えば事務的な言葉になるかと思えますけれども、そういうことで解釈はしております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今、課長が言われたように、出資したもとはみんなが出し合った金ということなんでしょうけれども、これも言い方はちょっと私にとってはひっかかるところがあるので、また行政用語といいますか、慣例といいますか、そんなふうな形できっとこういう言葉が生まれたのかもしれませんが、その辺何か新しいことがわかったら、また

教えてください。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 関連内容で質問したいと思います。

上田の医療センターにつきましては、非常に前に心配してきた経過があるわけでございまして、医者はいないし、その中でも特に麻酔役がいないと、手術もできないと。そこへ加えて、上田の産院の問題もあったわけですけれども、上小管内の医療の質の低下ですね、こういうことが非常に論議をされた経過があったわけでございます。最近の話を聞いてみれば、非常に医療センターの内容も充実されてきて、ほぼ医者等については完璧だと、こういうような話も聞いておるわけでありまして。

県下の医療体制を考えると、非常に長野県の厚生連が非常に頑張ってもらっておりまして、長野地域から佐久南までずっと見ても、非常にすばらしい内容がありますが、上小管内は非常に寂しいと、こういう状況でございまして、だんだんと評判が出てまいりまして、輪番制の体制も医者の中では順調に展開しているのではないかというふうには考えておるわけでありまして。

そういう中で、この制度が何年も前から成果が上がりつつあるのではないかというように私は考えるわけでございますけれども、村長にお伺いしますが、広域議会での状況と、それからこの金を使って医療センターの充実をされてきた経過等についてお願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 広域連合でこのふるさと基金の運営をさせていただいております。もともと信州上田医療センターのためにこれをつくったわけではありませんので、もっと広範にいろいろなことをやれるようなことになっております。

近日の課題として、今、堀内議員がおっしゃったように、上田小県の医療の充実というのが求められておりますし、一番大きい病院で2次医療までここでできることになっておりますので、ここの40台になりました医師の数を今60人台まで復活をいたしました。

それともう一つ、救急患者もだんだんこの病院の充実によりまして、管内で、いわゆる外へ出ていく患者さんではなくて、この上小管内で医療センターを中心として患者さんが、上田小県の管内で救急患者が大体足りるというような状況になっているのも、この医療センタ

一の充実のおかげというふうに思っております。

それからもう一つ、医療センターに期待されるのは、がんの中核病院になることでありまして、今もう少しでというところまで来ておりますけれども、中心病院ではありますけれども、中核病院として法の定めるところのがんの取り組みをもう少し充実する必要があるということで、このように各市町村、広域連合で応援をするということになっております。

そのほか、今御質問にもありましたように、輪番制でありますとか病院の後方支援でありますとか、そういうことも行いながら医療センターの充実を図っていきたいと考えております。

それともう一つ、医師の確保につきましては、信州大学と大分連携が密にできるようになりまして、人数がふえたのも、そういうことの要因でございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 内容については理解できましたけれども、広域議会として、この方式は今後も継続していく考えかどうかお伺いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 連合長会議等に毎年1ないし2回、医療センターから来て、実績、内容等の説明をいただくわけでありますけれども、そのとき我々からは、いつまでも続くということでは、しばらくは続くかと思っておりますけれども、なるべく早くひとり立ちしてほしいという要望をしているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第23号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについては原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第24号 平成29年度青木村一般会計補正予算について質疑を行います。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 8ページの土木費国庫補助金につきましてお聞きをいたしたいんですが、防災安全交付金が107万8,000円減ということでありまして、これの理由は、事業量の減少と入札差金と、こういう御説明をいただいているんですが、もう少し詳しくというか、御説明いただければと思いますが。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 事業量の減につきましては、以前にもちょっとお話ししたかと思うんですが、当初、橋梁の修繕にかかわるものでございまして、2橋の設計をして、もし追加でお金がつけば2橋の修繕まで行うことで予算立てをしておりましたけれども、そのお金がつかなかったというのが一つと、あとは設計を行ったわけですけれども、予定よりも安価で設計をお願いすることができましたので、その差金分、実績に応じて補助金が参りますので、それに伴う減ということでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係につきましては、当初552万5,000円という予算で、ただいま御説明をいただいたとおりなんですが、ただいまの入札の金額、これにつきましてはどのくらいなのか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 申しわけございません。ちょっと細かい資料を用意してございませんので、またお示しさせていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 11ページをお願いをしたいと思います。

その中で、総務費で地方創生プロジェクト事業費の中に、キッチンカーの言葉が出てきたわけでございますけれども、まだ具体的な内容につきましては、議会の中で私は聞いていないわけでございます。このキッチンカーの導入と、それから700万円の減と、こういう内容でありますけれども、この辺のことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 地方プロジェクト事業費の中の700万円の内容になりますけれども、現在、キッチンカー、最終を目途に車両の購入を進めております。購入そのものについては、ことしの29年度でできます。あわせて、これをキッチンカーとして実際に改造的な、艀装という名前になるんですけれども、これを今後やっていかなくてははいけません。

その中で、29年度は購入までは済みましたが、その改造に当たる部分の経費をここで減額をさせていただいて、改めて30年度でそれを行い、実際に使えるようにするという内容でございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） この利用方法についてお伺いしたいと思います。少子高齢化という社会の中で、どのようなお考えでキッチンカーを運行していくか。それから、予想される効果というものはどういうことが考えられるのか、お伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） それではお答えします。

キッチンカーにつきましては、今のところタチアカネそばを調理して提供するというところで、ほぼ100人前分ぐらいは積んでいる水と排水でできるということで、製作を進めているところであります。

御承知のとおり、タチアカネそばについては、青木村に来て食べていただければ一番いいわけですが、なかなか遠方でということで、首都圏を中心にアウトバウンドして、タチアカネのおいしさをPRできればということと、あわせてタチアカネ以外の青木村のいいものを特産物を積んでPRできればということで、トラックですので、移動が容易ということで今回導入に当たりました。

また、キッチンカーですので、PR以外の部分、例えば災害時、自己完結調理できますので、そういった活動、また栄養指導等、車で移動できますので、そんな活用法も検討してい

きたいと思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 運行につきましては、人も必要になりますし、それから料理の知識もなくてはいけないし、それから村内のことも村外のこともいろいろ考えなくてはいけないし、そういう運行内容についても、今、具体的なお考えをもう一度お願いします。

○議長（沓掛計三君） 塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 今のところ、供用開始が7月、8月ごろを目指しております。まだ三、四カ月ございます。今後どのような活用方法、村で直営で管理するのか、また道の駅を初め、村内の事業者さんをお願いするのかを、関係者が集まって検討をしたいということでありますが、いずれにしても、せっかく整備して活用されないという状況が一番まずいですので、活用しやすい方法の管理を考えたいと思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 12ページをお願いします。

民生費の社会福祉総務費の中の上のほうなんですけど、報償費、出産祝い金、4名追加ということにお聞きしたと思うんですが、もう一度御説明をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 出産祝い金でございますが、当初見込んでおりましたものよりも、まだここに来まして、出産等の届け出がございます。今後、5名分を見込んでおります。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） この出産祝い金の関連でお聞きしたいんですが、今度、出生前診断というのが認められて、一般診療の対象になるとかと聞いたんですが、何か簡単な血液検査でダウン症ですとか、あと2つぐらいの病気がわかる。倫理的な問題もあるんですけども、産む、産まない選別というようなこともあるんですが、そんな中で、村としてもそういうようなことが今まで何らかの形でつかめていたのかどうか。例えば、実際に子供さんが生まれたんだけど、そのうちのお母さん方で何割ぐらいの方がその出生前の診断を受けて、高

齢になるとどうしてもリスクがあるというふうに聞いていますけれども、そんなふうなことを村で掌握するのは厳しいと思うんですが、何となくはつかんでいますか。出生前診断の実態とといいますか、数というか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今、議員さんおっしゃったように、そのような話題が出ているところがございますが、青木村ではそういうことはつかんでおりません。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） これは保険が対象にならないと聞いたんですが、村長、長い目で見ると、また村でも何らかの形で補助金を出せるような検討をどこかでやってもらえればいいかなと思うんですが、ちょっと先の話になりますけれども、どこかに、この辺にしまっておいてほしいと思うんですが。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 世の中の流れがどういうふうにならなっていくかでありまして、医学と倫理と相まった中で、国あるいは県等でいい方向が出てくるというふうに期待しておりますので、その中でまた検討させていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

小林議員。

○8番（小林和雄君） 15ページの国道調査費なんですけど、231万5,000円について、県の補助金の対象外になった、一般財源に振りかわったわけなんですけど、どういう理由で補助対象にならなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 国道調査の業務につきましては、1地区、成果が上がるまで4年から6年というような、結構長期間にわたる事業のサイクルで動いております。

そんな中で、先日もちょっとお話をしたんですけど、特に東日本大震災以降、測量法の改正ですとか、測量技術の進歩等によりまして、基礎となる調査済みの基準点とか、測量の成果について、もう一度はかり直しなさいよというような指導がございまして、そんなことによって、今までもう既に立ち会いも終わって、くいも打ってあるんですけど、そこをもう一度はかり直すような事業が必要になってきました。

そんなことで、本来は新しい地区に入る予定で予算要望をしていたわけなんですけれども、もう7年分ぐらいの過去の調査区からさかのぼって、もう一回主要な箇所をはかり直さなく

てはいけなくなってしまうものですから、とても新規事業をやりながら、その過去の事業もやっていくということが困難になってきましたものから、ここで一度足をとめて、しっかり過去の成果を上げて、片づけて、それから先に進んだほうがいいだろうということで、当初予定していた事業については来年度以降に送るということで、要は補助金の手を下げたということが一番の原因でございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 12ページをお願いします。

先ほどの報償費の下の繰出金ですけれども、テクニックの問題もあって、今年度、29年度中に3,000万円繰り出すということなんですけど、これでどのくらいもつとえばおかしいけれども、医療費の給付費とか、あるいは段階的に保険料を上げるというふうな、いろいろな形の中で総体的に考えて、これで村長、どうでしょうか。今度の繰り出しをやらないで、何年ぐらいでやっていけそうかなという、腹づもりというか、それはどうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 次期3カ年の中はこれでいけるといふふうに思っております。今の計算では、多少余裕を持たせながらの3,000万というふうに思います。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 11ページ、お願いします。

私もちょっと不勉強で大変申しわけないんですが、企画費のところの公衆無線LAN、これ委託料と合わせまして1,900万ということですが、1,900万円もかかる事業とはどういうものなのか、もう一度御説明いただきたいんですが。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 委託料と合わせて工事費の事業になりますけれども、公衆無線LAN環境整備支援事業という名前にはなっておりますが、通常は、皆さんよく聞く名前になりますと、Wi-Fiというような環境になります。

実際にこれは、今現在、村内でも部分的にはありますけれども、今回のこの予算で計上いたしましたのは、村内の避難所ということで限定をしております。役場、文化会館、それからふるさと公園、道の駅、それから小・中学校の体育館と、ここに環境を整備して、この事業をやっていくという内容でございます。

- 議長（沓掛計三君） 宮下議員。
- 5番（宮下壽章君） こういうものに関しては、補助金とか、そういうものはないですか。
- 議長（沓掛計三君） 井古田総務企画課長。
- 参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 今の予算書の中ほどに、（国）というのがございますけれども、総額に対して500万円の補助がある事業でございます。
- 議長（沓掛計三君） ほかにございますか。
- 居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） 18ページの土木費についてお聞きをいたしますが、住宅管理費で需用費、修繕料238万6,000円があります。これにつきましては、ことしの寒波によって水道管が破裂をして、その修繕料だという御説明をいただいております。
- まずこの金額が238万6,000円という金額ですので、どこの場所なのかどうか、まずお聞きをいたします。
- 議長（沓掛計三君） 津田主事。
- 商工観光移住課主事（津田直樹君） お答えさせていただきます。
- 予定で出ていますのが、村内の公営の村営住宅になります。村営住宅の中でも、若者定住を含めた全98戸ある中の部分でございます。
- 議長（沓掛計三君） 居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） これにつきましては、全額修繕料というのは、全額村で負担をされるのかどうか。一部受益者負担というか、そういうものがあるのかどうかお願いしたいと思いますが。
- 議長（沓掛計三君） 北村村長。
- 村長（北村政夫君） 村営住宅でありますので、私ども家主という立場になります。したがって、今御質問いただきましたように、水道だけではなくて、給湯器とか、ことしの冬のしみ込みが大変多かったものですから、水回りが中心でありますけれども、それは家主という立場で、全額村で工事を請け負います。
- 議長（沓掛計三君） 居鶴議員。
- 7番（居鶴貞美君） これは不可抗力といいますか、そういうことだろうというふうに思います。それは十分理解をしておりますが、状況によっては、ここを利用されている方のようなケースもあろうかというふうに思います。この関係は、今、村長から御説明いただきましたので、村の負担ということであろうかというふうに思いますが、ことし、ちょっと

異常な寒波でしたので、我々個人でも水道管に関しては破裂しないような防衛手段というか、とってきておりましたので、入っている方のそういう啓蒙といえますか、そういうことは当然おやりになっているかとは思いますが、その点につきましてはどうですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御案内のとおり、村営住宅は大分古いものもありますので、一概にこのしみだけではなくて、古い部分としみと両方なったような部分も実は給湯器なんかはあります。通常の管理で、適正な管理をしていただいたものに関しては村側ということでありませぬ。

今御質問いただきましたように、いろいろ保護するとか、そういう通常の注意をすとか、私どもも入居者に対して啓蒙活動を今後してまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 先ほどの宮下議員の関連の質問ですけれども、11ページの無線LANに関してですが、これはいつから運用開始できるものなのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） お答えします。

総務省のほうの補助、繰り越しの手續の中では、後期、平成30年12月末ということを出してはありますが、まだちょっと小・中学校との調整が必要ですが、授業に支障のない中で進めて、大体夏ごろには供用開始できればいいなということで計画しております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） これは一応防災のときを想定しているかと思うんですが、例えば道の駅であるとか、ふるさと公園などで大勢の方たちが、例えば何か避難するような場合、大きな災害のときに電話機を設置したら、物すごい人が並んで、なかなか使えなかったとかあるんですけれども、これは無線LANですので、インターネットを使うわけですが、何人ぐらいの、ふるさと公園とか道の駅に関して、要は100人が一気に使ったら全然使えないという、もともとの防災の目的でつくったにもかかわらず使えないとか、そういったことではまずいと思うんですが、どれぐらいの人数、データ量とかになるかもしれませんが、どういった想定のもとでこれはつくられているんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） お答え申し上げます。

見ていただくサイト、動画ですとかそういった環境にもよりますが、一般的なサイトを見ていただける場合を想定しますと、大体150人から200人の方がに一斉に利用できるような環境を整えるということです。

ただ、もう少し多い人数ということも当初考えたんですが、ランニングコストとお使いいただく利用者を検討しまして、大体そのくらいの200人程度の同時利用のものを今のところ計画しております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） これは、簡単に使えるような仕組みだとは思いますが、ただ行って、すぐ使えるようなものではないような気がするんですが、どういった登録方法で使えるようなことを想定していますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） お答えします。

総務省の方では、ふだん使いも推進しなさいということで、小学校と中学校につきましては、利用される方が限定されていますので、特に認証の形式は設けない予定です。災害時についても同様です。

ただ、ほかの施設につきましては、セキュリティーの問題から、今のところ電話番号による登録、またメールによる登録でID、パスワードを取得していただいて、当初1回登録をいただければ、このほかの4施設で利用できるような形態をとりたいと思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ふるさと公園や道の駅などでは、海外の観光客や、今は一般の観光客の方も無線LANを非常に利用するわけなんですけど、そういった方が利用することも想定されているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 今のところ、管理システムというか、管理機械がポップチャットと呼ばれる、今一番利用されている機種を選定予定で、6カ国語を対応予定ですので、インバウンド等の観光にも対応できるというふうに思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 先ほど居鶴議員さんからの御質問、土木費の橋梁維持費の関連で、落札額といたしますか、契約額はどのぐらいだったのかというような御質問があったかと思えます。

こちらのほう、中村の向山2号橋と下奈の滝山1号橋の2橋の詳細設計を委託した事業でございますけれども、歳出のほうでは、当初622万7,000円ですか、予算を委託料として盛っていたんですけれども、こちらの調査項目を見直したりですとか、あるいは先ほど申し上げた予定価格を下回る入札をいただいたような経過から、契約額が446万3,000円ということでございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

それでは、質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 平成29年度青木村一般会計補正予算について、とりわけ歳出における款3民生費による国保特別会計への3,000万円の繰り出しについて、賛成の立場で討論をいたします。

この件については、既に一般質問の中で賛意を申し述べてきたところではありますが、言葉足らずの面もあったかと思えますので、再度、賛意を表明したいと思えます。

かねてより私は、一般会計からの国保特別会計への法定外繰り入れによって、国保税の値上げをしないよう要望してまいりました。この要望を真摯に受けとめていただき、村民の生活を守るべく繰り入れを決断いただきましたことについて、大いに評価をするものです。加

えて、平成29年度補正予算での基金積み立てという、いわば妙技ともいうべき手法を用いて繰入額を確保いただきましたことに、敬服をいたします。

確保いただいた基金が国保税値上げ抑制のために十分注ぎ入れられ、活用されることを期待し、一般会計補正予算案に賛同いたします。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） それでは、討論終結、採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第24号 平成29年度青木村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第25号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第25号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第26号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第26号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第27号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第27号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 引き続き審議を進めますが、議案第28号から議案第34号については、先ほど各委員長より報告が済んでいる案件となります。

議案第28号 平成30年度青木村一般会計予算について議題とし、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） それでは、平成30年度一般会計予算に対する賛成討論を行います。

平成30年度一般会計26億5,000万円の歳入歳出について、総務建設産業委員会と社会文教委員会に付託されました議案について審議をいたしました。

総務建設委員会の審議については、歳入の部では、村税では前年度と比較して1.8%の増額が見込まれています。

また、歳出では、総務費関係で地域おこし協力隊員の充実のための報償費399万8,000円を計上してありました。また、地域活性化に向けたプロジェクト事業費8,150万円の処置が掲げられております。

農林水産費関係では、多目的機能支払交付金事業、青年就農給付金等、中山間地における農業の活性化に向けた取り組みがなされて、期待したいと思います。

商工費関係では、移住定住に向けた定住促進応援補助金700万円等の計上、そして、道の駅関連事業の委託料の措置等、厳しい財政の中での積極的な予算であり、村民の期待に応えられる予算であると評価します。

また、住民福祉課関係では、健康寿命を村の活性化の一つとして、健康寿命延伸プロジェクト推進会議の設置など、健康寿命を目標達成にした事業のスタートとして、健康管理システムの更新に290万5,000円、健康寿命延伸計画策定で75万5,000円、そして青木診療所の施設整備費用に充てるための青木診療所施設等整備基金として3,250万円など、健康福祉の村づくりに予算として効果を期待している内容となっています。

また、教育委員会関係では、小学校の外国語活動の教科化として、ALT派遣委託員の充実に500万1,000円、そして小学校のICT教育の継続に加え、中学校のICT教育設備整備に1,609万2,000円が盛り込まれて、青木村ならではの教育の充実を進めています。また、第5次青木村長期振興計画での重点プロジェクトでもある、あおきっ子小・中学校全2クラス化の教員への人件費、そして準要保護等児童・生徒就学援助費など、限られた予算の中で教育の充実を重点とした予算となっています。

以上、全般にわたり誠意、精査された予算と認め、評価します。今後も引き続き、適正にして厳正に、そして効果的に予算運営なされるようお願いをしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） なければ討論終結、採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第28号 平成30年度青木村一般会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第29号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第29号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第30号 平成30年度青木村簡易水道特別会計予算について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第30号 平成30年度青木村簡易水道特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第31号 平成30年度青木村別荘事業特別会計予算について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第31号 平成30年度青木村別荘事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第32号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第32号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第33号 平成30年度青木村介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（沓掛計三君） 賛成多数。

議案第33号 平成30年度青木村介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第34号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第34号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、請願第1号 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを求める請願書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

請願第1号 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを求める請願書については原案のとおり採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（沓掛計三君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時15分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員